

福井市土木工事共通仕様書 新旧対照表		(下線部：改定箇所)
改定（令和8年7月版）	現行（令和6年7月版）	
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1－1－1－1 適用 1. 適用工事 福井市土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、福井市工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第1条第1項に規定する仕様書として、福井市の発注する土木工事（建設工事のうち建築工事及び建築設備工事を除くものをいう。以下同じ。）に係る工事請負契約書（契約約款を含み以下「契約書等」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行を図るためのものである。 2. 共通仕様書の適用 受注者は、共通仕様書の適用にあたっては、「福井市工事等監督規程」（平成9年5月1日福井市訓令甲第4号）（以下「監督規程」という。）及び「福井市工事等検査規程」（平成9年5月1日福井市訓令甲第3号）（以下「検査規程」という。）に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、部分引渡検査、部分払検査、中間検査）にあたっては、福井市財務会計規則（昭和39年5月15日規則第11号）（以下「財務会計規則」という。）第119号及び第121号に基づくものであることを認識しなければならない。 3. 優先事項 契約図面、特記仕様書及び工事数量総括表に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。 4. 設計図書間の不整合 特記仕様書、契約図面、工事数量総括表の間に相違がある場合、又は契約図面からの読み取りと契約図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。 5. S I 単位 設計図書は、S I 単位を使用するものとする。S I 単位については、S I 単位と非S I 単位が併記されている場合は（ ）内を非S I 単位とする。 1－1－1－2 用語の定義 1. 監督職員 監督職員とは、財務会計規則第119条に規定する職員をいい、主に受注者に対する指示・承諾・協議及び関連工事の調整の処理、工事实施のための詳細図等の作成及び交付、受注者が作成した図面の承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験又は検査の実施（他のものに実施させ、当該実施を確認することを含む）を行い、設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合等における契約権者への報告を行うとともに監督業務の掌握を行う者をいう。 2. 複数監督職員 監督職員を複数設置する場合、監督職員とは主任監督職員、監督職員を総称していう。受注者には主として監督職員が対応する。 3. 主任監督職員 主任監督職員とは、主に、受注者に対する指示・承諾・協議及び関連工事の調整のうち重要なものの処理、工事实施のための詳細図等の作成及び交付、受注者が作成した図面の承諾のうち重要なものの処理を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験又は検査の実施（他のものに実施させ、当該実施を確認することを含む）のうち重要なものの処理を行い、設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合等における契約権者への報告のうち重要な	第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1－1－1－1 適用 1. 適用工事 福井市土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、福井市工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第1条第1項に規定する仕様書として、福井市の発注する土木工事（建設工事のうち建築工事及び建築設備工事を除くものをいう。以下同じ。）に係る工事請負契約書（契約約款を含み以下「契約書等」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行を図るためのものである。 2. 共通仕様書の適用 受注者は、共通仕様書の適用にあたっては、「福井市工事等監督規程」（平成9年5月1日福井市訓令甲第4号）（以下「監督規程」という。）及び「福井市工事等検査規程」（平成9年5月1日福井市訓令甲第3号）（以下「検査規程」という。）に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、部分引渡検査、部分払検査、中間検査）にあたっては、福井市財務会計規則（昭和39年5月15日規則第11号）（以下「財務会計規則」という。）第119号及び第121号に基づくものであることを認識しなければならない。 3. 優先事項 契約図面、特記仕様書及び工事数量総括表に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。 4. 設計図書間の不整合 特記仕様書、契約図面、工事数量総括表の間に相違がある場合、又は契約図面からの読み取りと契約図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。 5. S I 単位 設計図書は、S I 単位を使用するものとする。S I 単位については、S I 単位と非S I 単位が併記されている場合は（ ）内を非S I 単位とする。 1－1－1－2 用語の定義 1. 監督職員 監督職員とは、財務会計規則第119条に規定する職員をいい、主に受注者に対する指示・承諾・協議及び関連工事の調整の処理、工事实施のための詳細図等の作成及び交付、受注者が作成した図面の承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験又は検査の実施（他のものに実施させ、当該実施を確認することを含む）を行い、設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合等における契約権者への報告を行うとともに監督業務の掌握を行う者をいう。 2. 複数監督職員 監督職員を複数設置する場合、監督職員とは主任監督職員、監督職員を総称していう。受注者には主として監督職員が対応する。 3. 主任監督職員 主任監督職員とは、主に、受注者に対する指示・承諾・協議及び関連工事の調整のうち重要なものの処理、工事实施のための詳細図等の作成及び交付、受注者が作成した図面の承諾のうち重要なものの処理を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験又は検査の実施（他のものに実施させ、当該実施を確認することを含む）のうち重要なものの処理を行い、設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合等における契約権者への報告のうち重要な	

福井市土木工事共通仕様書 新旧対照表		(下線部：改定箇所)
改定（令和８年７月版）	現行（令和６年７月版）	
ものの処理を行うとともに、監督職員の指揮監督並びに監督業務を掌握する者をいう。	ものの処理を行うとともに、監督職員の指揮監督並びに監督業務を掌握する者をいう。	
４．監督職員	４．監督職員	
監督職員とは、主に、受注者に対する指示・承諾・協議（重要なものを除く）の処理及び関連工事の調整（重要なものを除く）、工事实施のための詳細図等の作成及び交付（重要なものを除く）、受注者が作成した図面の承諾（重要なものを除く）を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験又は検査の実施（重要なものを除く）を行い、設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合等における契約権者への報告（重要なものを除く）を行う者をいう。また監督職員は必要と認める事項を主任監督職員へ報告するものとする。	監督職員とは、主に、受注者に対する指示・承諾・協議（重要なものを除く）の処理及び関連工事の調整（重要なものを除く）、工事实施のための詳細図等の作成及び交付（重要なものを除く）、受注者が作成した図面の承諾（重要なものを除く）を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験又は検査の実施（重要なものを除く）を行い、設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合等における契約権者への報告（重要なものを除く）を行う者をいう。また監督職員は必要と認める事項を主任監督職員へ報告するものとする。	
５．契約権者	５．契約権者	
契約権者とは、財務会計規則第２条第10号で規定された者をいう。	契約権者とは、財務会計規則第２条第10号で規定された者をいう。	
６．契約図書	６．契約図書	
契約図書とは、契約書等及び設計図書をいう。	契約図書とは、契約書等及び設計図書をいう。	
７．設計図書	７．設計図書	
設計図書とは、仕様書、契約図面、工事数量総括表、現場説明書及び質問回答書をいう。	設計図書とは、仕様書、契約図面、工事数量総括表、現場説明書及び質問回答書をいう。	
８．仕様書	８．仕様書	
仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書と各工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。	仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書と各工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。	
９．共通仕様書	９．共通仕様書	
共通仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げるの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。	共通仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げるの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。	
10．特記仕様書	10．特記仕様書	
特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。	特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。	
11．契約図面	11．契約図面	
契約図面とは、契約時に設計図書の一部として、契約書に添付されている図面をいう。	契約図面とは、契約時に設計図書の一部として、契約書に添付されている図面をいう。	
12．現場説明書	12．現場説明書	
現場説明書とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。	現場説明書とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。	
13．質問回答書	13．質問回答書	
質問回答書とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する書面をいう。	質問回答書とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する書面をいう。	
14．図面	14．図面	
図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図、工事完成図等をいう。なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。	図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図、工事完成図等をいう。なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。	
15．工事数量総括表	15．工事数量総括表	
工事数量総括表とは、工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した工事費内訳表等の書類をいう。	工事数量総括表とは、工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した工事費内訳表等の書類をいう。	
16．指示	16．指示	
指示とは、契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。	指示とは、契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。	
17．承諾	17．承諾	
承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員又は受注者が書面により同意することをいう。	承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員又は受注者が書面により同意することをいう。	
18．協議	18．協議	
協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。	協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。	
19．提出	19．提出	
提出とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し工事に係わる書面又はその他の	提出とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し工事に係わる書面又はその他の	

福井市土木工事共通仕様書 新旧対照表		(下線部：改定箇所)
改定（令和8年7月版）	現行（令和6年7月版）	
資料を説明し、差し出すことをいう。 20. 提示 提示とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員又は検査職員に対し工事に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。 21. 報告 報告とは、受注者が監督職員に対し、工事の状況又は結果について書面により知らせることをいう。 22. 通知 通知とは、発注者又は監督職員と受注者又は現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。 23. 連絡 連絡とは、監督職員と受注者又は現場代理人の間で、契約約款第18条に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。 なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。 24. 納品 納品とは、受注者が監督職員に工事完成時に成果品を納めることをいう。 25. 電子納品 電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。 26. 情報共有システム 情報共有システムとは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。 27. 書面 書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名又は押印を含む）したものも有効とする。なお、記名においては、氏名を併記せず、氏又は名を記すだけでもよいものとする。 28. 工事写真 工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の黒板情報電子化の一部改定について」（令和3年3月26日付け国技建管第21号）に基づき実施しなければならない。 29. 工事帳票 工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。 30. 工事書類 工事書類とは、工事写真及び工事帳票をいう。 31. 契約関係書類 契約関係書類とは、契約約款第9条第5項の定めにより監督職員を経由して受注者から発注者へ、又は受注者へ提出される書類をいう。 32. 工事管理台帳 工事管理台帳とは、設計図書に従って工事目的物の完成状態を記録した台帳をいう。工事管理台帳は、工事目的物の諸元をとりまとめた施設管理台帳と工事目的物の品質記録をとりまとめた品質記録台帳をいう。 33. 工事完成図書 工事完成図書とは、工事完成時に納品する成果品をいう。 34. 電子成果品 電子成果品とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをいう。 35. 工事関係書類	資料を説明し、差し出すことをいう。 20. 提示 提示とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員又は検査職員に対し工事に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。 21. 報告 報告とは、受注者が監督職員に対し、工事の状況又は結果について書面により知らせることをいう。 22. 通知 通知とは、発注者又は監督職員と受注者又は現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。 23. 連絡 連絡とは、監督職員と受注者又は現場代理人の間で、契約約款第18条に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。 なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。 24. 納品 納品とは、受注者が監督職員に工事完成時に成果品を納めることをいう。 25. 電子納品 電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。 26. 情報共有システム 情報共有システムとは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。 27. 書面 書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名又は押印を含む）したものも有効とする。なお、記名においては、氏名を併記せず、氏又は名を記すだけでもよいものとする。 28. 工事写真 工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の黒板情報電子化の一部改定について」（令和3年3月26日付け国技建管第21号）に基づき実施しなければならない。 29. 工事帳票 工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。 30. 工事書類 工事書類とは、工事写真及び工事帳票をいう。 31. 契約関係書類 契約関係書類とは、契約約款第9条第5項の定めにより監督職員を経由して受注者から発注者へ、又は受注者へ提出される書類をいう。 32. 工事管理台帳 工事管理台帳とは、設計図書に従って工事目的物の完成状態を記録した台帳をいう。工事管理台帳は、工事目的物の諸元をとりまとめた施設管理台帳と工事目的物の品質記録をとりまとめた品質記録台帳をいう。 33. 工事完成図書 工事完成図書とは、工事完成時に納品する成果品をいう。 34. 電子成果品 電子成果品とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをいう。 35. 工事関係書類	

福井市土木工事共通仕様書 新旧対照表		(下線部：改定箇所)
改定（令和８年７月版）	現行（令和６年７月版）	
工事関係書類とは、契約図書、契約関係書類、工事書類、及び工事完成図書をいう。	工事関係書類とは、契約図書、契約関係書類、工事書類、及び工事完成図書をいう。	
36. 確認	36. 確認	
確認とは、契約図書に示された事項について、監督職員、検査職員又は受注者が臨場若しくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。	確認とは、契約図書に示された事項について、監督職員、検査職員又は受注者が臨場若しくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。	
37. 立会	37. 立会	
立会とは、契約図書に示された項目において、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。	立会とは、契約図書に示された項目において、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。	
38. 段階確認	38. 段階確認	
段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。	段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。	
39. 工事検査	39. 工事検査	
工事検査とは、検査職員が契約約款第31条、第37条、第38条に基づく確認を行うことをいう。	工事検査とは、検査職員が契約約款第31条、第37条、第38条に基づく確認を行うことをいう。	
40. 検査職員	40. 検査職員	
検査職員とは、財務会計規則第121条に基づき、工事検査を行うために契約権者が命じた者をいう。	検査職員とは、財務会計規則第121条に基づき、工事検査を行うために契約権者が命じた者をいう。	
41. 中間検査	41. 中間検査	
中間検査とは、検査職員が検査規程第２条第４号に基づき行う支払を伴わない検査をいう。	中間検査とは、検査職員が検査規程第２条第４号に基づき行う支払を伴わない検査をいう。	
42. 段階検査	42. 段階検査	
段階検査とは、段階確認の項目の中で特に検査職員が必要と認めた項目について、検査職員が行う検査をいう。	段階検査とは、段階確認の項目の中で特に検査職員が必要と認めた項目について、検査職員が行う検査をいう。	
43. 同等以上の品質	43. 同等以上の品質	
同等以上の品質とは、設計図書で指定する品質又は設計図書に指定がない場合、監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質又は、監督職員の承諾した品質をいう。なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。	同等以上の品質とは、設計図書で指定する品質又は設計図書に指定がない場合、監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質又は、監督職員の承諾した品質をいう。なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。	
44. 工期	44. 工期	
工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。	工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。	
45. 工事開始日	45. 工事開始日	
工事開始日とは、工期の始期日又は設計図書において規定する始期日をいう。	工事開始日とは、工期の始期日又は設計図書において規定する始期日をいう。	
46. 工事着手	46. 工事着手	
工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。	工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。	
47. 準備期間	47. 準備期間	
準備期間とは、工事開始日から本体工事又は仮設工事の着手までの期間をいう。	準備期間とは、工事開始日から本体工事又は仮設工事の着手までの期間をいう。	
48. 工事	48. 工事	
工事とは、本体工事及び仮設工事、又はそれらの一部をいう。	工事とは、本体工事及び仮設工事、又はそれらの一部をいう。	
49. 本体工事	49. 本体工事	
本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。	本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。	
50. 仮設工事	50. 仮設工事	
仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。	仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。	
51. 工事区域	51. 工事区域	
工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地又は水面の区域をいう。	工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地又は水面の区域をいう。	
52. 現場	52. 現場	
現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。	現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。	
53. S I	53. S I	
S Iとは、国際単位系をいう。	S Iとは、国際単位系をいう。	
54. 現場発生品	54. 現場発生品	
現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰	現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰	

改定（令和8年7月版）	現行（令和6年7月版）
属する。 55. J I S規格 J I S規格とは、日本産業規格をいう。 1－1－1－3 設計図書の照査等 1. 図面原図の貸与 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与することができる。ただし、共通仕様書、福井市工事施工管理基準等公開されているものについては、受注者が備えなければならない。 2. 設計図書の照査 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約約款第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明又は資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約約款第19条によるものとし、監督職員からの指示によるものとする。 3. 契約図書等の使用制限 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書及びその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。 <u>1－1－1－4 ワンデーレスポンス</u> <u>1. ワンデーレスポンス</u> <u>監督職員および受注者は、「ワンデーレスポンス」に努める。ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問・協議等に対して、1日あるいは適切な期限までに回答することをいう。</u> 1－1－1－<u>5</u> 施工計画書 1. 一般事項 受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。 (1) 工事概要 (2) 計画工程表 (3) 現場組織表 (4) 指定機械 (5) 主要船舶・機械 (6) 主要資材 (7) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む） (8) 施工管理計画 (9) 安全管理 (10) 緊急時の体制及び対応 (11) 交通管理 (12) 環境対策 (13) 現場作業環境の整備 (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 (15) その他	属する。 55. J I S規格 J I S規格とは、日本産業規格をいう。 1－1－1－3 設計図書の照査等 1. 図面原図の貸与 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与することができる。ただし、共通仕様書、福井市工事施工管理基準等公開されているものについては、受注者が備えなければならない。 2. 設計図書の照査 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約約款第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明又は資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約約款第19条によるものとし、監督職員からの指示によるものとする。 3. 契約図書等の使用制限 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書及びその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。 1－1－1－<u>4</u> 施工計画書 1. 一般事項 受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。 (1) 工事概要 (2) 計画工程表 (3) 現場組織表 (4) 指定機械 (5) 主要船舶・機械 (6) 主要資材 (7) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む） (8) 施工管理計画 (9) 安全管理 (10) 緊急時の体制及び対応 (11) 交通管理 (12) 環境対策 (13) 現場作業環境の整備 (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 (15) その他

改定（令和8年7月版）	現行（令和6年7月版）
2. 変更施工計画書 受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更は除く）には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。 3. 詳細施工計画書 受注者は、施工計画書を提出した際、監督職員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。 1－1－1－<u>6</u> コリンズ（CORINS）への登録 受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。 登録対象は、工事請負代金額500万円以上（<u>単価契約の場合は契約総額</u>）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。<u>ただし、工事請負代金4,500万円を超えて変更する場合には変更時登録を行うものとする。</u> また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督職員にメール送信される。なお、変更時と工事完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。また、本工事の完成後において訂正又は削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。 1－1－1－<u>7</u> 監督職員 1. 監督職員の権限 当該工事における監督職員の権限は、契約約款第9条第2項に規定した事項である。 2. 監督職員の権限の行使 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督職員が、受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。 1－1－1－<u>8</u> 工事用地等の使用 1. 維持・管理 受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。 2. 用地の確保 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠又は鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに発注者の負担により借地する範囲以外の構造物掘削等に伴う借地等をいう。 3. 第三者からの調達用地 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。 4. 用地の返還 受注者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は、設計図書の定め又は監督職員の指示に従い復旧の上、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も速やかに発注者に返還しなければならない。 5. 復旧費用の負担	2. 変更施工計画書 受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更は除く）には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。 3. 詳細施工計画書 受注者は、施工計画書を提出した際、監督職員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。 1－1－1－<u>5</u> コリンズ（CORINS）への登録 受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。 登録対象は、工事請負代金額500万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。 また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督職員にメール送信される。なお、変更時と工事完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。また、本工事の完成後において訂正又は削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。 1－1－1－<u>6</u> 監督職員 1. 監督職員の権限 当該工事における監督職員の権限は、契約約款第9条第2項に規定した事項である。 2. 監督職員の権限の行使 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督職員が、受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。 1－1－1－<u>7</u> 工事用地等の使用 1. 維持・管理 受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。 2. 用地の確保 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠又は鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに発注者の負担により借地する範囲以外の構造物掘削等に伴う借地等をいう。 3. 第三者からの調達用地 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。 4. 用地の返還 受注者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は、設計図書の定め又は監督職員の指示に従い復旧の上、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も速やかに発注者に返還しなければならない。 5. 復旧費用の負担

福井市土木工事共通仕様書 新旧対照表		(下線部：改定箇所)
改定（令和8年7月版）	現行（令和6年7月版）	
発注者は、第1項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。 6. 用地の使用制限 受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。 1－1－1－<u>9</u> 工事の着手 受注者は、特記仕様書に工事に着手すべき期日について定めがある場合には、その期日までに工事着手しなければならない。 1－1－1－<u>10</u> 工事の下請負 受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 (2) 下請負者が福井市競争入札参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。 (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。 1－1－1－<u>11</u> 施工体制台帳 1. 一般事項 受注者は、工事を施工するために締結した下請負契約がある場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成30年12月20日付け国官技第62号、国営整第154号、平成27年3月27日付け国港技第123号、平成27年3月16日付け国空安保第763号、国空交企第643号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。 2. 施工体系図 第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成27年3月30日付け国官技第325号、国営整第292号、平成27年3月27日付け国港技第123号、平成27年3月16日付け国空安保第763号、国空交企第643号）に従って、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。 3. 名札等の着用 第1項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負人を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1－1－1を標準とする。（監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書きに規定する者をいう。）	発注者は、第1項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。 6. 用地の使用制限 受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。 1－1－1－<u>8</u> 工事の着手 受注者は、特記仕様書に工事に着手すべき期日について定めがある場合には、その期日までに工事着手しなければならない。 1－1－1－<u>9</u> 工事の下請負 受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 (2) 下請負者が福井市競争入札参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。 (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。 1－1－1－<u>10</u> 施工体制台帳 1. 一般事項 受注者は、工事を施工するために締結した下請負契約がある場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成30年12月20日付け国官技第62号、国営整第154号、平成27年3月27日付け国港技第123号、平成27年3月16日付け国空安保第763号、国空交企第643号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。 2. 施工体系図 第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成27年3月30日付け国官技第325号、国営整第292号、平成27年3月27日付け国港技第123号、平成27年3月16日付け国空安保第763号、国空交企第643号）に従って、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。 3. 名札等の着用 第1項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負人を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1－1－1を標準とする。（監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書きに規定する者をいう。）	
監理（主任）技術者 写 真 2cm×3cm 程度 氏名 会社 印 発行年月日 図1－1－1 名札の標準図		

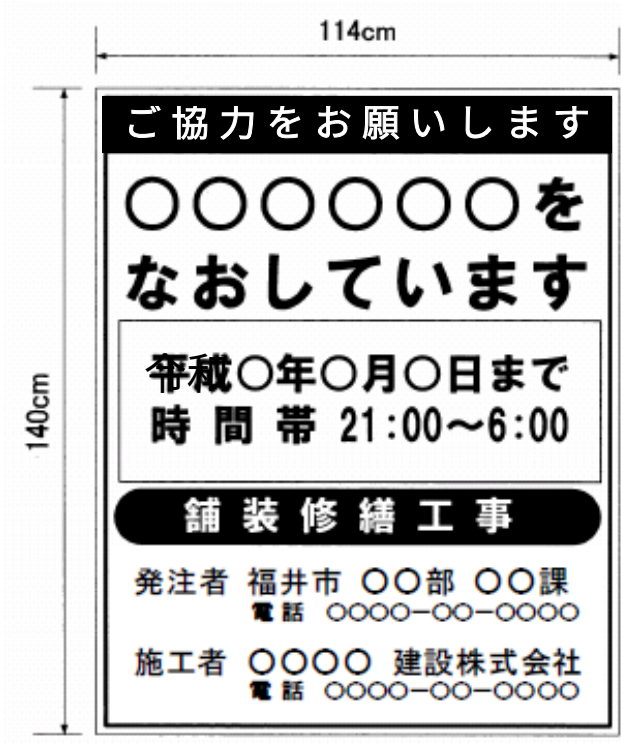
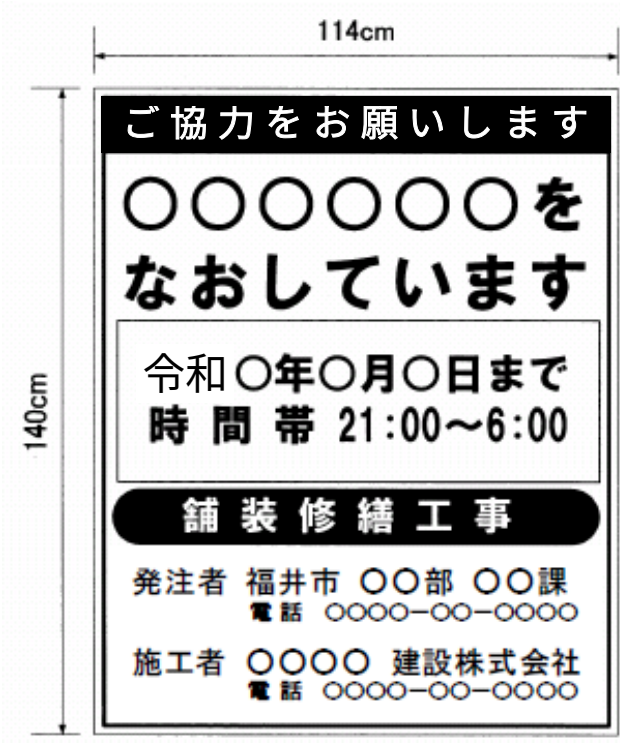
改定（令和8年7月版）	現行（令和6年7月版）
4. 施工体制台帳等変更時の処置 第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。 1－1－1－<u>12</u> 受注者相互の協力 受注者は、契約約款第2条の規定に基づき隣接工事又は関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。 また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。 1－1－1－<u>13</u> 調査・試験に対する協力 1. 一般事項 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。 2. 公共事業労務費調査 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、以下の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。 (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。 (2) 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。 (3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行なわなければならない。 (4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。 3. 諸経費動向調査 受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。 4. 施工合理化調査等 受注者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査等の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。 5. NETIS 受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。 6. 独自の調査・試験を行う場合の処置 受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督職員に説明し、承諾を得なければならない。また、受注者は、調査・試験等の成果を発表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。 1－1－1－<u>14</u> 工事の一時中止 1. 一般事項 発注者は、契約約款第20条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、1－1－1－41 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。 (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当又は不可	4. 施工体制台帳等変更時の処置 第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。 1－1－1－<u>11</u> 受注者相互の協力 受注者は、契約約款第2条の規定に基づき隣接工事又は関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。 また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。 1－1－1－<u>12</u> 調査・試験に対する協力 1. 一般事項 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。 2. 公共事業労務費調査 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、以下の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。 (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。 (2) 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。 (3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行なわなければならない。 (4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。 3. 諸経費動向調査 受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。 4. 施工合理化調査等 受注者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査等の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。 5. NETIS 受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。 6. 独自の調査・試験を行う場合の処置 受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督職員に説明し、承諾を得なければならない。また、受注者は、調査・試験等の成果を発表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。 1－1－1－<u>13</u> 工事の一時中止 1. 一般事項 発注者は、契約約款第20条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、1－1－1－41 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。 (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当又は不可

福井市土木工事共通仕様書 新旧対照表		(下線部：改定箇所)
改定（令和８年７月版）	現行（令和６年７月版）	
能となった場合 (２) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不相当と認めた場合 (３) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不相当又は不可能となった場合。 ２．発注者の中止権 発注者は、受注者が契約図書に違反し又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工について一時中止させることができる。 ３．基本計画書の作成 前１項及び２項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、協議するものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。 １－１－１－<u>15</u> 設計図書の変更 設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。 １－１－１－<u>16</u> 工期変更 １．一般事項 契約約款第15条第７項、第17条第１項、第18条第５項、第19条、第20条第３項、第21条及び第43条第２項の規定に基づく工期の変更について、契約約款第23条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督職員はその結果を受注者に通知するものとする。 ２．設計図書の変更等 受注者は、契約約款第18条第５項及び第19条に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、第１項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約約款第23条第２項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。 ３．工事の一時中止 受注者は、契約約款第20条に基づく工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、第１項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約約款第23条第２項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。 ４．工期の延長 受注者は、契約約款第21条に基づき工期の延長を求める場合、第１項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約約款第23条第２項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。 ５．工期の短縮 受注者は、契約約款第22条第１項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。 １－１－１－<u>17</u> 支給材料及び貸与品 １．一般事項 受注者は、支給材料及び貸与品を契約約款第15条第８項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。 ２．受渡状況の記録 受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。	能となった場合 (２) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不相当と認めた場合 (３) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不相当又は不可能となった場合。 ２．発注者の中止権 発注者は、受注者が契約図書に違反し又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工について一時中止させることができる。 ３．基本計画書の作成 前１項及び２項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、協議するものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。 １－１－１－<u>14</u> 設計図書の変更 設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。 １－１－１－<u>15</u> 工期変更 １．一般事項 契約約款第15条第７項、第17条第１項、第18条第５項、第19条、第20条第３項、第21条及び第43条第２項の規定に基づく工期の変更について、契約約款第23条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督職員はその結果を受注者に通知するものとする。 ２．設計図書の変更等 受注者は、契約約款第18条第５項及び第19条に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、第１項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約約款第23条第２項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。 ３．工事の一時中止 受注者は、契約約款第20条に基づく工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、第１項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約約款第23条第２項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。 ４．工期の延長 受注者は、契約約款第21条に基づき工期の延長を求める場合、第１項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約約款第23条第２項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。 ５．工期の短縮 受注者は、契約約款第22条第１項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。 １－１－１－<u>16</u> 支給材料及び貸与品 １．一般事項 受注者は、支給材料及び貸与品を契約約款第15条第８項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。 ２．受渡状況の記録 受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。	

福井市土木工事共通仕様書 新旧対照表		(下線部：改定箇所)
改定（令和８年７月版）	現行（令和６年７月版）	
３．支給品精算書、支給材料精算書 受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。）に、土木工事にあつては支給品精算書を、港湾工事にあつては支給材料精算書を監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。 ４．引渡場所 契約約款第15条第１項に規定する「引渡場所」は、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。 ５．貸与機械の使用 受注者は、貸与機械の使用にあたっては、別に定める請負工事用建設機械無償貸与仕様書によらなければならない ６．返還 受注者は、契約約款第15条第９項「不用となった支給材料又は貸与品」の規定に基づき返還する場合、監督職員の指示に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。 ７．修理等 受注者は、支給材料及び貸与物件の修理等を行う場合、事前に監督職員の承諾を得なければならない。 ８．流用の禁止 受注者は、支給材料及び貸与品を他の工事に流用してはならない。 ９．所有権 支給材料及び貸与品の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。 1－1－1－<u>18</u> 工事現場発生品 １．一般事項 受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、設計図書又は監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。 ２．設計図書以外の現場発生品の処置 受注者は、第1項以外のものが発生した場合、監督職員に連絡し、監督職員が引き渡しを指示したものについては、監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。 1－1－1－<u>19</u> 建設副産物 １．一般事項 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事又は設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督職員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあたっては、監督職員の承諾を得なければならない。 ２．マニフェスト 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員に提示しなければならない。 ３．法令遵守 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成３年10月25日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。 ４．再生資源利用計画 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写し	３．支給品精算書、支給材料精算書 受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。）に、土木工事にあつては支給品精算書を、港湾工事にあつては支給材料精算書を監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。 ４．引渡場所 契約約款第15条第１項に規定する「引渡場所」は、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。 ５．貸与機械の使用 受注者は、貸与機械の使用にあたっては、別に定める請負工事用建設機械無償貸与仕様書によらなければならない ６．返還 受注者は、契約約款第15条第９項「不用となった支給材料又は貸与品」の規定に基づき返還する場合、監督職員の指示に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。 ７．修理等 受注者は、支給材料及び貸与物件の修理等を行う場合、事前に監督職員の承諾を得なければならない。 ８．流用の禁止 受注者は、支給材料及び貸与品を他の工事に流用してはならない。 ９．所有権 支給材料及び貸与品の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。 1－1－1－<u>17</u> 工事現場発生品 １．一般事項 受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、設計図書又は監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。 ２．設計図書以外の現場発生品の処置 受注者は、第1項以外のものが発生した場合、監督職員に連絡し、監督職員が引き渡しを指示したものについては、監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。 1－1－1－<u>18</u> 建設副産物 １．一般事項 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事又は設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督職員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあたっては、監督職員の承諾を得なければならない。 ２．マニフェスト 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員に提示しなければならない。 ３．法令遵守 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成３年10月25日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。 ４．再生資源利用計画 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写し	

改定（令和８年７月版）	現行（令和６年７月版）
を添付して監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、<u>工事現場において</u>再生資源利用計画を公衆<u>の</u>見やすい場所に掲げなければならない。 5. 受領書の交付 <u>受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。</u> 6. 再生資源利用促進計画 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、<u>工事現場において</u>再生資源利用促進計画を公衆<u>の</u>見やすい場所に掲げなければならない。 7. 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等 <u>受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見 やすい場所に掲げなければならない。</u> 8. 建設発生土の運搬を行う者に対する通知 <u>受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「6.再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称 および所在地、搬出量）と「7.再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令 等に基づいて通知しなければならない。</u> 9. 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等 <u>受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領 書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。</u> 10. 実施書の提出 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。 1－1－1－20 工事完成図 1. 工事完成図 受注者は、設計図書に従って工事完成図を作成しなければならない。 ただし、各種ブロック製作工等工事目的物によっては、監督職員の承諾を得て工事完成図を省略することができる。 2. 電子納品 受注者は、工事完成図及びその他必要な図書について「福井市電子納品ガイドライン（案）工事編」に従って電子納品するものとする。 1－1－1－21 工事完成検査 1. 工事完成届 受注者は、契約約款第31条の規定に基づき、工事完成届を監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。 2. 工事完成検査の要件 受注者は、工事完成届を監督職員に提出する際には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。 （１）設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。	を添付して監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 5. 再生資源利用促進計画 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 6. 実施書の提出 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。 1－1－1－19 工事完成図 1. 工事完成図 受注者は、設計図書に従って工事完成図を作成しなければならない。 ただし、各種ブロック製作工等工事目的物によっては、監督職員の承諾を得て工事完成図を省略することができる。 2. 電子納品 受注者は、工事完成図及びその他必要な図書について「福井市電子納品ガイドライン（案）工事編」に従って電子納品するものとする。 1－1－1－20 工事完成検査 1. 工事完成届 受注者は、契約約款第31条の規定に基づき、工事完成届を監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。 2. 工事完成検査の要件 受注者は、工事完成届を監督職員に提出する際には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。 （１）設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。

福井市土木工事共通仕様書 新旧対照表		(下線部：改定箇所)
改定（令和８年７月版）	現行（令和６年７月版）	
(２) 契約約款第17条第１項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。 (３) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了していること。 (４) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。 ３. 検査日の通知 発注者は、工事完成検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。 ４. 検査内容 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (１) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ (２) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等 ５. 手直しの命令 検査職員は、手直しの必要があると認めた場合には、工事・会計管理部長に報告し、工事・会計管理部長は受注者に対して、手直しを命じるものとする。 ６. 手直し期間 手直しの完了が確認された場合は、その指示の日から手直し完了の確認の日までの期間は、約款第31条第２項に規定する期間に含めないものとする。 ７. 適用規定 受注者は、当該工事完成検査については、第３編１－１－４ 監督職員による確認及び立会等第３項の規定を準用する。 １－１－１－<u>22</u> 部分払検査及び部分引渡検査 １. 一般事項 受注者は、契約約款第37条第２項の部分払の確認の請求を行った場合、又は、契約約款第38条第１項の工事の完成の通知を行った場合は、指定部分に係わる検査を受けなければならない。 ２. 部分払いの請求 受注者は、契約約款第37条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。 ３. 検査内容 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (１) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。 (２) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。 ４. 修補 受注者は、検査職員の指示による修補については、前条の第５項の規定に従うものとする。 ５. 適用規定 受注者は、当該部分払検査については、第３編１－１－４ 監督職員による確認及び立会等第３項の規定を準用する。 ６. 検査日の通知 発注者は、部分払検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。 ７. 中間前払金の請求 受注者は、契約約款第34条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。 １－１－１－<u>23</u> 部分使用 １. 一般事項 発注者は、受注者の同意を得て部分使用できる。 ２. 監督職員による検査	(２) 契約約款第17条第１項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。 (３) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了していること。 (４) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。 ３. 検査日の通知 発注者は、工事完成検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。 ４. 検査内容 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (１) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ (２) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等 ５. 手直しの命令 検査職員は、手直しの必要があると認めた場合には、工事・会計管理部長に報告し、工事・会計管理部長は受注者に対して、手直しを命じるものとする。 ６. 手直し期間 手直しの完了が確認された場合は、その指示の日から手直し完了の確認の日までの期間は、約款第31条第２項に規定する期間に含めないものとする。 ７. 適用規定 受注者は、当該工事完成検査については、第３編１－１－４ 監督職員による確認及び立会等第３項の規定を準用する。 １－１－１－<u>21</u> 部分払検査及び部分引渡検査 １. 一般事項 受注者は、契約約款第37条第２項の部分払の確認の請求を行った場合、又は、契約約款第38条第１項の工事の完成の通知を行った場合は、指定部分に係わる検査を受けなければならない。 ２. 部分払いの請求 受注者は、契約約款第37条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。 ３. 検査内容 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (１) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。 (２) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。 ４. 修補 受注者は、検査職員の指示による修補については、前条の第５項の規定に従うものとする。 ５. 適用規定 受注者は、当該部分払検査については、第３編１－１－４ 監督職員による確認及び立会等第３項の規定を準用する。 ６. 検査日の通知 発注者は、部分払検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。 ７. 中間前払金の請求 受注者は、契約約款第34条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。 １－１－１－<u>22</u> 部分使用 １. 一般事項 発注者は、受注者の同意を得て部分使用できる。 ２. 監督職員による検査	

改定（令和8年7月版）	現行（令和6年7月版）
受注者は、発注者が契約約款第33条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、中間検査又は監督職員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。 1－1－1－<u>24</u> 施工管理 1. 一般事項 受注者は、工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。 2. 施工管理頻度、密度の変更 監督職員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができる。この場合、受注者は、監督職員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とするものとする。 （1）工事の初期で作業が定常的になっていない場合 （2）管理試験結果が限界値に異常接近した場合 （3）試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合 （4）前各号に掲げるもののほか、監督職員が必要と判断した場合 3. 標示板の設置 受注者は、工事現場周辺の危害防止を図るために、周辺住民はもとより不特定多数の一般市民にも工事の目的と施工の実情等の工事概要を周知する手段として、工事区間の起終点に図1－1－2の標示板を設置しなければならない。なお、原則として標示板には県内産の間伐材を用いるものとし、受注者は、使用されている間伐材が県内産であることについて、福井県産間伐材認証制度等により監督職員の確認を得なければならない。	受注者は、発注者が契約約款第33条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、中間検査又は監督職員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。 1－1－1－<u>23</u> 施工管理 1. 一般事項 受注者は、工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。 2. 施工管理頻度、密度の変更 監督職員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができる。この場合、受注者は、監督職員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とするものとする。 （1）工事の初期で作業が定常的になっていない場合 （2）管理試験結果が限界値に異常接近した場合 （3）試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合 （4）前各号に掲げるもののほか、監督職員が必要と判断した場合 3. 標示板の設置 受注者は、工事現場周辺の危害防止を図るために、周辺住民はもとより不特定多数の一般市民にも工事の目的と施工の実情等の工事概要を周知する手段として、工事区間の起終点に図1－1－2の標示板を設置しなければならない。なお、原則として標示板には県内産の間伐材を用いるものとし、受注者は、使用されている間伐材が県内産であることについて、福井県産間伐材認証制度等により監督職員の確認を得なければならない。
図1－1－2 標示板 	図1－1－2 標示板 
備考	備考

なお、「福井市工事施工管理基準」に定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

福井市土木工事共通仕様書 新旧対照表		(下線部：改定箇所)
改定（令和8年7月版）	現行（令和6年7月版）	
9. 不具合等発生時の措置 受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、また、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合は、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。 1－1－1－<u>25</u> 履行報告 受注者は、契約約款第11条の規定に基づき、工事履行報告書を監督職員に提出しなければならない。 1－1－1－<u>26</u> 工事関係者に対する措置請求 1. 現場代理人に対する措置 発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。 2. 技術者に対する措置 発注者又は監督職員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。 1－1－1－<u>27</u> 工事中の安全確保 1. 安全指針等の遵守 受注者は、<u>最新の</u>土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（一社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（一社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運行指針（一社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事中用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。 2. 建設工事公衆災害防止対策要綱 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号、令和元年9年2日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。 3. 支障行為等の防止 受注者は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。 4. 使用する建設機械 受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。 5. 周辺への支障防止 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。 6. 架空線等事故防止対策 受注者は、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督職員へ報告しなければならない。 7. 防災体制 受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。 8. 第三者の立入り禁止措置	9. 不具合等発生時の措置 受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、また、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合は、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。 1－1－1－<u>24</u> 履行報告 受注者は、契約約款第11条の規定に基づき、工事履行報告書を監督職員に提出しなければならない。 1－1－1－<u>25</u> 工事関係者に対する措置請求 1. 現場代理人に対する措置 発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。 2. 技術者に対する措置 発注者又は監督職員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。 1－1－1－<u>26</u> 工事中の安全確保 1. 安全指針等の遵守 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、<u>令和4年2月</u>）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（一社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（一社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運行指針（一社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事中用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。 2. 建設工事公衆災害防止対策要綱 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号、令和元年9年2日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。 3. 支障行為等の防止 受注者は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。 4. 使用する建設機械 受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。 5. 周辺への支障防止 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。 6. 架空線等事故防止対策 受注者は、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督職員へ報告しなければならない。 7. 防災体制 受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。 8. 第三者の立入り禁止措置	

福井市土木工事共通仕様書 新旧対照表		(下線部：改定箇所)
改定（令和8年7月版）	現行（令和6年7月版）	
受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。 9. 安全巡視 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保しなければならない。 10. 現場環境改善 受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舍、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。 11. 定期安全研修・訓練等 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施する事も出来る。 (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育 (2) 当該工事内容等の周知徹底 (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底 (4) 当該工事における災害対策訓練 (5) 当該工事現場で予想される事故対策 (6) その他、安全・訓練等として必要な事項 12. 施工計画書 受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載しなければならない。 13. 安全教育・訓練等の記録 受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等又は工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。 14. 関係機関との連絡 受注者は、所轄警察署、所管海上保安部、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、港湾管理者、空港管理者、海岸管理者、漁港管理者、海上保安部、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。 15. 工事関係者の連絡会議 受注者は、工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。 16. 安全衛生協議会の設置 監督職員が、労働安全衛生法（令和元年6月改正法律第37号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。 17. 安全優先 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和元年6月改正法律第37号）関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。 18. 災害発生時の応急処置 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡しなければならない。 19. 地下埋設物等の調査 受注者は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告しなければならない。 20. 不明の地下埋設物等の処置 受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督職員に連絡し、その処置につ	受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。 9. 安全巡視 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保しなければならない。 10. 現場環境改善 受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舍、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。 11. 定期安全研修・訓練等 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施する事も出来る。 (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育 (2) 当該工事内容等の周知徹底 (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底 (4) 当該工事における災害対策訓練 (5) 当該工事現場で予想される事故対策 (6) その他、安全・訓練等として必要な事項 12. 施工計画書 受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載しなければならない。 13. 安全教育・訓練等の記録 受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等又は工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。 14. 関係機関との連絡 受注者は、所轄警察署、所管海上保安部、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、港湾管理者、空港管理者、海岸管理者、漁港管理者、海上保安部、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。 15. 工事関係者の連絡会議 受注者は、工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。 16. 安全衛生協議会の設置 監督職員が、労働安全衛生法（令和元年6月改正法律第37号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。 17. 安全優先 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和元年6月改正法律第37号）関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。 18. 災害発生時の応急処置 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡しなければならない。 19. 地下埋設物等の調査 受注者は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告しなければならない。 20. 不明の地下埋設物等の処置 受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督職員に連絡し、その処置につ	

改定（令和8年7月版）	現行（令和6年7月版）
いては占有者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。 21. 地下埋設物件等損害時の措置 受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡し、応急措置をとり補修しなければならない。 22. 防災対策 受注者は、施工計画の立案に当たっては、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地の状況を勘案し、防災対策を考慮の上施工方法及び施工時期を決定しなければならない。特に梅雨、台風等の出水期の施工にあたっては、工法、工程について十分に配慮しなければならない。 23. 現道に段差が生じる場合の安全管理 現道上の工事において、通行止めを行わずに工事を実施する区間については、原則、通行車両が段差を通行しないような施工計画とすること。また、やむをえず現道に段差が生じる場合には、事前に監督職員と協議し、アスファルト合材等による「すりつけ舗装」を段差の生じる箇所すべてに行い、通行車両の交通の安全を図ること。 1－1－1－<u>28</u> 爆発及び火災の防止 1. 火薬類の使用 受注者は、火薬類の使用については、以下の規定による。 （1）受注者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。 なお、監督職員の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を提示しなければならない。 （2）現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。 2. 火気の使用 受注者は、火気の使用については、以下の規定による。 （1）受注者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を施工計画書に記載しなければならない。 （2）受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。 （3）受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。 （4）受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。 1－1－1－<u>29</u> 後片付け 受注者は、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。 ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督職員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。 1－1－1－<u>30</u> 事故報告書 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に連絡するとともに、指示する期日までに、工事事故報告書を提出しなければならない。 1－1－1－<u>31</u> 環境対策 1. 環境保全 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなけれ	いては占有者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。 21. 地下埋設物件等損害時の措置 受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡し、応急措置をとり補修しなければならない。 22. 防災対策 受注者は、施工計画の立案に当たっては、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地の状況を勘案し、防災対策を考慮の上施工方法及び施工時期を決定しなければならない。特に梅雨、台風等の出水期の施工にあたっては、工法、工程について十分に配慮しなければならない。 23. 現道に段差が生じる場合の安全管理 現道上の工事において、通行止めを行わずに工事を実施する区間については、原則、通行車両が段差を通行しないような施工計画とすること。また、やむをえず現道に段差が生じる場合には、事前に監督職員と協議し、アスファルト合材等による「すりつけ舗装」を段差の生じる箇所すべてに行い、通行車両の交通の安全を図ること。 1－1－1－<u>27</u> 爆発及び火災の防止 1. 火薬類の使用 受注者は、火薬類の使用については、以下の規定による。 （1）受注者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。 なお、監督職員の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を提示しなければならない。 （2）現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。 2. 火気の使用 受注者は、火気の使用については、以下の規定による。 （1）受注者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を施工計画書に記載しなければならない。 （2）受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。 （3）受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。 （4）受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。 1－1－1－<u>28</u> 後片付け 受注者は、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。 ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督職員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。 1－1－1－<u>29</u> 事故報告書 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に連絡するとともに、指示する期日までに、工事事故報告書を提出しなければならない。 1－1－1－<u>30</u> 環境対策 1. 環境保全 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなけれ

福井市土木工事共通仕様書 新旧対照表		(下線部：改定箇所)									
改定（令和8年7月版）		現行（令和6年7月版）									
ばならない。 2. 苦情対応 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に連絡しなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告しなければならない。 3. 注意義務 受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督職員に提出しなければならない。 4. 廃油等の適切な措置 受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。 5. 水中への落下防止措置 受注者は、水中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。 6. 排出ガス対策型建設機械 受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成29年5月改正 法律第41号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、又は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（最終改正 平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改訂 平成28年8月30日付国総環り第6号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。 排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業若しくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和6年4月改正 経済産業省・国土交通省・環境省令第3号）第16条第1項第2号若しくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、又は「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂 平成28年8月30日付国総環り第6号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。 トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業若しくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。		ばならない。 2. 苦情対応 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に連絡しなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告しなければならない。 3. 注意義務 受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督職員に提出しなければならない。 4. 廃油等の適切な措置 受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。 5. 水中への落下防止措置 受注者は、水中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。 6. 排出ガス対策型建設機械 受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成29年5月改正 法律第41号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、又は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（最終改正 平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改訂 平成28年8月30日付国総環り第6号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。 排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業若しくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和3年2月改正 経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）第16条第1項第2号若しくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、又は「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂 平成28年8月30日付国総環り第6号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。 トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業若しくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。									
表1－1－1 <table><tr><th>機 種</th><th>備 考</th></tr><tr><td>一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ・発動発電機（可搬式）</td><td>ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査</td></tr></table>		機 種	備 考	一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ・発動発電機（可搬式）	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査	表1－1－1 <table><tr><th>機 種</th><th>備 考</th></tr><tr><td>一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ・発動発電機（可搬式）</td><td>ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査</td></tr></table>		機 種	備 考	一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ・発動発電機（可搬式）	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査
機 種	備 考										
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ・発動発電機（可搬式）	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査										
機 種	備 考										
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ・発動発電機（可搬式）	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査										

福井市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(下線部：改定箇所)

改定（令和8年7月版）			現行（令和6年7月版）		
	・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事中用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	証の交付を受けているものは除く。		・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事中用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	証の交付を受けているものは除く。
表1－1－2			表1－1－2		
機 種		備 考	機 種		備 考
トンネル工事中建設機械		ディーゼルエンジン（エンジン出力30kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。	トンネル工事中建設機械		ディーゼルエンジン（エンジン出力30kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。
・バックホウ		ただし、道路運送車輛の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	・バックホウ		ただし、道路運送車輛の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。
・トラクタショベル			・トラクタショベル		
・大型ブレーカ			・大型ブレーカ		
・コンクリート吹付機			・コンクリート吹付機		
・ドリルジャンボ			・ドリルジャンボ		
・ダンプトラック			・ダンプトラック		
・トラックミキサー			・トラックミキサー		
7．特定特殊自動車の燃料 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油でJIS規格であるものをいう。）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。また、燃料検査があった場合には協力すること。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。 8．低騒音型・低振動型建設機械 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができる。 9．特定調達品目 受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「福井市環境物品等購入指針」に基づき環境資材等の使用を積極的に推進するものとする。			7．特定特殊自動車の燃料 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油でJIS規格であるものをいう。）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。また、燃料検査があった場合には協力すること。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。 8．低騒音型・低振動型建設機械 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができる。 9．特定調達品目 受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「福井市環境物品等購入指針」に基づき環境資材等の使用を積極的に推進するものとする。		
1－1－1－<u>32</u> 文化財の保護 1．一般事項 受注者は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。			1－1－1－<u>31</u> 文化財の保護 1．一般事項 受注者は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。		

改定（令和8年7月版）	現行（令和6年7月版）
2. 文化財等発見時の処置 受注者が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。 1－1－1－33 交通安全管理 1. 一般事項 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約約款第28条によって処置するものとする。 2. 施工計画書 受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。 3. 輸送災害の防止 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。 4. 交通安全等輸送計画 受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をともなう工事は、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。なお、受注者は、ダンプトラックを使用する場合、「直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」、「港湾関係直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」あるいは「空港関係直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」に従うものとする。 5. 交通安全法令の遵守 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和6年7月改正 内閣府・国土交通省令第4号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。 6. 工事用道路使用の責任 発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。 7. 工事用道路共用時の処置 受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。 8. 工事用道路の維持管理 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。 9. 公衆交通の確保 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。	2. 文化財等発見時の処置 受注者が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。 1－1－1－32 交通安全管理 1. 一般事項 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約約款第28条によって処置するものとする。 2. 施工計画書 受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。 3. 輸送災害の防止 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。 4. 交通安全等輸送計画 受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をともなう工事は、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。なお、受注者は、ダンプトラックを使用する場合、「直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」、「港湾関係直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」あるいは「空港関係直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」に従うものとする。 5. 交通安全法令の遵守 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和3年9月改正 内閣府・国土交通省令第4号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。 6. 工事用道路使用の責任 発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。 7. 工事用道路共用時の処置 受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。 8. 工事用道路の維持管理 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。 9. 公衆交通の確保 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。

改定（令和8年7月版）	現行（令和6年7月版）																																								
10. 水上輸送 工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、又は水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。 11. 作業区域の標示等 受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行又はえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。 12. 水中落下支障物の処置 受注者は、船舶の航行又は漁業の操業に支障をきたす恐れのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。なお、直ちにに取り除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。 13. 作業船舶機械故障時の処置 受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招く恐れがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。 14. 通行許可等 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正 政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（<u>令和6年9月改正 政令第272号</u>）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（<u>令和5年6月改正 法律第56号</u>）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	10. 水上輸送 工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、又は水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。 11. 作業区域の標示等 受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行又はえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。 12. 水中落下支障物の処置 受注者は、船舶の航行又は漁業の操業に支障をきたす恐れのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。なお、直ちにに取り除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。 13. 作業船舶機械故障時の処置 受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招く恐れがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。 14. 通行許可等 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正 政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（<u>令和4年1月改正 政令第16号</u>）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（<u>令和4年4月改正 法律第32号</u>）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。																																								
表1－1－3 一般的制限値 <table><tr><th>車両の諸元</th><th>一般的制限値</th></tr><tr><td>幅</td><td>2.5m</td></tr><tr><td>長さ</td><td>12.0m</td></tr><tr><td>高さ</td><td>3.8m（ただし、指定道路については4.1m）</td></tr><tr><td>重量 総重量</td><td>20.0 t（ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じて最大25.0 t）</td></tr><tr><td>軸重</td><td>10.0 t</td></tr><tr><td>陸接軸重</td><td>隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18 t</td></tr><tr><td>の合計</td><td>（隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5 t 以下の場合 は19 t）、1.8m以上の場合は20 t</td></tr><tr><td>輪荷重</td><td>5.0 t</td></tr><tr><td>最小回転半径</td><td>12.0m</td></tr></table> ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。 1－1－1－<u>34</u> 施設管理 受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）又は部分使用施設（契約約款第33条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずる恐れがある場合には、その処置について監督職員と協議できる。なお、当該協議事項は、契約約款第9条の規定に基づき処理されるものとする。 1－1－1－<u>35</u> 諸法令の遵守 1. 諸法令の遵守	車両の諸元	一般的制限値	幅	2.5m	長さ	12.0m	高さ	3.8m（ただし、指定道路については4.1m）	重量 総重量	20.0 t（ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じて最大25.0 t）	軸重	10.0 t	陸接軸重	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18 t	の合計	（隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5 t 以下の場合 は19 t）、1.8m以上の場合は20 t	輪荷重	5.0 t	最小回転半径	12.0m	表1－1－3 一般的制限値 <table><tr><th>車両の諸元</th><th>一般的制限値</th></tr><tr><td>幅</td><td>2.5m</td></tr><tr><td>長さ</td><td>12.0m</td></tr><tr><td>高さ</td><td>3.8m（ただし、指定道路については4.1m）</td></tr><tr><td>重量 総重量</td><td>20.0 t（ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じて最大25.0 t）</td></tr><tr><td>軸重</td><td>10.0 t</td></tr><tr><td>陸接軸重</td><td>隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18 t</td></tr><tr><td>の合計</td><td>（隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5 t 以下の場合 は19 t）、1.8m以上の場合は20 t</td></tr><tr><td>輪荷重</td><td>5.0 t</td></tr><tr><td>最小回転半径</td><td>12.0m</td></tr></table> ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。 1－1－1－<u>33</u> 施設管理 受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）又は部分使用施設（契約約款第33条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずる恐れがある場合には、その処置について監督職員と協議できる。なお、当該協議事項は、契約約款第9条の規定に基づき処理されるものとする。 1－1－1－34 諸法令の遵守 1. 諸法令の遵守	車両の諸元	一般的制限値	幅	2.5m	長さ	12.0m	高さ	3.8m（ただし、指定道路については4.1m）	重量 総重量	20.0 t（ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じて最大25.0 t）	軸重	10.0 t	陸接軸重	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18 t	の合計	（隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5 t 以下の場合 は19 t）、1.8m以上の場合は20 t	輪荷重	5.0 t	最小回転半径	12.0m
車両の諸元	一般的制限値																																								
幅	2.5m																																								
長さ	12.0m																																								
高さ	3.8m（ただし、指定道路については4.1m）																																								
重量 総重量	20.0 t（ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じて最大25.0 t）																																								
軸重	10.0 t																																								
陸接軸重	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18 t																																								
の合計	（隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5 t 以下の場合 は19 t）、1.8m以上の場合は20 t																																								
輪荷重	5.0 t																																								
最小回転半径	12.0m																																								
車両の諸元	一般的制限値																																								
幅	2.5m																																								
長さ	12.0m																																								
高さ	3.8m（ただし、指定道路については4.1m）																																								
重量 総重量	20.0 t（ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じて最大25.0 t）																																								
軸重	10.0 t																																								
陸接軸重	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18 t																																								
の合計	（隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5 t 以下の場合 は19 t）、1.8m以上の場合は20 t																																								
輪荷重	5.0 t																																								
最小回転半径	12.0m																																								

改定（令和８年７月版）	現行（令和６年７月版）
受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。各諸法令が改正された場合、最新の諸法令を用いることとする。 (1) 地方自治法（<u>令和7年10月改正 法律第22号</u>） (2) 建設業法（令和3年5月改正 法律第48号） (3) 下請代金支払遅延等防止法（平成21年6月改正 法律第51号） (4) 労働基準法（令和2年3月改正 法律第14号） (5) 労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号） (6) 作業環境測定法（令和元年6月改正 法律第37号） (7) じん肺法（平成30年7月改正 法律第71号） (8) 雇用保険法（<u>令和6年6月改正 法律第47号</u>） (9) 労働者災害補償保険法（令和2年6月改正 法律第40号） (10) 健康保険法（<u>令和6年6月改正 法律第47号</u>） (11) 中小企業退職金共済法（令和2年6月改正 法律第40号） (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（<u>令和6年5月改正 法律第26号</u>） (13) 出入国管理及び難民認定法（<u>令和5年12月改正 法律第84号</u>） (14) 道路法（<u>令和5年5月改正 法律第34号</u>） (15) 道路交通法（<u>令和5年6月改正 法律第56号</u>） (16) 道路運送法（<u>令和5年4月改正 法律第18号</u>） (17) 道路運送車両法（<u>令和5年6月改正 法律第63号</u>） (18) 砂防法（平成25年11月改正 法律第76号） (19) 地すべり等防止法（<u>令和5年5月改正 法律第34号</u>） (20) 河川法（<u>令和5年5月改正 法律第34号</u>） (21) 海岸法（<u>令和5年5月改正 法律第34号</u>） (22) 港湾法（<u>令和4年11月改正 法律第87号</u>） (23) 港則法（令和3年6月改正 法律第53号） (24) <u>漁港および漁場の整備等に関する法律（令和5年5月改正 法律第34号）</u> (25) 下水道法（令和4年5月改正 法律第44号） (26) 航空法（<u>令和5年6月改正 法律第63号</u>） (27) 公有水面埋立法（平成26年6月改正 法律第51号） (28) 軌道法（令和2年6月改正 法律第41号） (29) 森林法（<u>令和5年6月改正 法律第63号</u>） (30) 環境基本法（令和3年5月改正 法律第36号） (31) 火薬類取締法（令和元年6月改正 法律第37号） (32) 大気汚染防止法（令和2年6月改正 法律第39号） (33) 騒音規制法（平成26年6月改正 法律第72号） (34) 水質汚濁防止法（平成29年6月改正 法律第45号） (35) 湖沼水質保全特別措置法（平成26年6月改正 法律第72号） (36) 振動規制法（平成26年6月改正 法律第72号） (37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（令和元年6月改正 法律第37号） (38) 文化財保護法（令和3年4月改正 法律第22号） (39) 砂利採取法（<u>令和5年6月改正 法律第63号</u>） (40) 電気事業法（<u>令和5年6月改正 法律第44号</u>） (41) 消防法（<u>令和5年6月改正 法律第58号</u>） (42) 測量法（<u>令和6年6月改正 法律第54号</u>） (43) 建築基準法（<u>令和6年6月改正 法律第53号</u>） (44) 都市公園法（<u>令和6年5月改正 法律第40号</u>） (45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（令和3年5月改正 法律第37号） (46) 土壌汚染対策法（平成29年6月改正 法律第45号）	受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。各諸法令が改正された場合、最新の諸法令を用いることとする。 (1) 地方自治法（<u>令和5年5月改正 法律第37号</u>） (2) 建設業法（令和3年5月改正 法律第48号） (3) 下請代金支払遅延等防止法（平成21年6月改正 法律第51号） (4) 労働基準法（令和2年3月改正 法律第14号） (5) 労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号） (6) 作業環境測定法（令和元年6月改正 法律第37号） (7) じん肺法（平成30年7月改正 法律第71号） (8) 雇用保険法（<u>令和4年3月改正 法律第12号</u>） (9) 労働者災害補償保険法（令和2年6月改正 法律第40号） (10) 健康保険法（<u>令和3年6月改正 法律第66号</u>） (11) 中小企業退職金共済法（令和2年6月改正 法律第40号） (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（<u>令和4年3月改正 法律第12号</u>） (13) 出入国管理及び難民認定法（<u>令和3年6月改正 法律第69号</u>） (14) 道路法（<u>令和3年3月改正 法律第9号</u>） (15) 道路交通法（<u>令和4年4月改正 法律第32号</u>） (16) 道路運送法（<u>令和2年6月改正 法律第36号</u>） (17) 道路運送車両法（<u>令和4年3月改正 法律第4号</u>） (18) 砂防法（平成25年11月改正 法律第76号） (19) 地すべり等防止法（<u>平成29年6月改正 法律第45号</u>） (20) 河川法（<u>令和3年5月改正 法律第31号</u>） (21) 海岸法（<u>平成30年12月改正 法律第95号</u>） (22) 港湾法（<u>令和4年3月改正 法律第7号</u>） (23) 港則法（令和3年6月改正 法律第53号） (24) <u>漁港漁場整備法（平成30年12月改正 法律第69号）</u> (25) 下水道法（令和4年5月改正 法律第44号） (26) 航空法（<u>令和4年6月改正 法律第62号</u>） (27) 公有水面埋立法（平成26年6月改正 法律第51号） (28) 軌道法（令和2年6月改正 法律第41号） (29) 森林法（<u>令和2年6月改正 法律第41号</u>） (30) 環境基本法（令和3年5月改正 法律第36号） (31) 火薬類取締法（令和元年6月改正 法律第37号） (32) 大気汚染防止法（令和2年6月改正 法律第39号） (33) 騒音規制法（平成26年6月改正 法律第72号） (34) 水質汚濁防止法（平成29年6月改正 法律第45号） (35) 湖沼水質保全特別措置法（平成26年6月改正 法律第72号） (36) 振動規制法（平成26年6月改正 法律第72号） (37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（令和元年6月改正 法律第37号） (38) 文化財保護法（令和3年4月改正 法律第22号） (39) 砂利採取法（<u>平成27年6月改正 法律第50号</u>） (40) 電気事業法（<u>令和4年6月改正 法律第74号</u>） (41) 消防法（<u>令和3年5月改正 法律第36号</u>） (42) 測量法（<u>令和元年6月改正 法律第37号</u>） (43) 建築基準法（<u>令和4年5月改正 法律第55号</u>） (44) 都市公園法（<u>平成29年5月改正 法律第26号</u>） (45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（令和3年5月改正 法律第37号） (46) 土壌汚染対策法（平成29年6月改正 法律第45号）

改定（令和８年７月版）	現行（令和６年７月版）
(47) 駐車場法（平成29年5月改正 法律第26号） (48) 海上交通安全法（<u>令和5年5月改正 法律第34号</u>） (49) 海上衝突予防法（平成15年6月改正 法律第63号） (50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（令和3年5月改正 法律第43号） (51) 船員法（<u>令和6年5月改正 法律第42号</u>） (52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法（<u>令和5年5月改正 法律第24号</u>） (53) 船舶安全法（令和3年5月改正 法律第43号） (54) 自然環境保全法（平成31年4月改正 法律第20号） (55) 自然公園法（令和3年5月改正 法律第29号） (56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（<u>令和6年6月改正 法律第54号</u>） (57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（令和3年5月改正 法律第36号） (58) 河川法施行法 抄（平成11年12月改正 法律第160号） (59) 技術士法（令和元年6月改正 法律第37号） (60) 漁業法（令和3年5月改正 法律第47号） (61) 空港法（令和4年6月改正 法律第62号） (62) 計量法（平成26年6月改正 法律第69号） (63) 厚生年金保険法（<u>令和6年6月改正 法律第47号</u>） (64) 航路標識法（令和3年6月改正 法律第53号） (65) 資源の有効な利用の促進に関する法律（令和4年5月改正 法律第46号） (66) 最低賃金法（令和4年6月改正 法律第68号） (67) 職業安定法（令和4年3月改正 法律第12号） (68) 所得税法（<u>令和6年5月改正 法律第26号</u>） (69) 水産資源保護法（平成30年12月改正 法律第95号） (70) 船員保険法（<u>令和6年6月改正 法律第47号</u>） (71) 著作権法（<u>令和6年6月改正 法律第55号</u>） (72) 電波法（<u>令和5年12月改正 法律第87号</u>） (73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（令和4年4月改正 法律第32号） (74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（<u>令和6年6月改正 法律第47号</u>） (75) 農薬取締法（<u>令和5年5月改正 法律第36号</u>） (76) 毒物及び劇物取締法（<u>令和5年5月改正 法律第36号</u>） (77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正 法律第41号） (78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（<u>令和6年6月改正 法律第54号</u>） (79) 警備業法（<u>令和5年6月改正 法律第63号</u>） (80) 個人情報保護に関する法律（<u>令和5年11月改正 法律第79号</u>） (81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（<u>令和6年6月改正 法律第53号</u>） (82) 地方税法（<u>令和7年10月 法律第7号</u>） 2. 法令違反の処置 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。 3. 不適当な契約図書の処置 受注者は、当該工事の計画、契約図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不適当であったり矛盾していることが判明した場合には速やかに監督職員と協議しなければならない。 1－1－1－<u>36</u> 官公庁等への手続等 1. 一般事項 受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。 2. 関係機関への届出 受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法	(47) 駐車場法（平成29年5月改正 法律第26号） (48) 海上交通安全法（<u>令和3年6月改正 法律第53号</u>） (49) 海上衝突予防法（平成15年6月改正 法律第63号） (50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（令和3年5月改正 法律第43号） (51) 船員法（<u>令和3年6月改正 法律第75号</u>） (52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法（<u>平成30年6月改正 法律第53号</u>） (53) 船舶安全法（令和3年5月改正 法律第24号） (54) 自然環境保全法（平成31年4月改正 法律第20号） (55) 自然公園法（令和3年5月改正 法律第29号） (56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（<u>令和3年5月改正 法律第37号</u>） (57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（令和3年5月改正 法律第36号） (58) 河川法施行法 抄（平成11年12月改正 法律第160号） (59) 技術士法（令和元年6月改正 法律第37号） (60) 漁業法（令和3年5月改正 法律第47号） (61) 空港法（令和4年6月改正 法律第62号） (62) 計量法（平成26年6月改正 法律第69号） (63) 厚生年金保険法（<u>令和3年6月改正 法律第66号</u>） (64) 航路標識法（令和3年6月改正 法律第53号） (65) 資源の有効な利用の促進に関する法律（令和4年5月改正 法律第46号） (66) 最低賃金法（令和4年6月改正 法律第68号） (67) 職業安定法（令和4年3月改正 法律第12号） (68) 所得税法（<u>令和4年6月改正 法律第71号</u>） (69) 水産資源保護法（平成30年12月改正 法律第95号） (70) 船員保険法（<u>令和3年6月改正 法律第66号</u>） (71) 著作権法（<u>令和3年6月改正 法律第52号</u>） (72) 電波法（<u>令和4年6月改正 法律第70号</u>） (73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（令和4年4月改正 法律第32号） (74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（<u>令和4年3月改正 法律第12号</u>） (75) 農薬取締法（<u>令和元年12月改正 法律第62号</u>） (76) 毒物及び劇物取締法（<u>平成30年6月改正 法律第66号</u>） (77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正 法律第41号） (78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（<u>令和元年6月改正 法律第35号</u>） (79) 警備業法（<u>令和元年6月改正 法律第37号</u>） (80) 個人情報保護に関する法律（<u>令和4年5月改正 法律第54号</u>） (81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（<u>令和2年6月改正 法律第42号</u>） (82) 地方税法（<u>令和5年7月 法律第1号</u>） 2. 法令違反の処置 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。 3. 不適当な契約図書の処置 受注者は、当該工事の計画、契約図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不適当であったり矛盾していることが判明した場合には速やかに監督職員と協議しなければならない。 1－1－1－<u>35</u> 官公庁等への手続等 1. 一般事項 受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。 2. 関係機関への届出 受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法

改定（令和8年7月版）	現行（令和6年7月版）
令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。 3. 諸手続きの提示、提出 受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督職員に提示しなければならない。 なお、監督職員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。 4. 許可承諾条件の遵守 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員と協議しなければならない。 5. コミュニケーション 受注者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。 6. 苦情対応 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。 7. 交渉時の注意 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に報告の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。 8. 交渉内容明確化 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。 1－1－1－<u>37</u> 施工時期及び施工時間の変更 1. 施工時間の変更 受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。 2. 休日又は夜間の作業連絡 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督職員に連絡しなければならない。ただし、現道上の工事については書面により提出しなければならない。 1－1－1－<u>38</u> 工事測量 1. 一般事項 受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の指示を受けなければならない。また受注者は、測量結果を監督職員に提出しなければならない。 2. 引照点等の設置 受注者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督職員に連絡し、速やかに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。 3. 仮設標識 受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。 4. 工事用測量標の取扱い 受注者は、用地幅杭、測量標（仮BM）、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督職員と協議しなければならない。なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。	令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。 3. 諸手続きの提示、提出 受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督職員に提示しなければならない。 なお、監督職員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。 4. 許可承諾条件の遵守 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員と協議しなければならない。 5. コミュニケーション 受注者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。 6. 苦情対応 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。 7. 交渉時の注意 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に報告の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。 8. 交渉内容明確化 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。 1－1－1－<u>36</u> 施工時期及び施工時間の変更 1. 施工時間の変更 受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。 2. 休日又は夜間の作業連絡 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督職員に連絡しなければならない。ただし、現道上の工事については書面により提出しなければならない。 1－1－1－<u>37</u> 工事測量 1. 一般事項 受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の指示を受けなければならない。また受注者は、測量結果を監督職員に提出しなければならない。 2. 引照点等の設置 受注者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督職員に連絡し、速やかに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。 3. 仮設標識 受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。 4. 工事用測量標の取扱い 受注者は、用地幅杭、測量標（仮BM）、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督職員と協議しなければならない。なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。

改定（令和８年７月版）	現行（令和６年７月版）
５．既存杭の保全 受注者は、工事の施工に当たり、損傷を受けるおそれのある杭又は障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。 ６．水準測量・水深測量 水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている基準高あるいは工事中基準面を基準として行うものとする。 １－１－１－<u>39</u> 不可抗力による損害 １．工事災害の報告 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約約款第29条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに工事災害通知書を監督職員を通じて発注者に通知しなければならない。 ２．設計図書で定めた基準 契約約款第29条第１項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、以下の各号に掲げるものをいう。 （１）波浪、高潮に起因する場合 波浪、高潮が想定している設計条件以上又は周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合 （２）降雨に起因する場合 次のいずれかに該当する場合とする。 ① 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上 ② 1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上 ③ 連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150mm以上 ④ その他設計図書で定めた基準 （３）強風に起因する場合 最大風速（10分間の平均風速で最大のものをいう。）が15m/秒以上あった場合 （４）河川沿いの施設にあたっては、河川のはん濫注意水位以上、又はそれに準ずる出水により発生した場合 （５）地震、津波、豪雪に起因する場合周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合 ３．その他 契約約款第29条第４項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約約款第26条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。 １－１－１－<u>40</u> 特許権等 １．一般事項 受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に關した費用負担を契約約款第８条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督職員と協議しなければならない。 ２．保全措置 受注者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議しなければならない。 ３．著作権法に規定される著作物 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（<u>令和6年6月改正 法律第55号第2条第1項第1号</u>）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。 なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。	５．既存杭の保全 受注者は、工事の施工に当たり、損傷を受けるおそれのある杭又は障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。 ６．水準測量・水深測量 水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている基準高あるいは工事中基準面を基準として行うものとする。 １－１－１－<u>38</u> 不可抗力による損害 １．工事災害の報告 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約約款第29条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに工事災害通知書を監督職員を通じて発注者に通知しなければならない。 ２．設計図書で定めた基準 契約約款第29条第１項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、以下の各号に掲げるものをいう。 （１）波浪、高潮に起因する場合 波浪、高潮が想定している設計条件以上又は周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合 （２）降雨に起因する場合 次のいずれかに該当する場合とする。 ① 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上 ② 1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上 ③ 連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150mm以上 ④ その他設計図書で定めた基準 （３）強風に起因する場合 最大風速（10分間の平均風速で最大のものをいう。）が15m/秒以上あった場合 （４）河川沿いの施設にあたっては、河川のはん濫注意水位以上、又はそれに準ずる出水により発生した場合 （５）地震、津波、豪雪に起因する場合周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合 ３．その他 契約約款第29条第４項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約約款第26条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。 １－１－１－<u>39</u> 特許権等 １．一般事項 受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に關した費用負担を契約約款第８条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督職員と協議しなければならない。 ２．保全措置 受注者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議しなければならない。 ３．著作権法に規定される著作物 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（<u>令和3年6月改正 法律第52号第2条第1項第1号</u>）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。 なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。

改定（令和８年７月版）	現行（令和６年７月版）
1－1－1－41 保険の付保及び事故の補償 1. 一般事項 受注者は、残存爆発物があると予測される区域で工事に従事する作業船及びその乗組員並びに陸上建設機械等及びその作業員に設計図書に定める水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を付保しなければならない。 2. 回航保険 受注者は、作業船、ケーソン等を回航する場合、回航保険を付保しなければならない。 3. 保険加入の義務 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。 4. 法定外の労災保険の付保 受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。 5. 補償 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。 6. 建設業退職金共済制度の履行 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則１ヵ月以内（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則４０日以内）に、発注者に提出しなければならない。また、工事完成時、速やかに掛金充当実績総括表または工事別共済証紙受払簿を作成し、監督職員に提示しなければならない。なお、期限内に掛金収納書を提出できない事情がある場合は、その理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により提出しなければならない。 1－1－1－42 臨機の措置 1. 一般事項 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督職員に通知しなければならない。 2. 天災等 監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的事象（以下「天災等」という。）に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。 1－1－1－43 石綿使用の有無 受注者は、建設物・工作物等の解体行う際、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあたっては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督局に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。 1－1－1－44 適用すべき緒基準 各編に記載の適用すべき諸基準が改正された場合、最新の基準類を用いることとする。	1－1－1－40 保険の付保及び事故の補償 1. 一般事項 受注者は、残存爆発物があると予測される区域で工事に従事する作業船及びその乗組員並びに陸上建設機械等及びその作業員に設計図書に定める水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を付保しなければならない。 2. 回航保険 受注者は、作業船、ケーソン等を回航する場合、回航保険を付保しなければならない。 3. 保険加入の義務 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。 4. 法定外の労災保険の付保 受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。 5. 補償 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。 6. 建設業退職金共済制度の履行 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則１ヵ月以内（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則４０日以内）に、発注者に提出しなければならない。また、工事完成時、速やかに掛金充当実績総括表または工事別共済証紙受払簿を作成し、監督職員に提示しなければならない。なお、期限内に掛金収納書を提出できない事情がある場合は、その理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により提出しなければならない。 1－1－1－41 臨機の措置 1. 一般事項 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督職員に通知しなければならない。 2. 天災等 監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的事象（以下「天災等」という。）に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。 1－1－1－42 石綿使用の有無 受注者は、建設物・工作物等の解体行う際、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあたっては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督局に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。 1－1－1－43 適用すべき緒基準 各編に記載の適用すべき諸基準が改正された場合、最新の基準類を用いることとする。

改定（令和８年７月版）

現行（令和６年７月版）

第２章 土工

本章の規定については、「福井県土木工事共通仕様書」（令和８年４月）中の第１編 共通編 第２章土工を準用する。

第３章 無筋・鉄筋コンクリート

本章の規定については、「福井県土木工事共通仕様書」（令和８年４月）中の第１編 共通編 第３章無筋・鉄筋コンクリートを準用する。

第２章 土工

本章の規定については、「福井県土木工事共通仕様書」（令和６年４月）中の第１編 共通編 第２章土工を準用する。

第３章 無筋・鉄筋コンクリート

本章の規定については、「福井県土木工事共通仕様書」（令和６年４月）中の第１編 共通編 第３章無筋・鉄筋コンクリートを準用する。

改定（令和 8 年 7 月版）	現行（令和 6 年 7 月版）
第 2 編 材料編 本編の規定については、「福井県土木工事共通仕様書」（令和 8 年 4 月）中の第 2 編 材料編を準用する。	第 2 編 材料編 本編の規定については、「福井県土木工事共通仕様書」（令和 6 年 4 月）中の第 2 編 材料編を準用する。

福井市土木工事共通仕様書 新旧対照表		(下線部：改定箇所)
改定（令和8年7月版）	現行（令和6年7月版）	
第3編 土木工事共通編 第1章 総則 第1節 総則 3-1-1-1 契約内容の公表に係る設計書 発注者は、契約成立後、競争入札に付した予定価格200万円を超えるすべての工事について、工事区分、工種、種別については、名称、単位、数量、金額を、細別、規格については、名称、数量、規格を明示した当初設計の積算内訳を公表するものとする。 3-1-1-2 工程表 受注者は、契約約款第3条に規定する工程表を作成し、監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。ただし、請負代金額が200万円以下の場合において、発注者が指示しないときはこの限りではない。 3-1-1-3 現場技術員 受注者は、現場技術員の配置が通知された場合には、以下の各号によらなければならない。 (1) 受注者は、現場技術員が監督職員に代わり現場に臨場し、立会等を行う場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に際し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。 (2) 現場技術員は、契約約款第9条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。ただし、監督職員から受注者に対する指示又は、通知等を現場技術員を通じて行うことがある。 また、受注者が監督職員に対して行う報告又は通知は、現場技術員を通じて行うことができる。 3-1-1-4 監督職員による確認及び立会等 1. 立会依頼書の提出 受注者は設計図書及び監督職員の指示に従って段階確認又は監督職員の立会が必要な場合は、あらかじめ立会依頼書を所定の様式により監督職員に提出しなければならない。 2. 監督職員の立会 監督職員は、必要に応じ、工事現場又は製作工場において立会し、又は資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。 3. 確認、立会の準備等 受注者は、監督職員による確認及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をしなければならない。 なお、監督職員が製作工場において確認を行なう場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。 4. 確認及び立会の時間 監督職員による確認及び立会の時間は、監督職員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合はこの限りではない。 5. 遵守義務 受注者は、契約約款第9条第2項第3号、第13条第2項又は第14条第1項若しくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料の確認を受けた場合であっても、約款第17条及び第31条に規定する義務を免れないものとする。 6. 段階確認 段階確認は、以下に掲げる各号に基づいて行うものとする。	第3編 土木工事共通編 第1章 総則 第1節 総則 3-1-1-1 契約内容の公表に係る設計書 発注者は、契約成立後、競争入札に付した予定価格130万円を超えるすべての工事について、工事区分、工種、種別については、名称、単位、数量、金額を、細別、規格については、名称、数量、規格を明示した当初設計の積算内訳を公表するものとする。 3-1-1-2 工程表 受注者は、契約約款第3条に規定する工程表を作成し、監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。ただし、請負代金額が200万円以下の場合において、発注者が指示しないときはこの限りではない。 3-1-1-3 現場技術員 受注者は、現場技術員の配置が通知された場合には、以下の各号によらなければならない。 (1) 受注者は、現場技術員が監督職員に代わり現場に臨場し、立会等を行う場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に際し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。 (2) 現場技術員は、契約約款第9条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。ただし、監督職員から受注者に対する指示又は、通知等を現場技術員を通じて行うことがある。 また、受注者が監督職員に対して行う報告又は通知は、現場技術員を通じて行うことができる。 3-1-1-4 監督職員による確認及び立会等 1. 立会依頼書の提出 受注者は設計図書及び監督職員の指示に従って段階確認又は監督職員の立会が必要な場合は、あらかじめ立会依頼書を所定の様式により監督職員に提出しなければならない。 2. 監督職員の立会 監督職員は、必要に応じ、工事現場又は製作工場において立会し、又は資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。 3. 確認、立会の準備等 受注者は、監督職員による確認及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をしなければならない。 なお、監督職員が製作工場において確認を行なう場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。 4. 確認及び立会の時間 監督職員による確認及び立会の時間は、監督職員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合はこの限りではない。 5. 遵守義務 受注者は、契約約款第9条第2項第3号、第13条第2項又は第14条第1項若しくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料の確認を受けた場合であっても、約款第17条及び第31条に規定する義務を免れないものとする。 6. 段階確認 段階確認は、以下に掲げる各号に基づいて行うものとする。	

福井市土木工事共通仕様書 新旧対照表		(下線部：改定箇所)																																																																
改定（令和8年7月版）	現行（令和6年7月版）																																																																	
(1) 受注者は、表3－1－1 段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。また、監督職員が指示した種別についても段階確認を受けなければならない。 (2) 受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を監督職員に提出しなければならない。また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。 (3) 受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督職員の確認を受けた書面を、工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。 (4) 受注者は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。 7. 段階確認の臨場 監督職員は、設計図書に定められた段階確認及び監督職員が指示した段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、監督職員に施工管理記録、写真等の資料を提示し確認を受けなければならない。	(1) 受注者は、表3－1－1 段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。また、監督職員が指示した種別についても段階確認を受けなければならない。 (2) 受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を監督職員に提出しなければならない。また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。 (3) 受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督職員の確認を受けた書面を、工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。 (4) 受注者は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。 7. 段階確認の臨場 監督職員は、設計図書に定められた段階確認及び監督職員が指示した段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、監督職員に施工管理記録、写真等の資料を提示し確認を受けなければならない。																																																																	
表3－1－1 段階確認一覧表 1 一般確認事項(監督職員が指示するもの) (1) 当該工事の構造物で、完成検査時に水中又は地中に埋没し明視できない部分(不可視部分)の出来形確認。 (2) 鉄筋コンクリート工事の配筋確認。 (3) JIS規格以外のコンクリート二次製品の品質確認。 (4) 舗装工事における路床工・路盤工・舗装工の出来形・品質確認。 (5) 土質調査及びさく井、貫入試験立会。 (6) 塗装工事の回数確認、厚さ及び数量の確認。 (7) 吹付け材の調合確認。 (8) 推進工事の薬液注入、滑材注入、埋殺し仮設工の確認。 (9) シールド工法、セグメント一次及び二次覆工の確認。 (10) 管の接合状況、ボルトの締付けトルクの確認。 (11) 浄化槽等の漏水確認。 2 工種別確認事項	表3－1－1 段階確認一覧表 1 一般確認事項(監督職員が指示するもの) (1) 当該工事の構造物で、完成検査時に水中又は地中に埋没し明視できない部分(不可視部分)の出来形確認。 (2) 鉄筋コンクリート工事の配筋確認。 (3) JIS規格以外のコンクリート二次製品の品質確認。 (4) 舗装工事における路床工・路盤工・舗装工の出来形・品質確認。 (5) 土質調査及びさく井、貫入試験立会。 (6) 塗装工事の回数確認、厚さ及び数量の確認。 (7) 吹付け材の調合確認。 (8) 推進工事の薬液注入、滑材注入、埋殺し仮設工の確認。 (9) シールド工法、セグメント一次及び二次覆工の確認。 (10) 管の接合状況、ボルトの締付けトルクの確認。 (11) 浄化槽等の漏水確認。 2 工種別確認事項																																																																	
<table><tr><th>種 別</th><th>細 別</th><th>確認時期</th></tr><tr><td>指定仮設工</td><td></td><td>設置完了時</td></tr><tr><td>河川・海岸・砂防土工（掘削工） 道路土工（掘削工）</td><td></td><td>土（岩）質の変化した時</td></tr><tr><td>道路土工（路床盛土工） 舗装工（下層路盤）</td><td></td><td>ブルドーリング実施時</td></tr><tr><td rowspan="3">表層安定処理工</td><td>表層混合処理</td><td>処理完了時</td></tr><tr><td>路床安定処理</td><td></td></tr><tr><td>置換</td><td>掘削完了時</td></tr><tr><td></td><td>サンドマット</td><td>処理完了時</td></tr><tr><td rowspan="3">パーチルトレーン工</td><td>サンドレーン</td><td>施工時</td></tr><tr><td>袋詰式サンドレーン</td><td>施工完了時</td></tr><tr><td>パーパートレーン等</td><td></td></tr><tr><td>締固め改良工</td><td>サンドコンパクションパイル</td><td>施工時 施工完了時</td></tr></table>	種 別	細 別	確認時期	指定仮設工		設置完了時	河川・海岸・砂防土工（掘削工） 道路土工（掘削工）		土（岩）質の変化した時	道路土工（路床盛土工） 舗装工（下層路盤）		ブルドーリング実施時	表層安定処理工	表層混合処理	処理完了時	路床安定処理		置換	掘削完了時		サンドマット	処理完了時	パーチルトレーン工	サンドレーン	施工時	袋詰式サンドレーン	施工完了時	パーパートレーン等		締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時 施工完了時	<table><tr><th>種 別</th><th>細 別</th><th>確認時期</th></tr><tr><td>指定仮設工</td><td></td><td>設置完了時</td></tr><tr><td>河川・海岸・砂防土工（掘削工） 道路土工（掘削工）</td><td></td><td>土（岩）質の変化した時</td></tr><tr><td>道路土工（路床盛土工） 舗装工（下層路盤）</td><td></td><td>ブルドーリング実施時</td></tr><tr><td rowspan="3">表層安定処理工</td><td>表層混合処理</td><td>処理完了時</td></tr><tr><td>路床安定処理</td><td></td></tr><tr><td>置換</td><td>掘削完了時</td></tr><tr><td></td><td>サンドマット</td><td>処理完了時</td></tr><tr><td rowspan="3">パーチルトレーン工</td><td>サンドレーン</td><td>施工時</td></tr><tr><td>袋詰式サンドレーン</td><td>施工完了時</td></tr><tr><td>パーパートレーン等</td><td></td></tr><tr><td>締固め改良工</td><td>サンドコンパクションパイル</td><td>施工時 施工完了時</td></tr></table>		種 別	細 別	確認時期	指定仮設工		設置完了時	河川・海岸・砂防土工（掘削工） 道路土工（掘削工）		土（岩）質の変化した時	道路土工（路床盛土工） 舗装工（下層路盤）		ブルドーリング実施時	表層安定処理工	表層混合処理	処理完了時	路床安定処理		置換	掘削完了時		サンドマット	処理完了時	パーチルトレーン工	サンドレーン	施工時	袋詰式サンドレーン	施工完了時	パーパートレーン等		締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時 施工完了時
種 別	細 別	確認時期																																																																
指定仮設工		設置完了時																																																																
河川・海岸・砂防土工（掘削工） 道路土工（掘削工）		土（岩）質の変化した時																																																																
道路土工（路床盛土工） 舗装工（下層路盤）		ブルドーリング実施時																																																																
表層安定処理工	表層混合処理	処理完了時																																																																
	路床安定処理																																																																	
	置換	掘削完了時																																																																
	サンドマット	処理完了時																																																																
パーチルトレーン工	サンドレーン	施工時																																																																
	袋詰式サンドレーン	施工完了時																																																																
	パーパートレーン等																																																																	
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時 施工完了時																																																																
種 別	細 別	確認時期																																																																
指定仮設工		設置完了時																																																																
河川・海岸・砂防土工（掘削工） 道路土工（掘削工）		土（岩）質の変化した時																																																																
道路土工（路床盛土工） 舗装工（下層路盤）		ブルドーリング実施時																																																																
表層安定処理工	表層混合処理	処理完了時																																																																
	路床安定処理																																																																	
	置換	掘削完了時																																																																
	サンドマット	処理完了時																																																																
パーチルトレーン工	サンドレーン	施工時																																																																
	袋詰式サンドレーン	施工完了時																																																																
	パーパートレーン等																																																																	
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時 施工完了時																																																																

福井市土木工事共通仕様書 新旧対照表				(下線部：改定箇所)			
改定（令和８年７月版）				現行（令和６年７月版）			
	固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時 施工完了時		固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時 施工完了時
		薬液注入	施工時			薬液注入	施工時
	矢板工 （任意仮設を除く）	鋼矢板 鋼管矢板	打込時 打込完了時		矢板工 （任意仮設を除く）	鋼矢板 鋼管矢板	打込時 打込完了時
	既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時 打込完了時（打込杭） 掘削完了時（中掘杭） 施工完了時（中掘杭） 杭頭処理完了時		既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時 打込完了時（打込杭） 掘削完了時（中掘杭） 施工完了時（中掘杭） 杭頭処理完了時
	場所打杭工	リバース杭 オルケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	掘削完了時 鉄筋組立て完了時 施工完了時 杭頭処理完了時		場所打杭工	リバース杭 オルケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	掘削完了時 鉄筋組立て完了時 施工完了時 杭頭処理完了時
	深礎工		土（岩）質の変化した時 掘削完了時 鉄筋組立て完了時 施工完了時 グラウト注入時		深礎工		土（岩）質の変化した時 掘削完了時 鉄筋組立て完了時 施工完了時 グラウト注入時
	オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		鉄杓据え付け完了時 本体設置前（オープンケーソン） 掘削完了時（ニューマチックケーソン） 土（岩）質の変化した時 鉄筋組立て完了時		オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		鉄杓据え付け完了時 本体設置前（オープンケーソン） 掘削完了時（ニューマチックケーソン） 土（岩）質の変化した時 鉄筋組立て完了時
	鋼管矢板基礎工		打込時 打込完了時 杭頭処理完了時		鋼管矢板基礎工		打込時 打込完了時 杭頭処理完了時
	置換工（重要構造物）		掘削完了時		置換工（重要構造物）		掘削完了時
	築堤・護岸工		法線設置完了時		築堤・護岸工		法線設置完了時
	砂防堰堤		法線設置完了時		砂防堰堤		法線設置完了時
	護岸工	法覆工（覆土施工がある場合）	覆土前		護岸工	法覆工（覆土施工がある場合）	覆土前
		基礎工、根固工	設置完了時			基礎工、根固工	設置完了時
	重要構造物 函渠工 （樋門・樋管含む） 躯体工（橋台） R C躯体工（橋脚） 橋脚フーチング工 R C擁壁 砂防堰堤 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土（岩）質の変化した時 床掘掘削完了時 鉄筋組立て完了時 埋戻し前		重要構造物 函渠工 （樋門・樋管含む） 躯体工（橋台） R C躯体工（橋脚） 橋脚フーチング工 R C擁壁 砂防堰堤 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土（岩）質の変化した時 床掘掘削完了時 鉄筋組立て完了時 埋戻し前
	躯体工 R C躯体工		沓座の位置決定時		躯体工 R C躯体工		沓座の位置決定時
	床版工		鉄筋組立て完了時		床版工		鉄筋組立て完了時

改定（令和8年7月版）				現行（令和6年7月版）					
	鋼 橋			仮組立て完了時（仮組立てが省略となる場合を除く）		鋼 橋			仮組立て完了時（仮組立てが省略となる場合を除く）
	ポストテンションT(I)桁製作工 プレビュー桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 PCおろスラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押出し箱桁製作工 床版・横組工			プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時 プレストレスト導入完了時 縦締め作業完了時 PC鋼線・鉄筋組立て完了時 （工場製作除く）		ポストテンションT(I)桁製作工 プレビュー桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 PCおろスラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押出し箱桁製作工 床版・横組工			プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時 プレストレスト導入完了時 縦締め作業完了時 PC鋼線・鉄筋組立て完了時 （工場製作除く）
	地覆工 橋梁用高欄工			鉄筋組立完了時		地覆工 橋梁用高欄工			鉄筋組立完了時
	トンネル掘削工			土（岩）質の変化した時		トンネル掘削工			土（岩）質の変化した時
	トンネル支保工			支保工完了時 （支保工変化毎）		トンネル支保工			支保工完了時 （支保工変化毎）
	トンネル覆工			コンクリート打設前 コンクリート打設後		トンネル覆工			コンクリート打設前 コンクリート打設後
	トンネルインバート工			鉄筋組立て完了時		トンネルインバート工			鉄筋組立て完了時
	鋼板巻立て工		フーチング定着アンカー穿孔工	フーチング定着アンカー穿孔完了時		鋼板巻立て工		フーチング定着アンカー穿孔工	フーチング定着アンカー穿孔完了時
			鋼板取付け工、固定アンカー工	鋼板建込み固定アンカー完了時				鋼板取付け工、固定アンカー工	鋼板建込み固定アンカー完了時
			現場溶接工	溶接前 溶接完了時				現場溶接工	溶接前 溶接完了時
			現場塗装工	塗装前 塗装完了時				現場塗装工	塗装前 塗装完了時
	ダム工		各工事ごと別途定める			ダム工		各工事ごと別途定める	
	上水道機器製作 （積算上規格品取扱いのものは除く）		浄水設備の機器製作	監督職員の指示する時期		上水道機器製作 （積算上規格品取扱いのものは除く）		浄水設備の機器製作	監督職員の指示する時期
			計装設備の機器製作						
			電気設備の機器製作						
			ポンプ設備の機器製作						
	下水道機器製作 （積算上規格品取扱いのものは除く）	管渠 処理場等	推進機等の製作	監督職員の指示する時期		下水道機器製作 （積算上規格品取扱いのものは除く）	管渠 処理場等	推進機等の製作	監督職員の指示する時期
			機械設備の機器製作					機械設備の機器製作	
			計装設備の機器製作					計装設備の機器製作	
			電気設備の機器製作					電気設備の機器製作	
			ポンプ設備の機器製作					ポンプ設備の機器製作	
	特殊機械、機器、特殊製品等の試験、検査を要するもの			監督職員の指示する時期		特殊機械、機器、特殊製品等の試験、検査を要するもの			監督職員の指示する時期
	圃場整備事業等		表土扱いを伴う基礎整地工	監督職員の指示する時期		圃場整備事業等		表土扱いを伴う基礎整地工	監督職員の指示する時期
			幹線用水路及びパイプライン工で管径が大きいもの					幹線用水路及びパイプライン工で管径が大きいもの	
暗渠排水工で数耕区にまたがるもの又は湧水処理のあるもの			暗渠排水工で数耕区にまたがるもの又は湧水処理のあるもの						
購入土による客土又は耕土の区画外補給のあるもの			購入土による客土又は耕土の区画外補給のあるもの						

福井市土木工事共通仕様書 新旧対照表					(下線部：改定箇所)				
改定（令和８年７月版）					現行（令和６年７月版）				
		排水フリームで断面が大きく、かつ幹線水路となるもの					排水フリームで断面が大きく、かつ幹線水路となるもの		
	上水道工事 通水試験工	水圧試験	連絡工事前			上水道工事 通水試験工	水圧試験	連絡工事前	
	ガス工事 耐圧・気密試験工	気密試験 耐圧試験	連絡工事前			ガス工事 耐圧・気密試験工	気密試験 耐圧試験	連絡工事前	
	建築工事及び建築設備工事		国土交通省大臣官房 官庁営繕部監修 建築工事共通仕様書・ 電気設備工事共通仕様書・ 機械設備工事共通仕様書等により、監督職員が指示する			建築工事及び建築設備工事		国土交通省大臣官房 官庁営繕部監修 建築工事共通仕様書・ 電気設備工事共通仕様書・ 機械設備工事共通仕様書等により、監督職員が指示する	
３－１－１－５ 数量の算出					３－１－１－５ 数量の算出				
１. 一般事項					１. 一般事項				
受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。					受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。				
２. 出来形数量の提出					２. 出来形数量の提出				
受注者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領（案）及び設計図書に従って、出来形数量の算出し、その結果を監督職員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督職員に提出しなければならない。出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、第１編 １－１－２ ３第８項の福井市工事施工管理基準及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。					受注者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領（案）及び設計図書に従って、出来形数量の算出し、その結果を監督職員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督職員に提出しなければならない。出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、第１編 １－１－２ ３第８項の福井市工事施工管理基準及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。				
なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。					なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。				
３－１－１－６ 品質証明					３－１－１－６ 品質証明				
受注者は、設計図書で品質証明の対象工事と明示された場合には、次の各号によるものとする。					受注者は、設計図書で品質証明の対象工事と明示された場合には、次の各号によるものとする。				
（１）品質証明に従事する者（以下「品質証明員」という。）が工事施工途中において必要と認める時期及び検査（完成、部分払、中間検査をいう。以下同じ。）の事前に品質確認を行い、受注者はその結果を所定の様式により、検査時までに監督職員へ提出しなければならない。					（１）品質証明に従事する者（以下「品質証明員」という。）が工事施工途中において必要と認める時期及び検査（完成、部分払、中間検査をいう。以下同じ。）の事前に品質確認を行い、受注者はその結果を所定の様式により、検査時までに監督職員へ提出しなければならない。				
（２）品質証明員は、当該工事に従事していない社内の者とする。また、原則として品質証明員は検査に立会わなければならない。					（２）品質証明員は、当該工事に従事していない社内の者とする。また、原則として品質証明員は検査に立会わなければならない。				
（３）品質証明は、契約図書及び関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたり行うものとする。					（３）品質証明は、契約図書及び関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたり行うものとする。				
（４）品質証明員の資格は10年以上の現場経験を有し、技術士若しくは１級土木施工管理技士の資格を有するものとする。ただし、監督職員の承諾を得た場合はこの限りでない。					（４）品質証明員の資格は10年以上の現場経験を有し、技術士若しくは１級土木施工管理技士の資格を有するものとする。ただし、監督職員の承諾を得た場合はこの限りでない。				
（５）品質証明員を定めた場合、受注者は書面により氏名、資格（資格証書の写しを添付）、経験及び経歴書を監督職員に提出しなければならない。なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。					（５）品質証明員を定めた場合、受注者は書面により氏名、資格（資格証書の写しを添付）、経験及び経歴書を監督職員に提出しなければならない。なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。				
３－１－１－７ 工事完成図書の納品					３－１－１－７ 工事完成図書の納品				
１. 一般事項					１. 一般事項				
受注者は、工事目的物の供用開始後の維持管理、後工事や復旧工事施工に必要な情報など、施設を供用する限り施設管理者が保有すべき資料をとりまとめた以下の書類を工事完成図書として納品しなければならない。					受注者は、工事目的物の供用開始後の維持管理、後工事や復旧工事施工に必要な情報など、施設を供用する限り施設管理者が保有すべき資料をとりまとめた以下の書類を工事完成図書として納品しなければならない。				
① 工事打合せ簿（出来形、品質管理資料を含む）					① 工事打合せ簿（出来形、品質管理資料を含む）				
② 施工計画書					② 施工計画書				
③ 完成図面					③ 完成図面				
④ 工事写真					④ 工事写真				
⑤ 検査、確認、立会の記録書					⑤ 検査、確認、立会の記録書				

福井市土木工事共通仕様書 新旧対照表		(下線部：改定箇所)
改定（令和８年７月版）	現行（令和６年７月版）	
⑥ 施設台帳 ２．電子成果品及び紙の成果品 受注者は、「福井市電子納品ガイドライン（案）（工事編）」に基づき、工事完成図書を電子媒体で、電子媒体納品書（工事）とともに提出しなければならない。 ３．チェックシステム 受注者は、電子納品に際して、「電子納品チェックシステム」等によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で電子媒体を提出しなければならない。 ３－１－１－８ 中間検査 受注者は、福井市工事等検査規程に基づき、中間検査を受けなければならない。 受注者は、中間検査については、第３編１－１－４ 監督職員による確認及び立会等第３項の規定を準用する。 ３－１－１－９ 工事中の安全確保 １．適用規定 土木工事にあつては、第１編の１－１－<u>27</u> 工事中の安全確保の規定に加え以下の規定による。 ２．建設工事公衆災害防止対策要綱 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号、令和元年9月）を遵守して災害の防止を図らなければならない。 ３．使用する建設機械 受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。 ３－１－１－10 提出書類 １．一般事項 受注者は、提出書類を工事請負契約関係の書式集や福井市工事施工管理資料作成要領等に基づいて、監督職員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によらなければならない。 ２．設計図書に定めるもの 契約約款第９条第５項に規定する「設計図書に定めるもの」とは請負代金額に係わる請求書、代金代理受領諾申請書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係わる書類及びその他指定した書類をいう。 ３－１－１－11 創意工夫 受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完成時までには所定の様式により、監督職員に提出する事が出来る。 第２章 一般施工 本章の規定については、「福井県土木工事共通仕様書」（<u>令和８年４月</u>）中の第３ 編 土木工事共通編 第２章 一般施工を準用する。ただし、3-2-3-25 銘板工 図3-2-2(1) 銘板の寸法および記載事項 中の「福井県」は「福井市」と読み替えるものとする。	⑥ 施設台帳 ２．電子成果品及び紙の成果品 受注者は、「福井市電子納品ガイドライン（案）（工事編）」に基づき、工事完成図書を電子媒体で、電子媒体納品書（工事）とともに提出しなければならない。 ３．チェックシステム 受注者は、電子納品に際して、「電子納品チェックシステム」等によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で電子媒体を提出しなければならない。 ３－１－１－８ 中間検査 受注者は、福井市工事等検査規程に基づき、中間検査を受けなければならない。 受注者は、中間検査については、第３編１－１－４ 監督職員による確認及び立会等第３項の規定を準用する。 ３－１－１－９ 工事中の安全確保 １．適用規定 土木工事にあつては、第１編の１－１－<u>26</u> 工事中の安全確保の規定に加え以下の規定による。 ２．建設工事公衆災害防止対策要綱 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号、令和元年9月）を遵守して災害の防止を図らなければならない。 ３．使用する建設機械 受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。 ３－１－１－10 提出書類 １．一般事項 受注者は、提出書類を工事請負契約関係の書式集や福井市工事施工管理資料作成要領等に基づいて、監督職員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によらなければならない。 ２．設計図書に定めるもの 契約約款第９条第５項に規定する「設計図書に定めるもの」とは請負代金額に係わる請求書、代金代理受領諾申請書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係わる書類及びその他指定した書類をいう。 ３－１－１－11 創意工夫 受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完成時までには所定の様式により、監督職員に提出する事が出来る。 第２章 一般施工 本章の規定については、「福井県土木工事共通仕様書」（<u>令和６年４月</u>）中の第３ 編 土木工事共通編 第２章 一般施工を準用する。ただし、3-2-3-25 銘板工 図3-2-2(1) 銘板の寸法および記載事項 中の「福井県」は「福井市」と読み替えるものとする。	

福井市土木工事共通仕様書 新旧対照表		(下線部：改定箇所)
改定（令和８年７月版）	現行（令和６年７月版）	
第４編 港湾編 港湾関係工事において、国土交通省所管の港湾工事（海上に係わる工事）にあつては、「港湾工事共通仕様書」国土交通省港湾局編集の最新版を準用する。 ただし、「第１章 総則」については福井市土木工事共通仕様書の「第１編 共通編 第１章 総則」を適用する。 第５編 河川編 本編の規定については、「福井県土木工事共通仕様書」（令和８年４月）中の第６編 河川編を準用する。 ただし、「福井県土木工事共通仕様書」中「福井県」とあるのは「福井市」と読み替えるものとする。 第６編 河川海岸編 本編の規定については、「福井県土木工事共通仕様書」（令和８年４月）中の第７編 河川海岸編を準用する。 ただし、「福井県土木工事共通仕様書」中「福井県」とあるのは「福井市」と読み替えるものとする。 第７編 砂防編 本編の規定については、「福井県土木工事共通仕様書」（令和８年４月）中の第８編 砂防編を準用する。 ただし、「福井県土木工事共通仕様書」中「福井県」とあるのは「福井市」と読み替えるものとする。 第８編 ダム編 ダム関係工事については、「土木工事共通仕様書」国土交通省近畿地方整備局編集の最新版を準用するものとする。 ただし、第９編の第１章第１節、第２章第１節、第３章第１節の文中の「第１編共通編、第２編材料編、第３編土木工事共通編」については、福井市土木工事共通仕様書の「第１編共通編、第２編材料編、第３編土木工事共通編」を適用する。	第４編 港湾編 港湾関係工事において、国土交通省所管の港湾工事（海上に係わる工事）にあつては、「港湾工事共通仕様書」国土交通省港湾局編集の最新版を準用する。 ただし、「第１章 総則」については福井市土木工事共通仕様書の「第１編 共通編 第１章 総則」を適用する。 第５編 河川編 本編の規定については、「福井県土木工事共通仕様書」（令和６年４月）中の第６編 河川編を準用する。 ただし、「福井県土木工事共通仕様書」中「福井県」とあるのは「福井市」と読み替えるものとする。 第６編 河川海岸編 本編の規定については、「福井県土木工事共通仕様書」（令和６年４月）中の第７編 河川海岸編を準用する。 ただし、「福井県土木工事共通仕様書」中「福井県」とあるのは「福井市」と読み替えるものとする。 第７編 砂防編 本編の規定については、「福井県土木工事共通仕様書」（令和６年４月）中の第８編 砂防編を準用する。 ただし、「福井県土木工事共通仕様書」中「福井県」とあるのは「福井市」と読み替えるものとする。 第８編 ダム編 ダム関係工事については、「土木工事共通仕様書」国土交通省近畿地方整備局編集の最新版を準用するものとする。 ただし、第９編の第１章第１節、第２章第１節、第３章第１節の文中の「第１編共通編、第２編材料編、第３編土木工事共通編」については、福井市土木工事共通仕様書の「第１編共通編、第２編材料編、第３編土木工事共通編」を適用する。	

福井市土木工事共通仕様書 新旧対照表		(下線部：改定箇所)
改定（令和８年７月版）	現行（令和６年７月版）	
第 9 編 道路編 本編の規定については、「福井県土木工事共通仕様書」（<u>令和 8 年 4 月</u>）中の第 10 編 道路編を準用する。 ただし、「福井県土木工事共通仕様書」中「福井県」とあるのは「福井市」と読み替えるものとする。 第10編 農地編 本編の規定については、「福井県土木工事共通仕様書」（<u>令和 8 年 4 月</u>）中の第 11 編 農地編を準用する。 第 11 編 公園緑地編 公園緑地工事において、国土交通省所管の公園緑地工事にあつては、「公園緑地工事共通仕様書」国土交通省都市局 公園緑地・景観課編集の最新版を準用する。 ただし、文中の「国土交通省 土木工事共通仕様書」を引用している箇所については福井市土木工事共通仕様書の当該箇所を引用するものとする。また、文中に用いられている用語についても福井市土木工事共通仕様書 第 1 編 共通編 第 1 章 総則 第 1 節 総則 1 - 1 - 2 用語の定義において定義された用語に置き換えるものとする。	第 9 編 道路編 本編の規定については、「福井県土木工事共通仕様書」（<u>令和 6 年 4 月</u>）中の第 10 編 道路編を準用する。 ただし、「福井県土木工事共通仕様書」中「福井県」とあるのは「福井市」と読み替えるものとする。 第10編 農地編 本編の規定については、「福井県土木工事共通仕様書」（<u>令和 6 年 4 月</u>）中の第 11 編 農地編を準用する。 第 11 編 公園緑地編 公園緑地工事において、国土交通省所管の公園緑地工事にあつては、「公園緑地工事共通仕様書」国土交通省都市局 公園緑地・景観課編集の最新版を準用する。 ただし、文中の「国土交通省 土木工事共通仕様書」を引用している箇所については福井市土木工事共通仕様書の当該箇所を引用するものとする。また、文中に用いられている用語についても福井市土木工事共通仕様書 第 1 編 共通編 第 1 章 総則 第 1 節 総則 1 - 1 - 2 用語の定義において定義された用語に置き換えるものとする。	

改定（令和 8 年 7 月版）	現行（令和 6 年 7 月版）
第12編 下水道編 第 1 章 管路 第 1 節 適用 1. 適用工種 本章は、管路工事における管きょ工（開削）、管きょ工（小口径推進）、管きょ工（推進）、管きょ工（シールド）、管きょ更生工、マンホール工、特殊マンホール工、取付管及びます工、地盤改良工、付帯工、立坑工その他これらに類する工種について適用する。 2. 適用規定 本章に特に定めのない事項については、第 1 編共通編、第 2 編 材料編、第 3 編 土木工事共通編の規定による。 第 2 節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は監督職員の承諾を得なければならない。 国土交通省 建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年 9 月） 国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について（平成 14 年 7 月） 建設省 コンクリート中の塩化物総量規制について（昭和 61 年 6 月） 建設省 液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針（昭和 49 年 7 月） 建設省 薬液注入工事に係わる施工管理について（平成 2 年 9 月） 国土交通省 仮締切提設置基準（案）（平成 26 年 12 月） 国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱（平成 14 年 5 月） 日本下水道協会 下水道施設計画・設計指針と解説（2019 年版） 日本下水道協会 下水道維持管理指針（2014 年版） 日本下水道協会 小規模下水道施設マネジメント指針と解説（2024 年版） 日本下水道協会 下水道土木工事必携（案）（2021 年版） 日本下水道協会 下水道施設の耐震対策指針と解説（2025 年版） 日本下水道協会 下水道施設耐震計算例－管路施設編－（2015 年版） 日本下水道協会 下水道推進工法の指針と解説（2010 年版） 日本下水道協会 下水道排水設備指針と解説（2016 年版） 日本下水道協会 管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（2017 年版） 土木学会 トンネル標準示方書（開削工法編）同解説（平成 28 年 8 月） 土木学会 トンネル標準示方書（シールド工法編）同解説（同 上） 土木学会 トンネル標準示方書（山岳工法編）同解説（同 上） 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（令和 5 年 3 月） 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（令和 5 年 9 月） 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針（平成 24 年 6 月） 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針（平成 11 年 3 月） 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針（平成 22 年 3 月） 日本道路協会 道路土工－盛土工指針（平成 22 年 4 月） 日本道路協会 道路土工要綱（平成 21 年 6 月） 日本道路協会 道路土工－軟弱地盤対策工指針（平成 24 年 8 月） 日本道路協会 舗装設計施工指針（平成 18 年 2 月） 日本道路協会 舗装施工便覧（平成 18 年 2 月）	第12編 下水道編 第 1 章 管路 第 1 節 適用 1. 適用工種 本章は、管路工事における管きょ工（開削）、管きょ工（小口径推進）、管きょ工（推進）、管きょ工（シールド）、管きょ更生工、マンホール工、特殊マンホール工、取付管及びます工、地盤改良工、付帯工、立坑工その他これらに類する工種について適用する。 2. 適用規定 本章に特に定めのない事項については、第 1 編共通編、第 2 編 材料編、第 3 編 土木工事共通編の規定による。 第 2 節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は監督職員の承諾を得なければならない。 国土交通省 建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年 9 月） 国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について（平成 14 年 7 月） 建設省 コンクリート中の塩化物総量規制について（昭和 61 年 6 月） 建設省 液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針（昭和 49 年 7 月） 建設省 薬液注入工事に係わる施工管理について（平成 2 年 9 月） 国土交通省 仮締切提設置基準（案）（平成 26 年 12 月） 国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱（平成 14 年 5 月） 日本下水道協会 下水道施設計画・設計指針と解説（2019 年版） 日本下水道協会 下水道維持管理指針（2014 年版） 日本下水道協会 小規模下水道施設マネジメント指針と解説（2024 年版） 日本下水道協会 下水道土木工事必携（案）（2021 年版） 日本下水道協会 下水道施設の耐震対策指針と解説（2014 年版） 日本下水道協会 下水道施設耐震計算例－管路施設編－（2015 年版） 日本下水道協会 下水道推進工法の指針と解説（2010 年版） 日本下水道協会 下水道排水設備指針と解説（2016 年版） 日本下水道協会 管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（2017 年版） 土木学会 トンネル標準示方書（開削工法編）同解説（平成 28 年 8 月） 土木学会 トンネル標準示方書（シールド工法編）同解説（同 上） 土木学会 トンネル標準示方書（山岳工法編）同解説（同 上） 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（令和 5 年 3 月） 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（令和 5 年 9 月） 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針（平成 24 年 6 月） 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針（平成 11 年 3 月） 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針（平成 22 年 3 月） 日本道路協会 道路土工－盛土工指針（平成 22 年 4 月） 日本道路協会 道路土工要綱（平成 21 年 6 月） 日本道路協会 道路土工－軟弱地盤対策工指針（平成 24 年 8 月） 日本道路協会 舗装設計施工指針（平成 18 年 2 月） 日本道路協会 舗装施工便覧（平成 18 年 2 月）

福井市土木工事共通仕様書 新旧対照表				(下線部：改定箇所)			
改定（令和８年７月版）				現行（令和６年７月版）			
日本道路協会	舗装再生便覧		(令和６年３月)	日本道路協会	舗装再生便覧		(令和６年３月)
日本道路協会	転圧コンクリート舗装技術指針（案）		(平成２年１１月)	日本道路協会	転圧コンクリート舗装技術指針（案）		(平成２年１１月)
日本道路協会	アスファルト舗装工事共通仕様書		(平成４年１２月)	日本道路協会	アスファルト舗装工事共通仕様書		(平成４年１２月)
日本道路協会	舗装調査・試験法便覧		(平成３１年３月)	日本道路協会	舗装調査・試験法便覧		(平成３１年３月)
日本道路協会	舗装の構造に関する技術基準・同解説		(平成１３年９月)	日本道路協会	舗装の構造に関する技術基準・同解説		(平成１３年９月)
日本道路協会	視覚障害者用誘導ブロック設置指針・同解説		(昭和６０年９月)	日本道路協会	視覚障害者用誘導ブロック設置指針・同解説		(昭和６０年９月)
(社)日本鉄筋継手協会	鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事		(平成２９年８月)	(社)日本鉄筋継手協会	鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事		(平成２９年８月)
厚生労働省	騒音障害防止のためのガイドライン		(令和５年４月)	厚生労働省	騒音障害防止のためのガイドライン		(令和５年４月)
厚生労働省	ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン		(令和２年７月)	厚生労働省	ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン		(令和２年７月)
厚生労働省	土止め先行工法に関するガイドライン		(平成１５年１２月)	厚生労働省	土止め先行工法に関するガイドライン		(平成１５年１２月)
第３節 管きょ工（開削）				第３節 管きょ工（開削）			
12－１－３－１ 一般事項				12－１－３－１ 一般事項			
本節は、管きょ工（開削）として管路土工、管布設工、管基礎工、水路築造工、管路土留工、埋設物防護工、管路路面覆工、補助地盤改良工、開削水替工、地下水低下工その他これらに類する工種について定める。				本節は、管きょ工（開削）として管路土工、管布設工、管基礎工、水路築造工、管路土留工、埋設物防護工、管路路面覆工、補助地盤改良工、開削水替工、地下水低下工その他これらに類する工種について定める。			
12－１－３－２ 材 料				12－１－３－２ 材 料			
１．適応規格				１．適応規格			
受注者は、使用する材料については、次の規格に適合したもの又はこれと同等以上の品質を有するものでなければならない。				受注者は、使用する材料については、次の規格に適合したもの又はこれと同等以上の品質を有するものでなければならない。			
(１) 鉄筋コンクリート管	JSWAS A-1	(下水道用鉄筋コンクリート管)		(１) 鉄筋コンクリート管	JSWAS A-1	(下水道用鉄筋コンクリート管)	
	JSWAS A-9	(下水道用台付鉄筋コンクリート管)			JSWAS A-9	(下水道用台付鉄筋コンクリート管)	
(２) 硬質塩化ビニル管	JSWAS K-1	(下水道用硬質塩化ビニル管)		(２) 硬質塩化ビニル管	JSWAS K-1	(下水道用硬質塩化ビニル管)	
	JSWAS K-13	(下水道用リブ付硬質塩化ビニル管)			JSWAS K-13	(下水道用リブ付硬質塩化ビニル管)	
(３) 強化プラスチック複合管	JSWAS K-2	(下水道用強化プラスチック複合管)		(３) 強化プラスチック複合管	JSWAS K-2	(下水道用強化プラスチック複合管)	
(４) レジンコンクリート管	JSWAS K-11	(下水道用レジンコンクリート管)		(４) レジンコンクリート管	JSWAS K-11	(下水道用レジンコンクリート管)	
(５) ポリエチレン管	JSWAS K-14	(下水道用ポリエチレン管)		(５) ポリエチレン管	JSWAS K-14	(下水道用ポリエチレン管)	
	JSWAS K-15	(下水道用リブ付ポリエチレン管)			JSWAS K-15	(下水道用リブ付ポリエチレン管)	
(６) 鋼 管	JIS G 3443	(水輸送用塗覆装鋼管)		(６) 鋼 管	JIS G 3443	(水輸送用塗覆装鋼管)	
	JIS G 3452	(配管用炭素鋼鋼管)			JIS G 3452	(配管用炭素鋼鋼管)	
	JIS G 3459	(配管用ステンレス鋼鋼管)			JIS G 3459	(配管用ステンレス鋼鋼管)	
(７) 鋳鉄管	JSWAS G-1	(下水道用ダクタイル鋳鉄管)		(７) 鋳鉄管	JSWAS G-1	(下水道用ダクタイル鋳鉄管)	
	JIS G 5526	(ダクタイル鋳鉄管)			JIS G 5526	(ダクタイル鋳鉄管)	
	JIS G 5527	(ダクタイル鋳鉄異形管)			JIS G 5527	(ダクタイル鋳鉄異形管)	
(８) ボックスカルバート	JSWAS A-12	(下水道用鉄筋コンクリート製ボックスカルバート)		(８) ボックスカルバート	JSWAS A-12	(下水道用鉄筋コンクリート製ボックスカルバート)	
	JSWAS A-13	(下水道用プレストレストコンクリート製ボックスカルバート)			JSWAS A-13	(下水道用プレストレストコンクリート製ボックスカルバート)	
(９) マンホール用可とう継手については、福井市指定の材料を使用する。				(９) マンホール用可とう継手については、福井市指定の材料を使用する。			
２．品質確認				２．品質確認			
受注者は、管きょ工（開削）の施工に使用する材料については、施工前に監督職員に品質証明書を提出し、承諾を得なければならない。				受注者は、管きょ工（開削）の施工に使用する材料については、施工前に監督職員に品質証明書を提出し、承諾を得なければならない。			
12－１－３－３ 管路土工				12－１－３－３ 管路土工			
１．施工計画				１．施工計画			

改定（令和8年7月版）	現行（令和6年7月版）
（1）受注者は、管きょ工（開削）の施工にあたり、工事着手前に施工場所の土質、地下水の状況、地下埋設物、その他工事に係る諸条件を十分調査し、その結果に基づき現場に適応した施工計画書を作成して監督職員に提出しなければならない。 （2）受注者は、掘削にあたって事前に設計図の地盤高を水準測量により調査し、試掘調査の結果に基づいて路線の中心線、マンホール位置、埋設深、勾配等を確認しなければならない。さらに詳細な埋設物の調査が必要な場合は、監督職員と協議のうえ試験掘りを行わなければならない。 （3）受注者は工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇、電波障害等の起因する事業損失が懸念される場合は、設計図書に基づき事前調査を行い、第三者への被害を未然に防止しなければならない。なお、必要に応じて事後調査も実施しなければならない。 （4）受注者は掘削する区域及び延長については、交通対策等を考慮して決めなければならない。 2．管路掘削 管路掘削の施工については、第3編2－3－3 作業土工（床掘・埋戻）の規定による。 3．管路埋戻 （1）埋戻しの施工に当たっては、雨天時の施工を避ける等、土質及び使用機械に応じた適切な含水比の状態で20cm毎に十分締固めるものとし、写真等で確認できなければならない。 （2）受注者は埋戻し作業にあたり、管が移動したり破損したりするような荷重や衝撃を与えないよう注意しなければならない。 （3）受注者は埋戻しの施工にあたり、管の両側より同時に埋戻し、管きょその他の構造物の側面に空隙を生じないように十分突き固め、特に管の周辺及び管頂30cmまでは注意しなければならない。 （4）受注者は埋戻しを施工するにあたり、設計図書に基づき、各層所定の厚さ毎に両側の埋戻し高さが均等になるように、必ず人力及びタンパ等により十分締固めなければならない。 （5）受注者は、埋戻し路床の仕上げ面は、均一な支持力が得られるよう施工しなければならない。 （6）改良土については、一軸圧縮強度（室内試験）が100kPa以上、CBRが10%以上の材料を使用しなければならない。また、衝撃加速度試験を200mに1ヶ所程度行い、現場での平均一軸圧縮強度が50kPa以上となるよう品質管理を行わなければならない。 （7）路盤材については、現場密度試験（1,000m²につき1回）を行い、現場での締固め度が90%以上となる品質管理を行わなければならない。 4．発生土処理 （1）受注者は、掘削発生土の運搬にあたり、運搬車に土砂のこぼれ飛散を防止する装備（シート被覆等）を施すとともに、積載量を超過してはならない。 （2）受注者は、発生土処分にあたり、特に処分場を指定した場合は、その指定した場所の指示に従い運搬、処分する。特に指定のない場合は、捨て場所、運搬方法、運搬経路等の計画書を作成し監督職員の承諾を得なければならない。また、この場合でも、関係法令に基づき適正に処分しなければならない。なお、発生土については、極力再利用又は再生利用を図るものとする。 12－1－3－4 管布設工 1．保管・取扱い （1）受注者は、現場に管を保管する場合には、第三者が保管場所に立入らないよう柵等を設けるとともに、倒壊等が生じないように十分な安全対策を講じなければならない。 （2）受注者は、硬質塩化ビニル管及び強化プラスチック複合管を保管するときは、シート等の覆いをかけ、管に有害な曲がりやそりが生じないように措置しなければならない。 （3）受注者は、接着剤、樹脂系接合剤、滑剤、ゴム輪等は、材質の変質を防止する処置（冷暗な場所に保管する等）をとらなければならない。なお、接着剤の取り扱いに当たっては、消防法等関係法令を遵守しなければならない。 （4）受注者は、管等の取扱い及び運搬にあたって、落下、ぶつかり合いがないように慎重に取扱い、放り投げるようなことをしてはならない。また、管等と荷台との接触部、特に管端部には、クッション材等をはさみ、受口や差口が破損しないように十分注意をしなければならない。 （5）受注者は、管の吊下し及び据付については、現場の状況に適応した安全な方法により丁寧に行わなければならない。	（1）受注者は、管きょ工（開削）の施工にあたり、工事着手前に施工場所の土質、地下水の状況、地下埋設物、その他工事に係る諸条件を十分調査し、その結果に基づき現場に適応した施工計画書を作成して監督職員に提出しなければならない。 （2）受注者は、掘削にあたって事前に設計図の地盤高を水準測量により調査し、試掘調査の結果に基づいて路線の中心線、マンホール位置、埋設深、勾配等を確認しなければならない。さらに詳細な埋設物の調査が必要な場合は、監督職員と協議のうえ試験掘りを行わなければならない。 （3）受注者は工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇、電波障害等の起因する事業損失が懸念される場合は、設計図書に基づき事前調査を行い、第三者への被害を未然に防止しなければならない。なお、必要に応じて事後調査も実施しなければならない。 （4）受注者は掘削する区域及び延長については、交通対策等を考慮して決めなければならない。 2．管路掘削 管路掘削の施工については、第3編2－3－3 作業土工（床掘・埋戻）の規定による。 3．管路埋戻 （1）埋戻しの施工に当たっては、雨天時の施工を避ける等、土質及び使用機械に応じた適切な含水比の状態で20cm毎に十分締固めるものとし、写真等で確認できなければならない。 （2）受注者は埋戻し作業にあたり、管が移動したり破損したりするような荷重や衝撃を与えないよう注意しなければならない。 （3）受注者は埋戻しの施工にあたり、管の両側より同時に埋戻し、管きょその他の構造物の側面に空隙を生じないように十分突き固め、特に管の周辺及び管頂30cmまでは注意しなければならない。 （4）受注者は埋戻しを施工するにあたり、設計図書に基づき、各層所定の厚さ毎に両側の埋戻し高さが均等になるように、必ず人力及びタンパ等により十分締固めなければならない。 （5）受注者は、埋戻し路床の仕上げ面は、均一な支持力が得られるよう施工しなければならない。 （6）改良土については、一軸圧縮強度（室内試験）が100kPa以上、CBRが10%以上の材料を使用しなければならない。また、衝撃加速度試験を200mに1ヶ所程度行い、現場での平均一軸圧縮強度が50kPa以上となるよう品質管理を行わなければならない。 （7）路盤材については、現場密度試験（1,000m²につき1回）を行い、現場での締固め度が90%以上となる品質管理を行わなければならない。 4．発生土処理 （1）受注者は、掘削発生土の運搬にあたり、運搬車に土砂のこぼれ飛散を防止する装備（シート被覆等）を施すとともに、積載量を超過してはならない。 （2）受注者は、発生土処分にあたり、特に処分場を指定した場合は、その指定した場所の指示に従い運搬、処分する。特に指定のない場合は、捨て場所、運搬方法、運搬経路等の計画書を作成し監督職員の承諾を得なければならない。また、この場合でも、関係法令に基づき適正に処分しなければならない。なお、発生土については、極力再利用又は再生利用を図るものとする。 12－1－3－4 管布設工 1．保管・取扱い （1）受注者は、現場に管を保管する場合には、第三者が保管場所に立入らないよう柵等を設けるとともに、倒壊等が生じないように十分な安全対策を講じなければならない。 （2）受注者は、硬質塩化ビニル管及び強化プラスチック複合管を保管するときは、シート等の覆いをかけ、管に有害な曲がりやそりが生じないように措置しなければならない。 （3）受注者は、接着剤、樹脂系接合剤、滑剤、ゴム輪等は、材質の変質を防止する処置（冷暗な場所に保管する等）をとらなければならない。なお、接着剤の取り扱いに当たっては、消防法等関係法令を遵守しなければならない。 （4）受注者は、管等の取扱い及び運搬にあたって、落下、ぶつかり合いがないように慎重に取扱い、放り投げるようなことをしてはならない。また、管等と荷台との接触部、特に管端部には、クッション材等をはさみ、受口や差口が破損しないように十分注意をしなければならない。 （5）受注者は、管の吊下し及び据付については、現場の状況に適応した安全な方法により丁寧に行わなければならない。

改定（令和8年7月版）	現行（令和6年7月版）
2. 管布設 受注者は、管の布設にあたり、所定の基礎を施した後に、上流の方向に受口を向け、他方の管端を既設管に密着させ、中心線、勾配及び管底高を保ち、かつ漏水・不陸・偏心等が生じないように施工しなければならない。 3. 鉄筋コンクリート管 受注者は、鉄筋コンクリート管の布設にあたり、以下の規定によらなければならない。 （1）管接合前、受口内面をよく清掃し、滑材を塗布し、容易に差込めるようにした上、差し口は事前に清掃し、所定の位置にゴム輪をはめ、差込み深さが確認できるよう印をつけておかなければならない。 （2）管の接合部は、原則として曲げて施工してはならない。 （3）使用前に管の接合に用いるゴム輪の傷の有無、老化の状態及び寸法の適否について検査しなければならない。 なお、検査ずみのゴム輪の保管は、暗所に保存し屋外に野積みにしてはならない。 4. 硬質塩化ビニル管、強化プラスチック複合管 受注者は、硬質塩化ビニル管、強化プラスチック複合管の布設にあたり、以下の規定によらなければならない。 （1）ゴム輪接合においてゴム輪が正確に溝に納まっているかを確認し、ゴム輪がねじれていたり、はみ出している場合は、正確に再装着しなければならない。 （2）ゴム輪接合において接合部に付着している泥土、水分、油分は乾いた布で清掃しなければならない。 （3）ゴム輪接合用滑剤をゴム輪表面及び差口管に均一に塗り、管軸に合わせて差口を所定の位置まで挿入し、ゴム輪の位置、ねじれ、はみ出しがないかチェックゲージ（薄板ゲージ）で確認しなければならない。また、管の挿入については、挿入機又は、てこ棒を使用しなければならない。 （4）滑剤には、ゴム輪接合専用滑剤を使用し、グリス、油等はゴム輪を劣化させるので使用してはならない。 （5）接着接合においては、差管の外表面及び継手の内面の油、ほこり等を乾いた布で拭きとり、差込み深さの印を直管の外表面に付けなければならない。 （6）接着接合においては、接着剤を受口内面及び差口外面の接合面に塗りもらしなく均一に素早く塗らなければならない。また、塗布後水や泥がつかないように十分注意しなければならない。 （7）接着剤塗布後は、素早く差口を受口に挿入し、所定の位置まで差込み、そのまましばらく保持する。 なお、呼び径150以上は原則として挿入機を使用しなければならない。かけや等による叩込みはしてはならない。 （8）接着直後は、接合部に無理な外力が加わらないよう注意しなければならない。 （9）圧送管として使用する場合には、配管完了後、所定の圧力を保持する水圧試験を行わなければならない。 また、水圧試験時に継手より漏水した場合、新たに配管をやり直し再度試験を行わなければならない。 5. リブ付き硬質塩化ビニル管 受注者は、リブ付き硬質塩化ビニル管の布設にあたり、以下の規定によらなければならない。 （1）受口内面（受口奥部まで）及び差口外面（ゴム輪から管端まで）接合部に付着している泥土、水分、油分は乾いた布で清掃しなければならない。 （2）ゴム輪が正確に挿入管の端面から第2番目と第3番目のリブの間に納まっているか確認し、ゴム輪がねじれていたり、はみ出している場合は、ゴム輪を外し溝及びゴム輪を拭いてから正確に再装着しなければならない。また、ゴム輪は仕様により方向性等の規制があるので、装着時に確認をしなければならない。 （3）ゴム輪接合に使用する滑剤は、硬質塩化ビニル管用滑剤を使用し、グリス、油等はゴム輪を劣化させるので使用してはならない。 （4）ゴム輪接合用滑材をゴム輪表面及び差口に均一に塗り、管軸に合わせて差込口を所定の位置ま	2. 管布設 受注者は、管の布設にあたり、所定の基礎を施した後に、上流の方向に受口を向け、他方の管端を既設管に密着させ、中心線、勾配及び管底高を保ち、かつ漏水・不陸・偏心等が生じないように施工しなければならない。 3. 鉄筋コンクリート管 受注者は、鉄筋コンクリート管の布設にあたり、以下の規定によらなければならない。 （1）管接合前、受口内面をよく清掃し、滑材を塗布し、容易に差込めるようにした上、差し口は事前に清掃し、所定の位置にゴム輪をはめ、差込み深さが確認できるよう印をつけておかなければならない。 （2）管の接合部は、原則として曲げて施工してはならない。 （3）使用前に管の接合に用いるゴム輪の傷の有無、老化の状態及び寸法の適否について検査しなければならない。 なお、検査ずみのゴム輪の保管は、暗所に保存し屋外に野積みにしてはならない。 4. 硬質塩化ビニル管、強化プラスチック複合管 受注者は、硬質塩化ビニル管、強化プラスチック複合管の布設にあたり、以下の規定によらなければならない。 （1）ゴム輪接合においてゴム輪が正確に溝に納まっているかを確認し、ゴム輪がねじれていたり、はみ出している場合は、正確に再装着しなければならない。 （2）ゴム輪接合において接合部に付着している泥土、水分、油分は乾いた布で清掃しなければならない。 （3）ゴム輪接合用滑剤をゴム輪表面及び差口管に均一に塗り、管軸に合わせて差口を所定の位置まで挿入し、ゴム輪の位置、ねじれ、はみ出しがないかチェックゲージ（薄板ゲージ）で確認しなければならない。また、管の挿入については、挿入機又は、てこ棒を使用しなければならない。 （4）滑剤には、ゴム輪接合専用滑剤を使用し、グリス、油等はゴム輪を劣化させるので使用してはならない。 （5）接着接合においては、差管の外表面及び継手の内面の油、ほこり等を乾いた布で拭きとり、差込み深さの印を直管の外表面に付けなければならない。 （6）接着接合においては、接着剤を受口内面及び差口外面の接合面に塗りもらしなく均一に素早く塗らなければならない。また、塗布後水や泥がつかないように十分注意しなければならない。 （7）接着剤塗布後は、素早く差口を受口に挿入し、所定の位置まで差込み、そのまましばらく保持する。 なお、呼び径150以上は原則として挿入機を使用しなければならない。かけや等による叩込みはしてはならない。 （8）接着直後は、接合部に無理な外力が加わらないよう注意しなければならない。 （9）圧送管として使用する場合には、配管完了後、所定の圧力を保持する水圧試験を行わなければならない。 また、水圧試験時に継手より漏水した場合、新たに配管をやり直し再度試験を行わなければならない。 5. リブ付き硬質塩化ビニル管 受注者は、リブ付き硬質塩化ビニル管の布設にあたり、以下の規定によらなければならない。 （1）受口内面（受口奥部まで）及び差口外面（ゴム輪から管端まで）接合部に付着している泥土、水分、油分は乾いた布で清掃しなければならない。 （2）ゴム輪が正確に挿入管の端面から第2番目と第3番目のリブの間に納まっているか確認し、ゴム輪がねじれていたり、はみ出している場合は、ゴム輪を外し溝及びゴム輪を拭いてから正確に再装着しなければならない。また、ゴム輪は仕様により方向性等の規制があるので、装着時に確認をしなければならない。 （3）ゴム輪接合に使用する滑剤は、硬質塩化ビニル管用滑剤を使用し、グリス、油等はゴム輪を劣化させるので使用してはならない。 （4）ゴム輪接合用滑材をゴム輪表面及び差口に均一に塗り、管軸に合わせて差込口を所定の位置ま

改定（令和8年7月版）	現行（令和6年7月版）
で挿入しなければならない。差込は原則として挿入機を使用しなければならない。ただし、呼び径300以下はてこ棒を使用してもよい。また、挿入する時、叩込みなど衝撃的な力を加えてはならない。 6. ポリエチレン管 受注者は、ポリエチレン管の布設にあたり、以下の規定によらなければならない。 （1）管融着面は、管差口部の外表面の土や汚れを落とした後、管差口からスクレープに必要な長さの位置に標線を引き、専用のスクレーパーで標線の手前まで管外表面を0.1mm程度削り取らなければならない。このとき、削り過ぎには十分注意し、むけていない場所があってはならない。 （2）管差口部外表面に有害な傷がないことを確認し、傷がある場合は、管を切断除去し、再度融着面を切削しなければならない。 （3）管受口内面及び管差口切削融着面は、アセトンなどを浸み込ませたペーパータオルで清掃し、融着面の油脂等の汚れが完全に拭きとられていることを確認しなければならない。 （4）管の挿入においては、融着面の切削及び清掃済みの管差口を管受口に挿入し、標線まで挿入されていることを確認しなければならない。また、管の接続部が斜めにならないようにクランプを装着しなければならない。 （5）融着作業は、水場で行ってはならない。地下水の流出の多いところでは排水を十分に行い、雨天時は原則、融着作業を行ってはならない。 （6）管を埋め戻す前に、発注者が指定する気密（真空）検査又は水圧検査を行わなければならない。 7. 既製く形きょ 受注者は、既製く形きょの布設にあたり、以下の規定によらなければならない。 （1）既製く形きょの施工は、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わぬよう注意し、原則として、く形きょの下流側から設置しなければならない。 （2）既製く形きょの縦締め施工は、道路土工―カルバート工指針7-2の規定によらなければならない。 8. 鋳鉄管 受注者は、鋳鉄管の布設にあたり、以下の規定によらなければならない。 （1）配管作業（継手接合を含む）に従事する技能者は豊富な実務経験と知識を有し熟練した者でなければならない。 （2）管の運搬及び吊りおろしは特に慎重に行い管に衝撃を与えてはならない。また、管の据付にあたっては、管内外の泥土や油等を取り除き製造所マークを上にし、管体に無理な外力が加わらないように施工しなければならない。 （3）メカニカル継手の継手ボルトの締め付けは必ずトルクレンチにより所定のトルクまで締め付けなければならない。また、曲管については、離脱防止継手若しくは管防護を施さなければならない。 （4）配管完了後、所定の圧力を保持する水圧試験を行わなければならない。また、水圧試験時に継手より漏水した場合は、全部取外し十分清掃してから接合をやり直し再度試験を行わなければならない。 9. 切断・穿孔 受注者は、管の切断及び穿孔にあたり、以下の規定によらなければならない。 （1）鉄筋コンリート管及びダクトail鋳鉄管を切断・穿孔する場合、管に損傷を与えないよう専用の機械等を使用し、所定の寸法に仕上げなければならない。 （2）硬質塩化ビニル管及び強化プラスチック複合管を切断・穿孔する場合、寸法出しを正確に行い、管軸に直角に標線を記入して標線に沿って木工のこぎり、金切りのこぎり等で切断・穿孔面の食い違いを生じないように切断しなければならない。 なお、切断・穿孔面に生じたばりや食い違いを平らに仕上げるとともに、管端内外面を軽く面取りし、ゴム輪接合の場合は、グライライダー・やすり等を用いて規定（15°～30°）の面取りをしなければならない。 （3）ポリエチレン管を切断する場合、管軸に直角に切断標線を記入し、原則として専用切断機で切	で挿入しなければならない。差込は原則として挿入機を使用しなければならない。ただし、呼び径300以下はてこ棒を使用してもよい。また、挿入する時、叩込みなど衝撃的な力を加えてはならない。 6. ポリエチレン管 受注者は、ポリエチレン管の布設にあたり、以下の規定によらなければならない。 （1）管融着面は、管差口部の外表面の土や汚れを落とした後、管差口からスクレープに必要な長さの位置に標線を引き、専用のスクレーパーで標線の手前まで管外表面を0.1mm程度削り取らなければならない。このとき、削り過ぎには十分注意し、むけていない場所があってはならない。 （2）管差口部外表面に有害な傷がないことを確認し、傷がある場合は、管を切断除去し、再度融着面を切削しなければならない。 （3）管受口内面及び管差口切削融着面は、アセトンなどを浸み込ませたペーパータオルで清掃し、融着面の油脂等の汚れが完全に拭きとられていることを確認しなければならない。 （4）管の挿入においては、融着面の切削及び清掃済みの管差口を管受口に挿入し、標線まで挿入されていることを確認しなければならない。また、管の接続部が斜めにならないようにクランプを装着しなければならない。 （5）融着作業は、水場で行ってはならない。地下水の流出の多いところでは排水を十分に行い、雨天時は原則、融着作業を行ってはならない。 （6）管を埋め戻す前に、発注者が指定する気密（真空）検査又は水圧検査を行わなければならない。 7. 既製く形きょ 受注者は、既製く形きょの布設にあたり、以下の規定によらなければならない。 （1）既製く形きょの施工は、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わぬよう注意し、原則として、く形きょの下流側から設置しなければならない。 （2）既製く形きょの縦締め施工は、道路土工―カルバート工指針7-2の規定によらなければならない。 8. 鋳鉄管 受注者は、鋳鉄管の布設にあたり、以下の規定によらなければならない。 （1）配管作業（継手接合を含む）に従事する技能者は豊富な実務経験と知識を有し熟練した者でなければならない。 （2）管の運搬及び吊りおろしは特に慎重に行い管に衝撃を与えてはならない。また、管の据付にあたっては、管内外の泥土や油等を取り除き製造所マークを上にし、管体に無理な外力が加わらないように施工しなければならない。 （3）メカニカル継手の継手ボルトの締め付けは必ずトルクレンチにより所定のトルクまで締め付けなければならない。また、曲管については、離脱防止継手若しくは管防護を施さなければならない。 （4）配管完了後、所定の圧力を保持する水圧試験を行わなければならない。また、水圧試験時に継手より漏水した場合は、全部取外し十分清掃してから接合をやり直し再度試験を行わなければならない。 9. 切断・穿孔 受注者は、管の切断及び穿孔にあたり、以下の規定によらなければならない。 （1）鉄筋コンリート管及びダクトail鋳鉄管を切断・穿孔する場合、管に損傷を与えないよう専用の機械等を使用し、所定の寸法に仕上げなければならない。 （2）硬質塩化ビニル管及び強化プラスチック複合管を切断・穿孔する場合、寸法出しを正確に行い、管軸に直角に標線を記入して標線に沿って木工のこぎり、金切りのこぎり等で切断・穿孔面の食い違いを生じないように切断しなければならない。 なお、切断・穿孔面に生じたばりや食い違いを平らに仕上げるとともに、管端内外面を軽く面取りし、ゴム輪接合の場合は、グライライダー・やすり等を用いて規定（15°～30°）の面取りをしなければならない。 （3）ポリエチレン管を切断する場合、管軸に直角に切断標線を記入し、原則として専用切断機で切

福井市土木工事共通仕様書 新旧対照表		(下線部：改定箇所)
改定（令和８年７月版）	現行（令和６年７月版）	
断しなければならない。専用切断機がない場合はパイプカッター又は丸のこなどで切断面の食い違いが生じないように切断し、グライライダーなどでばりや食い違いを平らに仕上げなければならない。 10. 埋設標識シート 受注者は、圧送管の埋戻しに際し、設計図書に基づき、管の上部に埋設標識シートを布設しなければならない。埋設標識シートは埋戻し及び締め固めを行った後、マンホールからマンホールまで切れ目なく布設しなければならない。 11. マンホール削孔接続 受注者は、マンホールとの接続にあたり、以下の規定によらなければならない。 （１）マンホールに接続する管の端面を内壁に一致させなければならない。 （２）既設部分への接続に対しては必ず、既設管底高及びマンホール高さを測量し、設計指示高さとの照査をし、監督職員に報告しなければならない。 （３）接続部分の止水については、特に入念な施工をしなければならない。 （４）マンホールとの接続には、原則として福井市指定の可とう性継手を使用し、これを使用できない場合は、監督職員と協議する。 （５）可とう性継手のマンホールへの取付けは、工場にて行わなければならない。 （６）管を挿入する際は、事前に管を清掃し、挿入する。管の位置決めを行い、微調整は、所定の材料にて行う。 また、管と可とう性継手の固定は、締め付けバンドにてドライバー等によりしっかりと締め付け固定する。 （７）マンホール内部との空隙は、緩衝材等を取付け、仕上げてシーリング材を使用し、平滑になるように施工する。 （８）受注者は、既設マンホールその他地下構造物に出入りする場合は、必ず事前に滞留する有毒ガス、酸素欠乏等に対して十分な調査を行わなければならない。 12－１－３－５ 管基礎工 １. 砂基礎 受注者は、砂基礎を行う場合、設計図書に示す基礎用砂を所定の厚さまで十分締固めた後管布設を行い、さらに砂を敷均し、締固めを行わなければならない。 なお、この時、砂は管の損傷、移動等が生じないように投入し、管の周辺には空隙が生じないように締固めなければならない。 ２. 碎石基礎 受注者は、碎石基礎を行う場合、あらかじめ整地した基礎面に碎石を所定の厚さに均等に敷均し、十分に突固め所定の寸法に仕上げなければならない。 ３. コンクリート基礎 受注者は、コンクリート基礎を行う場合、所定の厚さの碎石基礎を施した後、所定の寸法になるようにコンクリートを打設し、十分締固めて空隙が生じないように仕上げなければならない。 ４. まくら土台基礎 受注者は、まくら土台基礎及びコンクリート土台基礎を行う場合、まくら木は、皮をはいだ生松丸太の太鼓落しあるいは、コンクリート製のものを使用しなければならない。施工にあたっては、まくら木による集中荷重発生を防止するため、基礎面及び管の下側は十分に締固めなければならない。 ５. はしご胴木基礎 受注者は、はしご胴木基礎を行う場合、材料は皮をはいだ生松丸太の太鼓落しを使用しなければならない。胴木は端部に切欠きを設け、所定のボルトで接合して連結しなければならない。又、はしご胴木を布設した後、まくら木の天端まで碎石を充填し、十分に締固めなければならない。 12－１－３－６ 水路築造工 １. 既製く形きょ	断しなければならない。専用切断機がない場合はパイプカッター又は丸のこなどで切断面の食い違いが生じないように切断し、グライライダーなどでばりや食い違いを平らに仕上げなければならない。 10. 埋設標識シート 受注者は、圧送管の埋戻しに際し、設計図書に基づき、管の上部に埋設標識シートを布設しなければならない。埋設標識シートは埋戻し及び締め固めを行った後、マンホールからマンホールまで切れ目なく布設しなければならない。 11. マンホール削孔接続 受注者は、マンホールとの接続にあたり、以下の規定によらなければならない。 （１）マンホールに接続する管の端面を内壁に一致させなければならない。 （２）既設部分への接続に対しては必ず、既設管底高及びマンホール高さを測量し、設計指示高さとの照査をし、監督職員に報告しなければならない。 （３）接続部分の止水については、特に入念な施工をしなければならない。 （４）マンホールとの接続には、原則として福井市指定の可とう性継手を使用し、これを使用できない場合は、監督職員と協議する。 （５）可とう性継手のマンホールへの取付けは、工場にて行わなければならない。 （６）管を挿入する際は、事前に管を清掃し、挿入する。管の位置決めを行い、微調整は、所定の材料にて行う。 また、管と可とう性継手の固定は、締め付けバンドにてドライバー等によりしっかりと締め付け固定する。 （７）マンホール内部との空隙は、緩衝材等を取付け、仕上げてシーリング材を使用し、平滑になるように施工する。 （８）受注者は、既設マンホールその他地下構造物に出入りする場合は、必ず事前に滞留する有毒ガス、酸素欠乏等に対して十分な調査を行わなければならない。 12－１－３－５ 管基礎工 １. 砂基礎 受注者は、砂基礎を行う場合、設計図書に示す基礎用砂を所定の厚さまで十分締固めた後管布設を行い、さらに砂を敷均し、締固めを行わなければならない。 なお、この時、砂は管の損傷、移動等が生じないように投入し、管の周辺には空隙が生じないように締固めなければならない。 ２. 碎石基礎 受注者は、碎石基礎を行う場合、あらかじめ整地した基礎面に碎石を所定の厚さに均等に敷均し、十分に突固め所定の寸法に仕上げなければならない。 ３. コンクリート基礎 受注者は、コンクリート基礎を行う場合、所定の厚さの碎石基礎を施した後、所定の寸法になるようにコンクリートを打設し、十分締固めて空隙が生じないように仕上げなければならない。 ４. まくら土台基礎 受注者は、まくら土台基礎及びコンクリート土台基礎を行う場合、まくら木は、皮をはいだ生松丸太の太鼓落しあるいは、コンクリート製のものを使用しなければならない。施工にあたっては、まくら木による集中荷重発生を防止するため、基礎面及び管の下側は十分に締固めなければならない。 ５. はしご胴木基礎 受注者は、はしご胴木基礎を行う場合、材料は皮をはいだ生松丸太の太鼓落しを使用しなければならない。胴木は端部に切欠きを設け、所定のボルトで接合して連結しなければならない。又、はしご胴木を布設した後、まくら木の天端まで碎石を充填し、十分に締固めなければならない。 12－１－３－６ 水路築造工 １. 既製く形きょ	

改定（令和8年7月版）	現行（令和6年7月版）
受注者は、既製く形きょの施工について、第12編1－3－4 管布施工の7既製く形きょの布設の規定によらなければならない。 2. 現場打水路 受注者は、現場打水路の施工にあたり、以下の規定によらなければならない。 （1）現場打水路工の均しコンクリートの施工にあたり、沈下、滑動、不陸等が生じないようにしなければならない。 （2）目地材及び止水板の施工にあたり、付着、水密性を保つよう施工しなければならない。 3. 施工 受注者は、現場打水路及び既製開きょについて、原則として下流側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。 4. 柵渠 受注者は、柵渠の施工については、杭、板、かさ石及び梁に隙間が生じないよう注意して施工しなければならない。 12－1－3－7 管路土留工 1. 施工計画 （1）受注者は周囲の状況を考慮し、掘削深さ、土質、地下水位、作用する土圧、載荷重を十分検討し施工しなければならない。 （2）受注者は、土留工の施工にあたり、交通の状況、埋設物及び架空線の位置、周辺の環境及び施工期間等を考慮するとともに、第三者に騒音、振動、交通障害等の危険や迷惑を及ぼさないよう、工法及び作業時間を定めなければならない。 （3）受注者は、土留工に先行し、溝掘り及び探針を行い、埋設物の有無を確認しなければならない。 （4）受注者は、土留工に使用する材料について、割れ、腐食、断面欠損、曲り等構造耐力上欠陥のないものを使用しなければならない。 （5）受注者は、工事の進捗に伴う腹起し・切梁の取付け・取外し時期については、施工計画において十分検討し施工しなければならない。 （6）受注者は、工事を安全に行えるように作業中は常に点検し、異常のある時は、速やかに対策を講じなければならない。 2. 木矢板土留、軽量鋼矢板土留、アルミ矢板土留 受注者は、建て込み式の木矢板土留、軽量鋼矢板土留、アルミ矢板土留の施工にあたり、以下の規定によらなければならない。 （1）矢板は、余掘をしないように掘削の進行に合わせて垂直に建て込むものとし、矢板先端を掘削底面下20cm程度貫入させなければならない。 （2）バックホウの打撃による建て込み作業は行ってはならない。 （3）矢板と地山の隙間は、砂詰め等により裏込めを行わなければならない。 （4）建て込みの法線が不揃いとなった場合は、一旦埋め戻してから引抜いて再度建て込むものとする。 （5）矢板を引抜くときは、埋戻しが完了した高さだけ引抜くこと。 （6）矢板の引抜き跡については、沈下など地盤の変状を生じないよう空洞を砂等で充填しなければならない。 3. 建て込み簡易土留 受注者は、建て込み簡易土留の施工にあたり、以下の規定によらなければならない。 （1）建て込み簡易土留材は先掘りしながら所定の深さに設置しなければならない。 （2）土留背面に隙間が生じないよう切梁による調整、又は砂詰め等の処置をしながら、建て込みを行わなければならない。 （3）建て込み簡易土留材の引抜きは締固め厚さごとに引抜き、パネル部分の埋戻しと締固めを十分に行わなければならない。 （4）バックホウの打撃による建て込み作業は行ってはならない。	受注者は、既製く形きょの施工について、第12編1－3－4 管布施工の7既製く形きょの布設の規定によらなければならない。 2. 現場打水路 受注者は、現場打水路の施工にあたり、以下の規定によらなければならない。 （1）現場打水路工の均しコンクリートの施工にあたり、沈下、滑動、不陸等が生じないようにしなければならない。 （2）目地材及び止水板の施工にあたり、付着、水密性を保つよう施工しなければならない。 3. 施工 受注者は、現場打水路及び既製開きょについて、原則として下流側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。 4. 柵渠 受注者は、柵渠の施工については、杭、板、かさ石及び梁に隙間が生じないよう注意して施工しなければならない。 12－1－3－7 管路土留工 1. 施工計画 （1）受注者は周囲の状況を考慮し、掘削深さ、土質、地下水位、作用する土圧、載荷重を十分検討し施工しなければならない。 （2）受注者は、土留工の施工にあたり、交通の状況、埋設物及び架空線の位置、周辺の環境及び施工期間等を考慮するとともに、第三者に騒音、振動、交通障害等の危険や迷惑を及ぼさないよう、工法及び作業時間を定めなければならない。 （3）受注者は、土留工に先行し、溝掘り及び探針を行い、埋設物の有無を確認しなければならない。 （4）受注者は、土留工に使用する材料について、割れ、腐食、断面欠損、曲り等構造耐力上欠陥のないものを使用しなければならない。 （5）受注者は、工事の進捗に伴う腹起し・切梁の取付け・取外し時期については、施工計画において十分検討し施工しなければならない。 （6）受注者は、工事を安全に行えるように作業中は常に点検し、異常のある時は、速やかに対策を講じなければならない。 2. 木矢板土留、軽量鋼矢板土留、アルミ矢板土留 受注者は、建て込み式の木矢板土留、軽量鋼矢板土留、アルミ矢板土留の施工にあたり、以下の規定によらなければならない。 （1）矢板は、余掘をしないように掘削の進行に合わせて垂直に建て込むものとし、矢板先端を掘削底面下20cm程度貫入させなければならない。 （2）バックホウの打撃による建て込み作業は行ってはならない。 （3）矢板と地山の隙間は、砂詰め等により裏込めを行わなければならない。 （4）建て込みの法線が不揃いとなった場合は、一旦埋め戻してから引抜いて再度建て込むものとする。 （5）矢板を引抜くときは、埋戻しが完了した高さだけ引抜くこと。 （6）矢板の引抜き跡については、沈下など地盤の変状を生じないよう空洞を砂等で充填しなければならない。 3. 建て込み簡易土留 受注者は、建て込み簡易土留の施工にあたり、以下の規定によらなければならない。 （1）建て込み簡易土留材は先掘りしながら所定の深さに設置しなければならない。 （2）土留背面に隙間が生じないよう切梁による調整、又は砂詰め等の処置をしながら、建て込みを行わなければならない。 （3）建て込み簡易土留材の引抜きは締固め厚さごとに引抜き、パネル部分の埋戻しと締固めを十分に行わなければならない。 （4）バックホウの打撃による建て込み作業は行ってはならない。

福井市土木工事共通仕様書 新旧対照表		(下線部：改定箇所)
改定（令和８年７月版）	現行（令和６年７月版）	
４．鋼矢板土留、H鋼杭土留 受注者は、H鋼杭、鋼矢板の打込み引抜き施工にあたり、以下の規定によらなければならない。 （１）H鋼杭、鋼矢板等の打込みにおいて、打込み方法及び使用機械については打込み地点の土質条件、施工条件及び周辺環境応じたものを用いなければならない。 （２）H鋼杭、鋼矢板の打込みにおいて、埋設物等に損傷を与えないよう施工しなければならない。なお、鋼矢板の打込みについては、導材を設置するなどして、ぶれ、よじれ、倒れを防止するものとし、また隣接の鋼矢板が共下りしないよう施工しなければならない。 （３）鋼矢板の引抜きにおいて、隣接の鋼矢板が共上がりしないよう施工しなければならない。 （４）ウォータージェットを併用してH鋼杭、鋼矢板等を施工する場合には、最後の打ち止めを併用機械で貫入させ落ち着かせなければならない。 （５）H鋼杭、鋼矢板等の引抜き跡については、沈下など地盤の変状を生じないよう空洞を砂等で充填しなければならない。 ５．親杭横矢板土留 受注者は、親杭横矢板工の施工にあたり、以下の規定によらなければならない。 （１）親杭はH鋼杭を標準とし、打込み及び引抜き施工については、第12編1－3－7の4（２）のH鋼杭、鋼矢板等の打込み引抜き施工の規定によらなければならない。 （２）横矢板の施工にあたり、掘削と並行してはめ込み、横矢板と掘削土壁との間に隙間のないようにしなければならない。 また、隙間が生じた場合は、裏込め、くさび等で隙間を完全に充填し、横矢板を固定しなければならない。 （３）横矢板の板厚の最小厚を3cm以上とし、作用する外力に応じて、適切な板厚を定めなければならない。 （４）横矢板は、その両端を十分親杭のフランジに掛け合わせなければならない。 ６．支保工 受注者は土留支保工の施工にあたり、以下の規定によらなければならない。 （１）土留支保工は、掘削の進行に伴い設置しなければならない。 （２）土留支保工は、土圧に十分耐えうるものを使用し、施工中に緩みが生じて落下することのないよう施工しなければならない。 （３）土留支保工の、取付けにあたっては各部材が一樣に働くように締付けを行わなければならない。 （４）土留支保工の、撤去盛替えは、土留支保工以下の埋戻し土が十分締固められた段階で行い、矢板、杭に無理な応力や移動を生じないようにしなければならない。 12－1－3－8 埋設物防護工 一般事項 （１）受注者は、工事範囲に存在する埋設物については、設計図書、地下埋設物調査、各種埋設物管理図並びに試験掘りによってその全容を把握しなければならない。 （２）受注者は、確認した埋設物の位置、断面形状を記載しておき、作業関係者に周知徹底をはかり、作業中の埋設物事故を防止しなければならない。 （３）受注者は、工事に関係する埋設物を、あらかじめ指定された防護方法に基づいて慎重かつ安全に防護しなければならない。 なお、防護方法の一部が管理者施工となることがあるが、この場合には、各自の施工分担に従って相互に協調しながら防護工事をしなければならない。 （４）受注者は、埋設物に対する工事施工各段階における保安上必要な措置、防護方法、立会の有無、緊急時の連絡先等工事中における埋設物に関する一切のことを十分把握しておかなければならない。 （５）受注者は、工事施工中、埋設物を安全に維持管理し、また工事中の損傷及びこれによる公衆災害を防止するため常に埋設物の保安管理をしなければならない。	４．鋼矢板土留、H鋼杭土留 受注者は、H鋼杭、鋼矢板の打込み引抜き施工にあたり、以下の規定によらなければならない。 （１）H鋼杭、鋼矢板等の打込みにおいて、打込み方法及び使用機械については打込み地点の土質条件、施工条件及び周辺環境応じたものを用いなければならない。 （２）H鋼杭、鋼矢板の打込みにおいて、埋設物等に損傷を与えないよう施工しなければならない。なお、鋼矢板の打込みについては、導材を設置するなどして、ぶれ、よじれ、倒れを防止するものとし、また隣接の鋼矢板が共下りしないよう施工しなければならない。 （３）鋼矢板の引抜きにおいて、隣接の鋼矢板が共上がりしないよう施工しなければならない。 （４）ウォータージェットを併用してH鋼杭、鋼矢板等を施工する場合には、最後の打ち止めを併用機械で貫入させ落ち着かせなければならない。 （５）H鋼杭、鋼矢板等の引抜き跡については、沈下など地盤の変状を生じないよう空洞を砂等で充填しなければならない。 ５．親杭横矢板土留 受注者は、親杭横矢板工の施工にあたり、以下の規定によらなければならない。 （１）親杭はH鋼杭を標準とし、打込み及び引抜き施工については、第12編1－3－7の4（２）のH鋼杭、鋼矢板等の打込み引抜き施工の規定によらなければならない。 （２）横矢板の施工にあたり、掘削と並行してはめ込み、横矢板と掘削土壁との間に隙間のないようにしなければならない。 また、隙間が生じた場合は、裏込め、くさび等で隙間を完全に充填し、横矢板を固定しなければならない。 （３）横矢板の板厚の最小厚を3cm以上とし、作用する外力に応じて、適切な板厚を定めなければならない。 （４）横矢板は、その両端を十分親杭のフランジに掛け合わせなければならない。 ６．支保工 受注者は土留支保工の施工にあたり、以下の規定によらなければならない。 （１）土留支保工は、掘削の進行に伴い設置しなければならない。 （２）土留支保工は、土圧に十分耐えうるものを使用し、施工中に緩みが生じて落下することのないよう施工しなければならない。 （３）土留支保工の、取付けにあたっては各部材が一樣に働くように締付けを行わなければならない。 （４）土留支保工の、撤去盛替えは、土留支保工以下の埋戻し土が十分締固められた段階で行い、矢板、杭に無理な応力や移動を生じないようにしなければならない。 12－1－3－8 埋設物防護工 一般事項 （１）受注者は、工事範囲に存在する埋設物については、設計図書、地下埋設物調査、各種埋設物管理図並びに試験掘りによってその全容を把握しなければならない。 （２）受注者は、確認した埋設物の位置、断面形状を記載しておき、作業関係者に周知徹底をはかり、作業中の埋設物事故を防止しなければならない。 （３）受注者は、工事に関係する埋設物を、あらかじめ指定された防護方法に基づいて慎重かつ安全に防護しなければならない。 なお、防護方法の一部が管理者施工となることがあるが、この場合には、各自の施工分担に従って相互に協調しながら防護工事をしなければならない。 （４）受注者は、埋設物に対する工事施工各段階における保安上必要な措置、防護方法、立会の有無、緊急時の連絡先等工事中における埋設物に関する一切のことを十分把握しておかなければならない。 （５）受注者は、工事施工中、埋設物を安全に維持管理し、また工事中の損傷及びこれによる公衆災害を防止するため常に埋設物の保安管理をしなければならない。	

改定（令和８年７月版）	現行（令和６年７月版）
12－１－３－９ 管路路面覆工 1. 一般事項 （１）受注者は、覆工板の受桁は埋設物の吊桁を兼ねてはならない。 （２）受注者は、覆工板及び受桁等は、原則として鋼製の材料を使用し、上載荷重、支点の状態、その他の設計条件により構造、形状、寸法を定め、使用期間中十分に安全なものを使用しなければならない。 （３）受注者は、路面覆工を施工するにあたり、覆工板間の段差、隙間、覆工板表面の滑り及び覆工板の跳ね上がり等注意到意し、交通の支障とならないようにしなければならない。また、路面覆工の横断方向端部には必ず覆工板ずれ止め材を取り付けなければならない。 なお覆工板と舗装面とのすりつけ部に段差が生じる場合は、歩行者、及び車両の通行に支障を与えないよう、縦断及び横断方向ともにアスファルト混合物によるすりつけを行うこと。 2. 第三者の立ち入り防止 受注者は、覆工部の出入り口の設置及び資器材の搬出入に際して、関係者以外の立ち入りの防止に對して留意しなければならない。 3. 路面覆工桁の転落防止 受注者は、路面勾配がある場合に、覆工板の受桁に荷重が均等にかかるようにすると共に、受桁が転倒しない構造としなければならない。 12－１－３－10 補助地盤改良工 補助地盤改良工の施工については、第３編２－７－９固結工の規定による。 12－１－３－11 開削水替工 1. 一般事項 （１）受注者は、工事区域に湧水、滞水等がある場合は、現場に適した設備、方法により排水しなければならない。 （２）受注者は、湧水量を十分排水できる能力を有するポンプを使用すると共に不測の出水に對して、予備機の準備等対処できるようにいておかなければならない。 （３）受注者は、ポンプ排水を行うにあたり、土質の確認によって、クイックサンド、ボーリング等が起きない事を検討すると共に、湧水や雨水の流入水量を十分に排水しなければならない。 2. 排水管理 受注者は、前３項の現象による法面や掘削地盤面の崩壊を招かぬように管理しなければならない。 3. 排水時の処理 受注者は、河川あるいは下水道等に排水する場合において、工事着手前に、河川法、下水道法の規定に基づき、当該管理者に届出、あるいは許可を受けなければならない。 4. 濁水処理 受注者は、工事により発生する濁水を関係法令等に従って、濁りの除去等の処理を行った後、放流しなければならない。 12－１－３－12 地下水位低下工 1. 一般事項 受注者は、ウェルポイントあるいはディープウェルの施工にあたり、工事着手前に土質の確認を行い、地下水位、透水係数、湧水量等を確認し、確実に施工しなければならない。 2. 周辺被害の防止 受注者は、周辺に井戸がある場合には、状況の確認に努め被害を与えないようにしなければならない。 3. 施工管理 受注者は、地下水位低下工法の施工期間を通して、計画の地下水位を保つために揚水量の監視、揚水設備の保守管理及び工事の安全な実施に必要な施工管理を十分行わなければならない。特に必要以上の揚水をしてはならない。	12－１－３－９ 管路路面覆工 1. 一般事項 （１）受注者は、覆工板の受桁は埋設物の吊桁を兼ねてはならない。 （２）受注者は、覆工板及び受桁等は、原則として鋼製の材料を使用し、上載荷重、支点の状態、その他の設計条件により構造、形状、寸法を定め、使用期間中十分に安全なものを使用しなければならない。 （３）受注者は、路面覆工を施工するにあたり、覆工板間の段差、隙間、覆工板表面の滑り及び覆工板の跳ね上がり等注意到意し、交通の支障とならないようにしなければならない。また、路面覆工の横断方向端部には必ず覆工板ずれ止め材を取り付けなければならない。 なお覆工板と舗装面とのすりつけ部に段差が生じる場合は、歩行者、及び車両の通行に支障を与えないよう、縦断及び横断方向ともにアスファルト混合物によるすりつけを行うこと。 2. 第三者の立ち入り防止 受注者は、覆工部の出入り口の設置及び資器材の搬出入に際して、関係者以外の立ち入りの防止に對して留意しなければならない。 3. 路面覆工桁の転落防止 受注者は、路面勾配がある場合に、覆工板の受桁に荷重が均等にかかるようにすると共に、受桁が転倒しない構造としなければならない。 12－１－３－10 補助地盤改良工 補助地盤改良工の施工については、第３編２－７－９固結工の規定による。 12－１－３－11 開削水替工 1. 一般事項 （１）受注者は、工事区域に湧水、滞水等がある場合は、現場に適した設備、方法により排水しなければならない。 （２）受注者は、湧水量を十分排水できる能力を有するポンプを使用すると共に不測の出水に對して、予備機の準備等対処できるようにいておかなければならない。 （３）受注者は、ポンプ排水を行うにあたり、土質の確認によって、クイックサンド、ボーリング等が起きない事を検討すると共に、湧水や雨水の流入水量を十分に排水しなければならない。 2. 排水管理 受注者は、前３項の現象による法面や掘削地盤面の崩壊を招かぬように管理しなければならない。 3. 排水時の処理 受注者は、河川あるいは下水道等に排水する場合において、工事着手前に、河川法、下水道法の規定に基づき、当該管理者に届出、あるいは許可を受けなければならない。 4. 濁水処理 受注者は、工事により発生する濁水を関係法令等に従って、濁りの除去等の処理を行った後、放流しなければならない。 12－１－３－12 地下水位低下工 1. 一般事項 受注者は、ウェルポイントあるいはディープウェルの施工にあたり、工事着手前に土質の確認を行い、地下水位、透水係数、湧水量等を確認し、確実に施工しなければならない。 2. 周辺被害の防止 受注者は、周辺に井戸がある場合には、状況の確認に努め被害を与えないようにしなければならない。 3. 施工管理 受注者は、地下水位低下工法の施工期間を通して、計画の地下水位を保つために揚水量の監視、揚水設備の保守管理及び工事の安全な実施に必要な施工管理を十分行わなければならない。特に必要以上の揚水をしてはならない。

改定（令和８年７月版）	現行（令和６年７月版）
4．防音対策 受注者は、地下水位低下工法に伴う騒音振動に対して、十分な措置を講じておかねばならない。 5．沈下防止対策 受注者は、地下水位低下工法に伴う近接構造物等の沈下を防止するため、施工管理及び防護措置を十分行わなければならない。 6．排水時の処理 受注者は、河川あるいは下水道等に排水する場合において、工事着手前に河川法、下水道法の規定に基づき、当該管理者に届出あるいは許可を受けなければならない。 7．濁水処理 受注者は、工事により発生する濁水を関係法令に従って濁りの除去等の処理を行った後放流しなければならない。 第４節 管きょ工（小口径推進） 12－１－４－１ 一般事項 本節は、管きょ工（小口径推進）として低耐荷力圧入二工程推進工、低耐荷力オーガ推進工、小口径泥水推進工、小口径泥土圧推進工（低耐荷力泥土圧推進工）、ボーリング推進工（鋼製さや管ボーリング推進工、取付管ボーリング推進工）、各種小口径推進工、立坑内管布設工、仮設備工（小口径）、送排水泥設備工、泥水処理設備工、推進水替工、補助地盤改良工、その他これらに類する工種について定める。 12－１－４－２ 材 料 1．適応規格 受注者は、使用する材料については、次の規格に適合したもの又はこれと同等以上の品質を有するものでなければならない。 （１）鉄筋コンクリート管 JSWAS A-6（下水道小口径推進工法用鉄筋コンクリート管） （２）鋳鉄管 JSWAS G-2（下水道推進工法用ダクタイル鋳鉄管） （３）硬質塩化ビニル管 JSWAS K-6（下水道推進工法用硬質塩化ビニル管） （４）レジンコンクリート管 JSWAS K-12（下水道推進工法用レジンコンクリート管） （５）鋼管 JIS G 3452（配管用炭素鋼鋼管） JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管） JIS G 3455（高圧配管用炭素鋼鋼管） JIS G 3456（高温配管用炭素鋼鋼管） JIS G 3457（配管用アーク溶接炭素鋼鋼管） JIS G 3460（低温配管用鋼管） JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管） （６）強化プラスチック複合管 FRPM K201J（下水道推進工法用強化プラスチック複合管） 2．品質確認 受注者は、小口径推進の施工に使用する材料については、施工前に監督職員に材料の品質証明書を提出し、承諾を得なければならない。 12－１－４－３ 小口径推進工 1．施工計画 （１）受注者は、推進工事の施工に当たって、工事着手前に施工場所の土質、地下水の状況、地下埋設物、その他工事に係る諸条件を十分調査し、その結果に基づき現場に適応した施工計画を作成して監督職員に提出しなければならない。 （２）受注者は、掘進箇所において、事前に土質の変化及び捨石、基礎杭等の存在が明らかになった	4．防音対策 受注者は、地下水位低下工法に伴う騒音振動に対して、十分な措置を講じておかねばならない。 5．沈下防止対策 受注者は、地下水位低下工法に伴う近接構造物等の沈下を防止するため、施工管理及び防護措置を十分行わなければならない。 6．排水時の処理 受注者は、河川あるいは下水道等に排水する場合において、工事着手前に河川法、下水道法の規定に基づき、当該管理者に届出あるいは許可を受けなければならない。 7．濁水処理 受注者は、工事により発生する濁水を関係法令に従って濁りの除去等の処理を行った後放流しなければならない。 第４節 管きょ工（小口径推進） 12－１－４－１ 一般事項 本節は、管きょ工（小口径推進）として低耐荷力圧入二工程推進工、低耐荷力オーガ推進工、小口径泥水推進工、小口径泥土圧推進工（低耐荷力泥土圧推進工）、ボーリング推進工（鋼製さや管ボーリング推進工、取付管ボーリング推進工）、各種小口径推進工、立坑内管布設工、仮設備工（小口径）、送排水泥設備工、泥水処理設備工、推進水替工、補助地盤改良工、その他これらに類する工種について定める。 12－１－４－２ 材 料 1．適応規格 受注者は、使用する材料については、次の規格に適合したもの又はこれと同等以上の品質を有するものでなければならない。 （１）鉄筋コンクリート管 JSWAS A-6（下水道小口径推進工法用鉄筋コンクリート管） （２）鋳鉄管 JSWAS G-2（下水道推進工法用ダクタイル鋳鉄管） （３）硬質塩化ビニル管 JSWAS K-6（下水道推進工法用硬質塩化ビニル管） （４）レジンコンクリート管 JSWAS K-12（下水道推進工法用レジンコンクリート管） （５）鋼管 JIS G 3452（配管用炭素鋼鋼管） JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管） JIS G 3455（高圧配管用炭素鋼鋼管） JIS G 3456（高温配管用炭素鋼鋼管） JIS G 3457（配管用アーク溶接炭素鋼鋼管） JIS G 3460（低温配管用鋼管） JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管） （６）強化プラスチック複合管 FRPM K201J（下水道推進工法用強化プラスチック複合管） 2．品質確認 受注者は、小口径推進の施工に使用する材料については、施工前に監督職員に材料の品質証明書を提出し、承諾を得なければならない。 12－１－４－３ 小口径推進工 1．施工計画 （１）受注者は、推進工事の施工に当たって、工事着手前に施工場所の土質、地下水の状況、地下埋設物、その他工事に係る諸条件を十分調査し、その結果に基づき現場に適応した施工計画を作成して監督職員に提出しなければならない。 （２）受注者は、掘進箇所において、事前に土質の変化及び捨石、基礎杭等の存在が明らかになった

改定（令和8年7月版）	現行（令和6年7月版）
場合には、周辺の状況を的確に把握するとともに、監督職員と土質・立杭位置・工法等について協議しなければならない。 2. 管の取扱い、保管 （1）受注者は、推進管の運搬、保管、据付けの際、管に衝撃を与えないように注意して取り扱わなければならない。 （2）受注者は、現場に管を保管する場合には、第三者が保管場所に立入らないよう柵等を設けるとともに、倒壊等が生じないよう十分な安全対策を講じなければならない。 （3）受注者は、管等の取扱い及び運搬にあたって、落下、ぶつかり合いがないように慎重に取り扱なければならない。また、管等と荷台との接触部、特に管端部にはクッション材等をはさみ、受口や差口が破損しないように十分注意しなければならない。 （4）受注者は、管の吊りおろしについては、現場の状況に適応した安全な方法により丁寧に行わなければならない。 3. クレーン設備 （1）受注者は、クレーン等の設置及び使用にあたり、関係法令等の定めるところに従い適切に行わなければならない。 4. 掘進機 （1）受注者は、掘進機について掘進路線の土質条件に適応する型式を選定しなければならない。 （2）受注者は、仮管、ケーシング及びスクリーコンベア等の接合については、十分な強度を有するボルトで緊結し、緩みがないことを確認しなければならない。 （3）受注者は、位置・傾きを正確に測定でき、容易に方向修正が可能な掘進機を使用しなければならない。また、掘進機は、変形及び摩耗の少ない堅牢な構造のものでなければならない。 5. 測量・計測 （1）受注者は、小口径推進機を推進管の計画高さ及び方向に基づいて設置しなければならない。 （2）受注者は、掘進中常に掘進機の方 向測量を行い、掘進機の姿勢を制御しなければならない。 （3）受注者は、掘進時には設計図書に示した管底高・方向等計画線の維持に努め、管の蛇行・屈曲が生じないように測定を行わなければならない。 （4）受注者は、計画線に基づく上下・左右のずれ等について計測を行い、その記録を監督職員に提出しなければならない。 6. 運転、掘進管理 （1）受注者は、掘進機の運転操作に従事する技能者として、豊富な実務経験と知識を有し熟知した者を選任しなければならない。 （2）受注者は、掘進機の操作にあたり、適切な運転を行い、地盤の変動には特に留意しなければならない。 （3）受注者は、掘進管理において地盤の特性、施工条件等を考慮した適切な管理基準を定めて行わなければならない。 7. 作業の中断 受注者は、掘進作業を中断する場合は必ず切羽面の安定をはからなければならない。また、再掘進時において推進不能とならないよう十分な対策を講じなければならない。 8. 変状対策 受注者は、掘進作業中に異常を発見した場合には、速やかに応急措置を講ずるとともに、直ちに監督職員に報告しなければならない。 9. 管の接合 受注者は、推進管の接合にあたり、管の規格に合った接合方法で接合部を十分に密着させ、接合部の水密性を保つように施工しなければならない。 10. 滑材注入 受注者は、滑材注入にあたり、有害性のない注入材料の選定と注入圧及び注入量の管理に留意しなければならない。 11. 低耐荷力圧入二工程推進工 （1）受注者は、誘導管推進において土の締め付けにより推進不能とならぬよう、推進の途中では中	場合には、周辺の状況を的確に把握するとともに、監督職員と土質・立杭位置・工法等について協議しなければならない。 2. 管の取扱い、保管 （1）受注者は、推進管の運搬、保管、据付けの際、管に衝撃を与えないように注意して取り扱わなければならない。 （2）受注者は、現場に管を保管する場合には、第三者が保管場所に立入らないよう柵等を設けるとともに、倒壊等が生じないよう十分な安全対策を講じなければならない。 （3）受注者は、管等の取扱い及び運搬にあたって、落下、ぶつかり合いがないように慎重に取り扱なければならない。また、管等と荷台との接触部、特に管端部にはクッション材等をはさみ、受口や差口が破損しないように十分注意しなければならない。 （4）受注者は、管の吊りおろしについては、現場の状況に適応した安全な方法により丁寧に行わなければならない。 3. クレーン設備 （1）受注者は、クレーン等の設置及び使用にあたり、関係法令等の定めるところに従い適切に行わなければならない。 4. 掘進機 （1）受注者は、掘進機について掘進路線の土質条件に適応する型式を選定しなければならない。 （2）受注者は、仮管、ケーシング及びスクリーコンベア等の接合については、十分な強度を有するボルトで緊結し、緩みがないことを確認しなければならない。 （3）受注者は、位置・傾きを正確に測定でき、容易に方向修正が可能な掘進機を使用しなければならない。また、掘進機は、変形及び摩耗の少ない堅牢な構造のものでなければならない。 5. 測量・計測 （1）受注者は、小口径推進機を推進管の計画高さ及び方向に基づいて設置しなければならない。 （2）受注者は、掘進中常に掘進機の方 向測量を行い、掘進機の姿勢を制御しなければならない。 （3）受注者は、掘進時には設計図書に示した管底高・方向等計画線の維持に努め、管の蛇行・屈曲が生じないように測定を行わなければならない。 （4）受注者は、計画線に基づく上下・左右のずれ等について計測を行い、その記録を監督職員に提出しなければならない。 6. 運転、掘進管理 （1）受注者は、掘進機の運転操作に従事する技能者として、豊富な実務経験と知識を有し熟知した者を選任しなければならない。 （2）受注者は、掘進機の操作にあたり、適切な運転を行い、地盤の変動には特に留意しなければならない。 （3）受注者は、掘進管理において地盤の特性、施工条件等を考慮した適切な管理基準を定めて行わなければならない。 7. 作業の中断 受注者は、掘進作業を中断する場合は必ず切羽面の安定をはからなければならない。また、再掘進時において推進不能とならないよう十分な対策を講じなければならない。 8. 変状対策 受注者は、掘進作業中に異常を発見した場合には、速やかに応急措置を講ずるとともに、直ちに監督職員に報告しなければならない。 9. 管の接合 受注者は、推進管の接合にあたり、管の規格に合った接合方法で接合部を十分に密着させ、接合部の水密性を保つように施工しなければならない。 10. 滑材注入 受注者は、滑材注入にあたり、有害性のない注入材料の選定と注入圧及び注入量の管理に留意しなければならない。 11. 低耐荷力圧入二工程推進工 （1）受注者は、誘導管推進において土の締め付けにより推進不能とならぬよう、推進の途中では中

改定（令和８年７月版）	現行（令和６年７月版）
断せず速やかに到達させなければならない。 （２）受注者は、推進管維持時においてカッタースリットからの土砂の取り込み過多とならぬよう、スリットの開口率を土質、地下水圧に応じて調整しなければならない。 12. 低耐荷力オーガ推進工 受注者は、推進管を接合する前にスクリーコンベヤーを推進管内に挿入しておかなければならない。 13. 泥水推進工 （１）受注者は、泥水推進に際し切羽の状況、掘進機、送排泥設備及び泥水処理設備等の運転状況を十分確認しながら施工しなければならない。 （２）受注者は、泥水推進工事着手前に推進位置の土質と地下水圧を十分把握して、適した泥水圧を選定しなければならない。 14. 泥土圧推進工 （１）受注者は、泥土圧推進に際し、カッターの回転により掘削を行い、掘進速度に見合った排土を行うことで、切羽土圧を調整し、切羽の安定を保持しなければならない。 （２）受注者は、泥土圧推進工事着手前に推進位置の土質と地下水圧を十分把握して、適切な管理土圧を定めて運転しなければならない。 15. ボーリング推進工 （１）受注者は、掘削位置の土質と地下水圧を十分把握して、土砂の取り込み過多とならないように、取り込み土量に注意しながら施工しなければならない。 16. 挿入用塩化ビニル管 受注者は、内管に塩化ビニル管等を挿入する場合は計画線に合うようにスペーサー等を取付け固定しなければならない。 17. 中込め 受注者は、中込め充填材を使用する場合は、注入材による硬化熱で塩化ビニル管等の材料が変化変形しないようにするとともに、空隙が残ることがないようにしなければならない。 18. 発生土処理 受注者は、発生土、泥水及び泥土（建設汚泥）処分にあたり、発生者の指定した場所に運搬処分する。特に指定のない場合は、捨場所、運搬方法、運搬経路等の計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。また、この場合でも、関係法令に基づき適正に処分しなければならない。なお、発生土及び泥土（建設汚泥）については、極力再利用又は再生利用を図るものとする。 12－１－４－４ 立坑内管布設工 立坑内管布設工の施工については、第 12 編 1－３－４ 管布設工及び 1－３－５ 管基礎工の規定による。 12－１－４－５ 仮設備工 1. 坑口 （１）受注者は発進立坑及び到達立坑には原則として坑口を設置しなければならない。 （２）受注者は、坑口について滑材及び地下水等が漏出しないよう堅固な構造としなければならない。 （３）受注者は、止水器（ゴムパッキン製）等を設置し坑口箇所の止水に努めなければならない。 2. 鏡切り 受注者は、鏡切りの施工にあたり、地山崩壊に注意し、慎重に作業しなければならない。 3. 推進設備等設置撤去 （１）受注者は、推進設備を設置する場合、土質・推進延長等の諸条件に適合したのを設置しなければならない。 （２）受注者は、油圧及び電気機器について十分能力に余裕あるものを選定するものとし、常時点検整備に努め故障を未然に防止しなければならない。 （３）受注者は、推進延長に比例して増加するジャッキ圧の測定等についてデータシートを監督職員	断せず速やかに到達させなければならない。 （２）受注者は、推進管維持時においてカッタースリットからの土砂の取り込み過多とならぬよう、スリットの開口率を土質、地下水圧に応じて調整しなければならない。 12. 低耐荷力オーガ推進工 受注者は、推進管を接合する前にスクリーコンベヤーを推進管内に挿入しておかなければならない。 13. 泥水推進工 （１）受注者は、泥水推進に際し切羽の状況、掘進機、送排泥設備及び泥水処理設備等の運転状況を十分確認しながら施工しなければならない。 （２）受注者は、泥水推進工事着手前に推進位置の土質と地下水圧を十分把握して、適した泥水圧を選定しなければならない。 14. 泥土圧推進工 （１）受注者は、泥土圧推進に際し、カッターの回転により掘削を行い、掘進速度に見合った排土を行うことで、切羽土圧を調整し、切羽の安定を保持しなければならない。 （２）受注者は、泥土圧推進工事着手前に推進位置の土質と地下水圧を十分把握して、適切な管理土圧を定めて運転しなければならない。 15. ボーリング推進工 （１）受注者は、掘削位置の土質と地下水圧を十分把握して、土砂の取り込み過多とならないように、取り込み土量に注意しながら施工しなければならない。 16. 挿入用塩化ビニル管 受注者は、内管に塩化ビニル管等を挿入する場合は計画線に合うようにスペーサー等を取付け固定しなければならない。 17. 中込め 受注者は、中込め充填材を使用する場合は、注入材による硬化熱で塩化ビニル管等の材料が変化変形しないようにするとともに、空隙が残ることがないようにしなければならない。 18. 発生土処理 受注者は、発生土、泥水及び泥土（建設汚泥）処分にあたり、発生者の指定した場所に運搬処分する。特に指定のない場合は、捨場所、運搬方法、運搬経路等の計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。また、この場合でも、関係法令に基づき適正に処分しなければならない。なお、発生土及び泥土（建設汚泥）については、極力再利用又は再生利用を図るものとする。 12－１－４－４ 立坑内管布設工 立坑内管布設工の施工については、第 12 編 1－３－４ 管布設工及び 1－３－５ 管基礎工の規定による。 12－１－４－５ 仮設備工 1. 坑口 （１）受注者は発進立坑及び到達立坑には原則として坑口を設置しなければならない。 （２）受注者は、坑口について滑材及び地下水等が漏出しないよう堅固な構造としなければならない。 （３）受注者は、止水器（ゴムパッキン製）等を設置し坑口箇所の止水に努めなければならない。 2. 鏡切り 受注者は、鏡切りの施工にあたり、地山崩壊に注意し、慎重に作業しなければならない。 3. 推進設備等設置撤去 （１）受注者は、推進設備を設置する場合、土質・推進延長等の諸条件に適合したのを設置しなければならない。 （２）受注者は、油圧及び電気機器について十分能力に余裕あるものを選定するものとし、常時点検整備に努め故障を未然に防止しなければならない。 （３）受注者は、推進延長に比例して増加するジャッキ圧の測定等についてデータシートを監督職員

改定（令和８年７月版）	現行（令和６年７月版）
に提出しなければならない。 （４）受注者は、後部推進設備につき施工土質・推進延長等の諸条件に適合した推力のものを使用し、管心位置を中心測量・水準測量により正確に測量して所定の位置に設置しなければならない。 ４．支圧壁 （１）受注者は、支圧壁について管の押し込みによる荷重に十分耐える強度を有し、変形や破壊が生じないように堅固に構築しなければならない。 （２）受注者は、支圧壁を土留と十分密着させるとともに、支圧面は推進計画線に対し直角となるよう配置しなければならない。 12－１－４－６ 送排泥設備工 送排泥設備 （１）受注者は、切羽の安定、送排泥の輸送等に必要な容量の送排泥ポンプ及び送排泥管等の設備を設けなければならない。 （２）受注者は、送排泥管に流体の流量を測定できる装置を設け、掘削土量及び切羽の逸水等を監視しなければならない。 （３）受注者は、送排泥ポンプの回転数、送泥水压及び送排泥流量を監視し、十分な運転管理を行わなければならない。 12－１－４－７ 泥水処理設備工 １．泥水処理設備 （１）受注者は、掘削土の性状、掘削土量、作業サイクル及び立地条件等を十分に考慮し、泥水処理設備を設けなければならない。 （２）受注者は、泥水処理設備を常に監視し、泥水の処理に支障をきたさないよう運転管理に努めなければならない。 （３）受注者は、泥水処理設備の管理及び処理に当たって、周辺及び路上等の環境保全に留意し必要な対策を講じなければならない。 ２．泥水運搬処理 （１）受注者は、凝集剤について有害性のない薬品を使用しなければならない。 （２）凝集剤は、土質成分に適した材質、配合のものとし、その使用量は最小限にとどめるものとする。 （３）受注者は、泥水処理された土砂を、運搬可能な状態にして搬出しなければならない。 （４）受注者は、余剰水について関係法令等に従い、必ず規制基準値内となるよう水質環境の保全に十分留意して処理しなければならない。 （５）受注者は、産業廃棄物を搬出する場合は、産業廃棄物管理票（紙マニフスト）又は電子マニフエストにより、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員に提示しなければならない。 12－１－４－８ 推進水替工 推進水替坑の施工については、第 12 編 １－３－11 開削水替工の規定によるものとする。 12－１－４－９ 補助地盤改良工 補助地盤改良の施工については、第 3 編 ２－７－９ 固結工の規定による。 第 5 節 管きょ工（推進） 12－１－５－１ 一般事項 本節は、管きょ工（推進）として刃口推進工、泥水推進工、泥濃推進工、立坑内管布設工、仮設備	に提出しなければならない。 （４）受注者は、後部推進設備につき施工土質・推進延長等の諸条件に適合した推力のものを使用し、管心位置を中心測量・水準測量により正確に測量して所定の位置に設置しなければならない。 ４．支圧壁 （１）受注者は、支圧壁について管の押し込みによる荷重に十分耐える強度を有し、変形や破壊が生じないように堅固に構築しなければならない。 （２）受注者は、支圧壁を土留と十分密着させるとともに、支圧面は推進計画線に対し直角となるよう配置しなければならない。 12－１－４－６ 送排泥設備工 送排泥設備 （１）受注者は、切羽の安定、送排泥の輸送等に必要な容量の送排泥ポンプ及び送排泥管等の設備を設けなければならない。 （２）受注者は、送排泥管に流体の流量を測定できる装置を設け、掘削土量及び切羽の逸水等を監視しなければならない。 （３）受注者は、送排泥ポンプの回転数、送泥水压及び送排泥流量を監視し、十分な運転管理を行わなければならない。 12－１－４－７ 泥水処理設備工 １．泥水処理設備 （１）受注者は、掘削土の性状、掘削土量、作業サイクル及び立地条件等を十分に考慮し、泥水処理設備を設けなければならない。 （２）受注者は、泥水処理設備を常に監視し、泥水の処理に支障をきたさないよう運転管理に努めなければならない。 （３）受注者は、泥水処理設備の管理及び処理に当たって、周辺及び路上等の環境保全に留意し必要な対策を講じなければならない。 ２．泥水運搬処理 （１）受注者は、凝集剤について有害性のない薬品を使用しなければならない。 （２）凝集剤は、土質成分に適した材質、配合のものとし、その使用量は最小限にとどめるものとする。 （３）受注者は、泥水処理された土砂を、運搬可能な状態にして搬出しなければならない。 （４）受注者は、余剰水について関係法令等に従い、必ず規制基準値内となるよう水質環境の保全に十分留意して処理しなければならない。 （５）受注者は、産業廃棄物を搬出する場合は、産業廃棄物管理票（紙マニフスト）又は電子マニフエストにより、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員に提示しなければならない。 12－１－４－８ 推進水替工 推進水替坑の施工については、第 12 編 １－３－11 開削水替工の規定によるものとする。 12－１－４－９ 補助地盤改良工 補助地盤改良の施工については、第 3 編 ２－７－９ 固結工の規定による。 第 5 節 管きょ工（推進） 12－１－５－１ 一般事項 本節は、管きょ工（推進）として刃口推進工、泥水推進工、泥濃推進工、立坑内管布設工、仮設備

改定（令和 8 年 7 月版）	現行（令和 6 年 7 月版）
工、通信・換気設備工、送排泥設備工、泥水処理設備工、注入設備工、推進水替工、補助地盤改良工、その他これらに類する工種について定める。 12－１－５－２ 材 料 １．適応規格 受注者は、使用する材料については、次の規格に適合したもの又はこれと同等以上の品質を有するものでなければならない。 （１）鉄筋コンクリート管 JSWAS A-2（下水道推進工法用鉄筋コンクリート管） （２）ガラス繊維鉄筋コンクリート管 JSWAS A-8（下水道推進工法用ガラス繊維鉄筋コンクリート管） （３）鋳鉄管 JSWAS G-2（下水道推進工法用ダクトイル鋳鉄管） （４）レジンコンクリート管 JSWAS K-12（下水道推進工法用レジンコンクリート管） （５）強化プラスチック複合管 JSWAS K-16（下水道内挿用強化プラスチック複合管） ２．品質確認 受注者は、推進の施工に使用する材料については、施工前に監督職員に材料の品質証明書を提出し、承諾を得なければならない。 12－１－５－３ 推進工 １．施工計画 （１）受注者は、推進工事の施工にあたり、工事着手前に施工場所の土質、地下水の状況、地下埋設物、その他工事に係る諸条件を十分調査し、その結果に基づき現場に適応した施工計画を作成して監督職員に提出しなければならない。 （２）受注者は、掘進箇所において、事前に土質の変化及び捨石、基礎杭等の存在が明らかになった場合には、周辺の状況を的確に把握するとともに、監督職員と立坑位置・工法等について協議しなければならない。 ２．管の取扱い、保管 管の取り扱い、保管については第 12 編 1－４－３ 小口径推進工（管の取り扱い、保管）の規定によるものとする。 ３．クレーン設備 受注者は、クレーン等の設置及び使用にあたり、関係法令の定めるところに従い適切に行わなければならない。 ４．測量・計測 （１）受注者は、設計図書に示す管底高及び勾配に従って推進管を据え付け、１本据付けるごとに管底高、注入坑の位置等を確認しなければならない。 （２）受注者は、掘進中常に掘進機の方方向測量を行い、掘進機の姿勢を制御しなければならない。 （３）受注者は、掘進時には設計図書に示した管底高・方向等計画線の維持に努め、管の蛇行・屈曲が生じないように測定を行わなければならない。 （４）受注者は、計画線に基づく上下・左右のずれ等について計測を行い、その記録を監督職員に提出しなければならない ５．運転、掘進管理 運転、掘進管理については、第 12 編 1－４－３ 小口径推進工（運転、掘進管理）の規定によるものとする。 ６．管の接合 （１）受注者は、管の接合にあたり、進行方向に対し、カラーを後部にして、押込みカラー形推進用押輪を用いるとともに、シール材のめくれ等の異常について確認しなければならない。 （２）受注者は、管の接合にあたり、管の規格にあった接合方法で接合部を十分に密着させ、接合部の水密性を保つように施工しなければならない。	工、通信・換気設備工、送排泥設備工、泥水処理設備工、注入設備工、推進水替工、補助地盤改良工、その他これらに類する工種について定める。 12－１－５－２ 材 料 １．適応規格 受注者は、使用する材料については、次の規格に適合したもの又はこれと同等以上の品質を有するものでなければならない。 （１）鉄筋コンクリート管 JSWAS A-2（下水道推進工法用鉄筋コンクリート管） （２）ガラス繊維鉄筋コンクリート管 JSWAS A-8（下水道推進工法用ガラス繊維鉄筋コンクリート管） （３）鋳鉄管 JSWAS G-2（下水道推進工法用ダクトイル鋳鉄管） （４）レジンコンクリート管 JSWAS K-12（下水道推進工法用レジンコンクリート管） （５）強化プラスチック複合管 JSWAS K-16（下水道内挿用強化プラスチック複合管） ２．品質確認 受注者は、推進の施工に使用する材料については、施工前に監督職員に材料の品質証明書を提出し、承諾を得なければならない。 12－１－５－３ 推進工 １．施工計画 （１）受注者は、推進工事の施工にあたり、工事着手前に施工場所の土質、地下水の状況、地下埋設物、その他工事に係る諸条件を十分調査し、その結果に基づき現場に適応した施工計画を作成して監督職員に提出しなければならない。 （２）受注者は、掘進箇所において、事前に土質の変化及び捨石、基礎杭等の存在が明らかになった場合には、周辺の状況を的確に把握するとともに、監督職員と立坑位置・工法等について協議しなければならない。 ２．管の取扱い、保管 管の取り扱い、保管については第 12 編 1－４－３ 小口径推進工（管の取り扱い、保管）の規定によるものとする。 ３．クレーン設備 受注者は、クレーン等の設置及び使用にあたり、関係法令の定めるところに従い適切に行わなければならない。 ４．測量・計測 （１）受注者は、設計図書に示す管底高及び勾配に従って推進管を据え付け、１本据付けるごとに管底高、注入坑の位置等を確認しなければならない。 （２）受注者は、掘進中常に掘進機の方方向測量を行い、掘進機の姿勢を制御しなければならない。 （３）受注者は、掘進時には設計図書に示した管底高・方向等計画線の維持に努め、管の蛇行・屈曲が生じないように測定を行わなければならない。 （４）受注者は、計画線に基づく上下・左右のずれ等について計測を行い、その記録を監督職員に提出しなければならない ５．運転、掘進管理 運転、掘進管理については、第 12 編 1－４－３ 小口径推進工（運転、掘進管理）の規定によるものとする。 ６．管の接合 （１）受注者は、管の接合にあたり、進行方向に対し、カラーを後部にして、押込みカラー形推進用押輪を用いるとともに、シール材のめくれ等の異常について確認しなければならない。 （２）受注者は、管の接合にあたり、管の規格にあった接合方法で接合部を十分に密着させ、接合部の水密性を保つように施工しなければならない。

改定（令和８年７月版）	現行（令和６年７月版）
7. 滑材注入 受注者は、滑材注入にあたり、有害性のない注入材料の選定と注入管理に留意しなければならない。 8. 沈下測定 受注者は、掘進路線上（地上）に、沈下測定点を設け、掘進前、掘進中及び掘進後の一定期間、定期的に沈下量を測定し、その記録を監督職員に提出しなければならない。 9. 変状対策 （１）受注者は、掘進中、切羽面、管外周の空隙、地表面等の状況に注意し、万一の状況変化に対しては十分な対応ができるよう必要な措置を講じなければならない。 （２）受注者は、掘進作業中に異常を発見した場合には、速やかに応急措置を講ずるとともに、直ちに監督職員に報告しなければならない。 10. 作業の中断 受注者は、掘進作業を中断する場合は必ず切羽面の安定を図らなければならない。また、再掘進時において推進不能とならないよう十分な対策を講じなければならない。 11. 刃口推進工 （１）受注者は、刃口の形式及び構造を、掘削断面、土質条件並びに現場の施工条件を考慮して安全確実な施工ができるものとしなければならない。 （２）受注者は、掘削に際して、刃口を地山に貫入した後、管の先端部周囲の地山を緩めないよう注意して掘進し、原則として先掘りを行ってはならない。 12. 機械推進工 （１）受注者は、掘進機について、方向修正用ジャッキを有し外圧や掘削作業に耐え、かつ、堅牢で安全な構造のものを選定しなければならない。 （２）受注者は、切羽に生じる圧力を隔壁で保持し、チャンバー内に充満した掘削土砂を介して地山の土圧及び水圧に抵抗させる機構としなければならない。 （３）受注者は、掘進機に関する諸機能の詳細図、仕様及び計算書を監督職員に提出しなければならない。 （４）受注者は、掘進機の運転操作に従事する技能者として、豊富な実務経験と知識を有し熟知した者を選任しなければならない。 （５）受注者は、掘進中、常に掘削土量を監視し、所定の掘削土量を上回る土砂の取り込みが生じないよう適切な運転管理を行わなければならない。 （６）受注者は、掘進速度について適用土質等に適した範囲を維持し、掘進中はできる限り機械を停止させないよう管理しなければならない。 （７）受注者は、掘削土を流体輸送方式によって坑外へ搬出する場合は、流体輸送装置の土質に対する適応性、輸送装置の配置、輸送管の管種・管径等について検討し、施工計画書に明記しなければならない。 13. 泥水推進工 （１）受注者は、泥水式掘進機について、土質に適応したカッターヘッドの支持形式、構造のものとし掘削土量及び破碎されたレキの大きさに適合した排泥管径のものを選定しなければならない。 （２）受注者は、泥水推進に際し切羽の状況、掘進機、送排泥設備及び泥水処理設備等の運転状況を十分確認しながら施工しなければならない。 （３）受注者は、泥水推進工事着手前に推進位置の土質と地下水圧を十分把握して、適した泥水圧を選定しなければならない。 14. 泥濃推進工 （１）受注者は、泥濃式掘進機について土質に適応したカッターヘッドの構造のものとし、掘削土量及び搬出するレキの大きさ等施工条件に適合したオーバーカッター、排土バルブ、分級機を有するものを選定しなければならない。 （２）受注者は、泥濃式推進においてチャンバー内の圧力変動をできるだけ少なくするよう、保持圧力の調節や排泥バルブの適切な操作をしなければならない。 15. 発生土処理 受注者は、発生土、泥水及び泥土（建設汚泥）処分にあたり、発生者の指定した場所に運搬処分す	7. 滑材注入 受注者は、滑材注入にあたり、有害性のない注入材料の選定と注入管理に留意しなければならない。 8. 沈下測定 受注者は、掘進路線上（地上）に、沈下測定点を設け、掘進前、掘進中及び掘進後の一定期間、定期的に沈下量を測定し、その記録を監督職員に提出しなければならない。 9. 変状対策 （１）受注者は、掘進中、切羽面、管外周の空隙、地表面等の状況に注意し、万一の状況変化に対しては十分な対応ができるよう必要な措置を講じなければならない。 （２）受注者は、掘進作業中に異常を発見した場合には、速やかに応急措置を講ずるとともに、直ちに監督職員に報告しなければならない。 10. 作業の中断 受注者は、掘進作業を中断する場合は必ず切羽面の安定を図らなければならない。また、再掘進時において推進不能とならないよう十分な対策を講じなければならない。 11. 刃口推進工 （１）受注者は、刃口の形式及び構造を、掘削断面、土質条件並びに現場の施工条件を考慮して安全確実な施工ができるものとしなければならない。 （２）受注者は、掘削に際して、刃口を地山に貫入した後、管の先端部周囲の地山を緩めないよう注意して掘進し、原則として先掘りを行ってはならない。 12. 機械推進工 （１）受注者は、掘進機について、方向修正用ジャッキを有し外圧や掘削作業に耐え、かつ、堅牢で安全な構造のものを選定しなければならない。 （２）受注者は、切羽に生じる圧力を隔壁で保持し、チャンバー内に充満した掘削土砂を介して地山の土圧及び水圧に抵抗させる機構としなければならない。 （３）受注者は、掘進機に関する諸機能の詳細図、仕様及び計算書を監督職員に提出しなければならない。 （４）受注者は、掘進機の運転操作に従事する技能者として、豊富な実務経験と知識を有し熟知した者を選任しなければならない。 （５）受注者は、掘進中、常に掘削土量を監視し、所定の掘削土量を上回る土砂の取り込みが生じないよう適切な運転管理を行わなければならない。 （６）受注者は、掘進速度について適用土質等に適した範囲を維持し、掘進中はできる限り機械を停止させないよう管理しなければならない。 （７）受注者は、掘削土を流体輸送方式によって坑外へ搬出する場合は、流体輸送装置の土質に対する適応性、輸送装置の配置、輸送管の管種・管径等について検討し、施工計画書に明記しなければならない。 13. 泥水推進工 （１）受注者は、泥水式掘進機について、土質に適応したカッターヘッドの支持形式、構造のものとし掘削土量及び破碎されたレキの大きさに適合した排泥管径のものを選定しなければならない。 （２）受注者は、泥水推進に際し切羽の状況、掘進機、送排泥設備及び泥水処理設備等の運転状況を十分確認しながら施工しなければならない。 （３）受注者は、泥水推進工事着手前に推進位置の土質と地下水圧を十分把握して、適した泥水圧を選定しなければならない。 14. 泥濃推進工 （１）受注者は、泥濃式掘進機について土質に適応したカッターヘッドの構造のものとし、掘削土量及び搬出するレキの大きさ等施工条件に適合したオーバーカッター、排土バルブ、分級機を有するものを選定しなければならない。 （２）受注者は、泥濃式推進においてチャンバー内の圧力変動をできるだけ少なくするよう、保持圧力の調節や排泥バルブの適切な操作をしなければならない。 15. 発生土処理 受注者は、発生土、泥水及び泥土（建設汚泥）処分にあたり、発生者の指定した場所に運搬処分す

改定（令和８年７月版）	現行（令和６年７月版）
る。特に指定のない場合は、捨場所、運搬方法、運搬経路等の計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。また、この場合でも、関係法令に基づき適正に処分しなければならない。なお、発生土及び泥土（建設汚泥）については、極力再利用又は再生利用を図るものとする。 16. 裏込注入 受注者は、裏込注入の施工においては、以下の事項に留意して施工しなければならない。 （１）裏込注入材料の選定・配合等は、土質その他の施工条件を十分考慮し、監督職員の承諾を得なければならない。 （２）裏込注入工は、推進完了後速やかに施工しなければならない。 なお、注入材が十分管の背面にゆきわたる範囲で、可能な限り低圧注入とし、管体へ偏圧を生じさせてはならない。 （３）注入中においては、その状態を常に監視し、注入材が地表面に噴出しないよう留意し、注入効果を最大限に発揮するよう施工しなければならない。 （４）工事完了後速やかに、測量結果、注入結果等の記録を整理し監督職員に提出しなければならない。 17. 管目地 受注者は、管の継手部に止水を目的として、管の目地部をよく清掃し目地モルタルが剥離しないよう処置した上で目地工を行わなければならない。 12－１－５－４ 立坑内管布設工 立坑内管布設工の施工については、第 12 編 １－３－４ 管布設工及び 1－３－５ 管基礎工の規定による。 12－１－５－５ 仮設備工 1. 坑口 （１）受注者は発進立坑及び到達立坑には原則として坑口を設置しなければならない。 （２）受注者は、坑口について滑材及び地下水等が漏出しないよう堅固な構造としなければならない。 （３）受注者は、止水器（ゴムパッキン製）等を設置し坑口箇所の止水に努めなければならない。 2. 鏡切り 受注者は、鏡切りの施工にあたり、地山崩壊に注意し、慎重に作業しなければならない。 3. クレーン設備組立撤去 （１）受注者は、クレーン設備において立坑内での吊り込み、坑外での材料小運搬を効率的に行えるよう、現場条件に適合したクレーンを配置しなければならない。 （２）受注者は、推進管の吊り下し及び掘削土砂のダンプへの積み込み等を考慮し、必要な吊上げ能力を有するクレーンを選定しなければならない。 4. 刃口及び推進設備 （１）受注者は、推進設備において管の推進抵抗に対して十分な能力と安全な推進機能を有し、土砂搬出、坑内作業等に支障がなく、能率的に推進作業ができるものを選定しなければならない。 （２）受注者は、油圧ジャッキの能力、台数、配置は一連の管を確実に推進できる推力、管の軸方向支圧強度と口径等を配慮して決定するものとし、油圧ジャッキの伸長速度とストロークは、掘削方式、作業能力等を考慮して決定しなければならない。 5. 掘進用機器据付撤去 受注者は、管の推力受部の構造について管の軸方向耐荷力内で安全に推力を伝達できるよう構成するものとし、推力受材（ストラット、スペンサー、押角）の形状寸法は、管の口径、推進ジャッキ設備及び推進台の構造をもとに決定しなければならない。 6. 掘進機発進用受台 （１）受注者は、発進用受台について高さ、姿勢の確保はもちろんのこと、がたつき等の無いよう安定性には十分配慮しなければならない。 （２）受注者は、推進管の計画線を確保できるよう、発進用受台設置にあたっては、正確、堅固な構	る。特に指定のない場合は、捨場所、運搬方法、運搬経路等の計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。また、この場合でも、関係法令に基づき適正に処分しなければならない。なお、発生土及び泥土（建設汚泥）については、極力再利用又は再生利用を図るものとする。 16. 裏込注入 受注者は、裏込注入の施工においては、以下の事項に留意して施工しなければならない。 （１）裏込注入材料の選定・配合等は、土質その他の施工条件を十分考慮し、監督職員の承諾を得なければならない。 （２）裏込注入工は、推進完了後速やかに施工しなければならない。 なお、注入材が十分管の背面にゆきわたる範囲で、可能な限り低圧注入とし、管体へ偏圧を生じさせてはならない。 （３）注入中においては、その状態を常に監視し、注入材が地表面に噴出しないよう留意し、注入効果を最大限に発揮するよう施工しなければならない。 （４）工事完了後速やかに、測量結果、注入結果等の記録を整理し監督職員に提出しなければならない。 17. 管目地 受注者は、管の継手部に止水を目的として、管の目地部をよく清掃し目地モルタルが剥離しないよう処置した上で目地工を行わなければならない。 12－１－５－４ 立坑内管布設工 立坑内管布設工の施工については、第 12 編 １－３－４ 管布設工及び 1－３－５ 管基礎工の規定による。 12－１－５－５ 仮設備工 1. 坑口 （１）受注者は発進立坑及び到達立坑には原則として坑口を設置しなければならない。 （２）受注者は、坑口について滑材及び地下水等が漏出しないよう堅固な構造としなければならない。 （３）受注者は、止水器（ゴムパッキン製）等を設置し坑口箇所の止水に努めなければならない。 2. 鏡切り 受注者は、鏡切りの施工にあたり、地山崩壊に注意し、慎重に作業しなければならない。 3. クレーン設備組立撤去 （１）受注者は、クレーン設備において立坑内での吊り込み、坑外での材料小運搬を効率的に行えるよう、現場条件に適合したクレーンを配置しなければならない。 （２）受注者は、推進管の吊り下し及び掘削土砂のダンプへの積み込み等を考慮し、必要な吊上げ能力を有するクレーンを選定しなければならない。 4. 刃口及び推進設備 （１）受注者は、推進設備において管の推進抵抗に対して十分な能力と安全な推進機能を有し、土砂搬出、坑内作業等に支障がなく、能率的に推進作業ができるものを選定しなければならない。 （２）受注者は、油圧ジャッキの能力、台数、配置は一連の管を確実に推進できる推力、管の軸方向支圧強度と口径等を配慮して決定するものとし、油圧ジャッキの伸長速度とストロークは、掘削方式、作業能力等を考慮して決定しなければならない。 5. 掘進用機器据付撤去 受注者は、管の推力受部の構造について管の軸方向耐荷力内で安全に推力を伝達できるよう構成するものとし、推力受材（ストラット、スペンサー、押角）の形状寸法は、管の口径、推進ジャッキ設備及び推進台の構造をもとに決定しなければならない。 6. 掘進機発進用受台 （１）受注者は、発進用受台について高さ、姿勢の確保はもちろんのこと、がたつき等の無いよう安定性には十分配慮しなければならない。 （２）受注者は、推進管の計画線を確保できるよう、発進用受台設置にあたっては、正確、堅固な構

福井市土木工事共通仕様書 新旧対照表		(下線部：改定箇所)
改定（令和８年７月版）	現行（令和６年７月版）	
造としなければならない。 7. 推進機据付 受注者は、推進先導体の位置、姿勢並びに管きょ中心線の状態を確認するために必要な測定装置を設置しなければならない。 8. 中押し装置 受注者は、中押し装置のジャッキの両端にはジャッキの繰り返し作動による管端部応力の均等化及び衝撃の分散を図るため、クッション材を挿入しなければならない。 なお、長距離推進、カーブ推進の場合は、各ジョイント部においても同様の処置を講じ応力の分散を図らなければならない。 9. 支圧壁 (１) 受注者は、支圧壁について、背面地盤反力が十分あることを確認するとともに、管の押し込みによる荷重に十分耐える強度を有し、変形や破壊が生じないよう堅固に構築しなければならない。 (２) 受注者は、支圧壁を土留と十分密着させるとともに、支圧面は推進計画線に対し直角となるよう配置しなければならない 12－１－５－６ 通信・換気設備工 1. 通信配線設備 注者は、坑内の工程を把握し、坑内作業の安全を確保し、各作業箇所及び各施設間の連絡を緊密にするため通信設備及び非常状態に備えて警報装置を設けなければならない。 2. 換気設備 受注者は、換気設備において、換気ファン及び換気ダクトの容量を必要な換気量に適合するようにしなければならない。また、ガス検知器等により常に換気状況を確認しなければならない。 12－１－５－７ 送排泥設備工 送排泥設備の施工については、第 12 編 1－４－６ 送排泥設備工の規定による。 12－１－５－８ 泥水处理設備工 泥水处理設備の施工については、第 12 編 1－４－７ 泥水处理設備工の規定による。 12－１－５－９ 注入設備工 1. 添加材注入設備 受注者は、添加材注入において次の規定によらなければならない。 (１) 添加材の配合及び注入設備は、施工計画を作成して監督職員に提出しなければならない。 (２) 注入の管理は管理フローシートを作成し、注入量計、圧力計等により徹底した管理を図らなければならない。 (３) 掘進土の粘性及び状態により、適切な注入量、注入濃度を定め、掘進速度に応じた量を注入し、切羽の崩壊を防ぎ沈下等の影響を地表面に与えないようにななければならない。 12－１－５－10 推進水替工 推進水替工の施工については、第 12 編 1－３－１ 1 開削水替工の規定による。 12－１－５－11 補助地盤改良工 補助地盤改良工の施工については、第 3 編 2－７－９ 固結工の規定による。 第 6 節 管きょ工（シールド） 12－１－６－１ 一般事項 本節は、管きょ工（シールド）として一次覆工、二次覆工、空伏工、立坑内管布設工、坑内整備	造としなければならない。 7. 推進機据付 受注者は、推進先導体の位置、姿勢並びに管きょ中心線の状態を確認するために必要な測定装置を設置しなければならない。 8. 中押し装置 受注者は、中押し装置のジャッキの両端にはジャッキの繰り返し作動による管端部応力の均等化及び衝撃の分散を図るため、クッション材を挿入しなければならない。 なお、長距離推進、カーブ推進の場合は、各ジョイント部においても同様の処置を講じ応力の分散を図らなければならない。 9. 支圧壁 (１) 受注者は、支圧壁について、背面地盤反力が十分あることを確認するとともに、管の押し込みによる荷重に十分耐える強度を有し、変形や破壊が生じないよう堅固に構築しなければならない。 (２) 受注者は、支圧壁を土留と十分密着させるとともに、支圧面は推進計画線に対し直角となるよう配置しなければならない 12－１－５－６ 通信・換気設備工 1. 通信配線設備 注者は、坑内の工程を把握し、坑内作業の安全を確保し、各作業箇所及び各施設間の連絡を緊密にするため通信設備及び非常状態に備えて警報装置を設けなければならない。 2. 換気設備 受注者は、換気設備において、換気ファン及び換気ダクトの容量を必要な換気量に適合するようにしなければならない。また、ガス検知器等により常に換気状況を確認しなければならない。 12－１－５－７ 送排泥設備工 送排泥設備の施工については、第 12 編 1－４－６ 送排泥設備工の規定による。 12－１－５－８ 泥水处理設備工 泥水处理設備の施工については、第 12 編 1－４－７ 泥水处理設備工の規定による。 12－１－５－９ 注入設備工 1. 添加材注入設備 受注者は、添加材注入において次の規定によらなければならない。 (１) 添加材の配合及び注入設備は、施工計画を作成して監督職員に提出しなければならない。 (２) 注入の管理は管理フローシートを作成し、注入量計、圧力計等により徹底した管理を図らなければならない。 (３) 掘進土の粘性及び状態により、適切な注入量、注入濃度を定め、掘進速度に応じた量を注入し、切羽の崩壊を防ぎ沈下等の影響を地表面に与えないようにななければならない。 12－１－５－10 推進水替工 推進水替工の施工については、第 12 編 1－３－１ 1 開削水替工の規定による。 12－１－５－11 補助地盤改良工 補助地盤改良工の施工については、第 3 編 2－７－９ 固結工の規定による。 第 6 節 管きょ工（シールド） 12－１－６－１ 一般事項 本節は、管きょ工（シールド）として一次覆工、二次覆工、空伏工、立坑内管布設工、坑内整備	

改定（令和８年７月版）	現行（令和６年７月版）
工、仮設備工（シールド）、坑内設備工、立坑設備工、圧気設備工、送排泥設備工、泥水処理設備工、注入設備工、シールド水替工、補助地盤改良工その他これらに類する工種について定める。 12－１－６－２ 材 料 １．適応規格 受注者は、使用する材料については、次の規格に適合したもの又はこれと同等以上の品質を有するものでなければならない。 （１）セグメント JSWAS A-3、4 シールド工事用標準セグメント JSWAS A-7 下水道用ミニシールド工法用鉄筋コンクリートセグメント （２）コンクリートは原則としてレディーミックストコンクリートとし、設計図書に示す品質のコンクリートを使用しなければならない。 （３）強化プラスチック複合管 JSWAS K-16（下水道内挿用強化プラスチック複合管） ２．品質確認 受注者は、シールド工の施工に使用する材料については、施工前に監督職員に品質証明書を提出し、承諾を得なければならない。 12－１－６－３ 一次覆工 １．施工計画 （１）受注者は、シールド工の施工にあたり、工事着手前に施工場所の土質、地下水の状況、地下埋設物、その他工事に係る諸条件を十分調査し、その結果に基づき現場に適応した施工計画を作成して監督職員に提出しなければならない。 （２）受注者は、工事の開始にあたり、設計図書に記載された測量基準点を基に、シールドの掘進時の方向及び高低を維持するために必要な測量を行い、正確な図面を作成し、掘進中は、坑内に測定点を設け、その精度の保持に努めなければならない。 ２．シールド機器製作 （１）受注者は、シールド掘進機の設計製作にあたり、地山の条件、外圧及び掘削能力を十分に考慮し、堅牢で安全かつ能率的な構造及び設備とし、その製作図、諸機能の仕様及び構造計算書等を監督職員に提出しなければならない。 （２）受注者は、シールド機について、工場組立時及び現場組立時に、監督職員の検査を受けなければならない。 （３）受注者は、シールド掘進機の運搬に際しては歪み、その他の損傷を生じないように十分注意しなければならない。 （４）受注者は、現場据付完了後、各部の機能について、十分に点検確認のうえ使用に供しなければならない。 ３．掘進 （１）受注者は、地質に応じて掘進方法、順序等を検討し、十分に安全を確認したうえで、シールド機の掘進を開始しなければならない。 （２）受注者は、シールド機の掘進を開始するにあたり、あらかじめ、その旨、監督職員に報告しなければならない。 （３）受注者は、シールド機の運転操作に従事する技能者として、豊富な実務経験と知識を有し熟知した者を選任しなければならない。 （４）受注者は、掘削の際、肌落ちが生じないよう注意し、特に、切羽からの湧水がある場合は、肌落ちの誘発、シールド底部の地盤のゆるみ等を考慮して適切な措置を講じなければならない。 （５）受注者は、シールド掘進中、常に掘削土量を監視し、所定の掘削土量を上回る土砂の取り込みが生じないよう適切な施工管理を行わなければならない。 また、テールシールの破損を防ぐため、テールシール用グリースの充填状況を適正に管理し、土砂や地下水の侵入及び裏込め材の漏出を防止しなければならない。 （６）受注者は、機種、工法及び土質等に適した範囲のシールド掘進速度を維持し、掘進中はなるべ	工、仮設備工（シールド）、坑内設備工、立坑設備工、圧気設備工、送排泥設備工、泥水処理設備工、注入設備工、シールド水替工、補助地盤改良工その他これらに類する工種について定める。 12－１－６－２ 材 料 １．適応規格 受注者は、使用する材料については、次の規格に適合したもの又はこれと同等以上の品質を有するものでなければならない。 （１）セグメント JSWAS A-3、4 シールド工事用標準セグメント JSWAS A-7 下水道用ミニシールド工法用鉄筋コンクリートセグメント （２）コンクリートは原則としてレディーミックストコンクリートとし、設計図書に示す品質のコンクリートを使用しなければならない。 （３）強化プラスチック複合管 JSWAS K-16（下水道内挿用強化プラスチック複合管） ２．品質確認 受注者は、シールド工の施工に使用する材料については、施工前に監督職員に品質証明書を提出し、承諾を得なければならない。 12－１－６－３ 一次覆工 １．施工計画 （１）受注者は、シールド工の施工にあたり、工事着手前に施工場所の土質、地下水の状況、地下埋設物、その他工事に係る諸条件を十分調査し、その結果に基づき現場に適応した施工計画を作成して監督職員に提出しなければならない。 （２）受注者は、工事の開始にあたり、設計図書に記載された測量基準点を基に、シールドの掘進時の方向及び高低を維持するために必要な測量を行い、正確な図面を作成し、掘進中は、坑内に測定点を設け、その精度の保持に努めなければならない。 ２．シールド機器製作 （１）受注者は、シールド掘進機の設計製作にあたり、地山の条件、外圧及び掘削能力を十分に考慮し、堅牢で安全かつ能率的な構造及び設備とし、その製作図、諸機能の仕様及び構造計算書等を監督職員に提出しなければならない。 （２）受注者は、シールド機について、工場組立時及び現場組立時に、監督職員の検査を受けなければならない。 （３）受注者は、シールド掘進機の運搬に際しては歪み、その他の損傷を生じないように十分注意しなければならない。 （４）受注者は、現場据付完了後、各部の機能について、十分に点検確認のうえ使用に供しなければならない。 ３．掘進 （１）受注者は、地質に応じて掘進方法、順序等を検討し、十分に安全を確認したうえで、シールド機の掘進を開始しなければならない。 （２）受注者は、シールド機の掘進を開始するにあたり、あらかじめ、その旨、監督職員に報告しなければならない。 （３）受注者は、シールド機の運転操作に従事する技能者として、豊富な実務経験と知識を有し熟知した者を選任しなければならない。 （４）受注者は、掘削の際、肌落ちが生じないよう注意し、特に、切羽からの湧水がある場合は、肌落ちの誘発、シールド底部の地盤のゆるみ等を考慮して適切な措置を講じなければならない。 （５）受注者は、シールド掘進中、常に掘削土量を監視し、所定の掘削土量を上回る土砂の取り込みが生じないよう適切な施工管理を行わなければならない。 また、テールシールの破損を防ぐため、テールシール用グリースの充填状況を適正に管理し、土砂や地下水の侵入及び裏込め材の漏出を防止しなければならない。 （６）受注者は、機種、工法及び土質等に適した範囲のシールド掘進速度を維持し、掘進中はなるべ

改定（令和8年7月版）	現行（令和6年7月版）
くシールド機を停止してはならない。 なお、停止する場合は、切羽安定及びシールド機保守のため必要な措置を講じるものとする。 (7) 受注者は、シールド掘進中異常が発生した場合、推進を中止する等の措置をとり速やかに応急処置を講ずるとともに、直ちに監督職員に報告しなければならない。 (8) 受注者は、掘削に泥水又は、添加材を使用する場合、関係法令を遵守し、土質、地下水の状況等を十分考慮して材料及び配合を定めなければならない。 (9) 受注者は、シールド掘進中、埋設物その他の構造物に支障を与えないよう施工をしなければならない。 (10) 受注者は、シールド掘進中、各種ジャッキ・山留め等を監視し、シールドの掘進長、推力、自然土水圧、切羽土圧、カッタートルク、排泥量、裏込め注入量、加泥材注入量等を記録し、監督職員に提出しなければならない。 (11) 受注者は、シールド掘進路線上（地上）に、沈下測定点を設け、掘進前、掘進中及び掘進後の一定期間、定期的に沈下量を測定し、その記録を監督職員に提出しなければならない。 (12) 受注者は、シールド掘進中、1日に1回以上坑内の精密測量を行って蛇行及び回転の有無を測定し、蛇行等が生じた場合は速やかに修正するとともに、その状況を監督職員に報告しなければならない。 4. 覆工セグメント:製作・保管 (1) 受注者は、セグメントの製作に先立ち、セグメント構造計算書、セグメント製作要領書、製作図及び製作工程表を監督職員に提出し承諾を得なければならない。 (2) 受注者は、運搬時及び荷卸し時は、セグメントが損傷・変形しないように取り扱わなければならない。仮置き時には、セグメントが変形・ひび割れしないように措置するものとし、併せて、継手の防錆等について措置をしなければならない。 5. 覆工セグメント：組立て (1) 受注者は、1リング掘進するごとに直ちにセグメントを組立てなければならない。 (2) 受注者は、セグメントを所定の形に正しく組立てるものとし、シールド掘進による狂いが生じないようにしなければならない。 (3) 受注者は、セグメント組立前に十分清掃し、組立てに際しては、セグメントの継手面をお互いによく密着させなければならない。 (4) 受注者は、セグメントをボルトで締結する際、ボルト孔に目違いのないよう調整し、ボルト全数を十分締付け、シールドの掘進により生ずるボルトの緩みは、必ず締直さなければならない。 (5) 受注者は、掘進方向における継手位置が必ず交互になるよう、セグメントを組立てなければならない。 (6) 受注者は、セグメントの継手面にシール材等による防水処理を施さなければならない。 6. 裏込注入 (1) 受注者は、シールド掘進によりセグメントと地山の間に出来た間隙には速やかに二液可塑性を標準とする注入材を圧入するものとし、その配合は、監督職員の承諾を得なければならない。 (2) 受注者は、注入量、注入圧及びシールドの掘進速度に十分対応できる性能を有する裏込注入設備を用いなければならない。 (3) 受注者は、裏込注入中は、注入量、注入圧等の管理を行わなければならない。 7. 発生土処理 (1) 受注者は、坑内より流体輸送された掘削土砂の処理にあたり、土砂分離を行い、ダンプトラックで搬出可能な状態にするとともに周辺及び路上等に散乱しないように留意して発生土処分を行わなければならない。 (2) 受注者は、土砂運搬設備は、土砂の性質、坑内及び坑外の土砂運搬条件に適合し、工事工程を満足するものを設置しなければならない。 (3) 受注者は、発生土及び泥土（建設汚泥）処分にあたり、発生者の指定した場所に運搬処分する。特に指定のない場合は、捨て場所、運搬方法、運搬経路等の計画書を作成し、監督職員に提出	くシールド機を停止してはならない。 なお、停止する場合は、切羽安定及びシールド機保守のため必要な措置を講じるものとする。 (7) 受注者は、シールド掘進中異常が発生した場合、推進を中止する等の措置をとり速やかに応急処置を講ずるとともに、直ちに監督職員に報告しなければならない。 (8) 受注者は、掘削に泥水又は、添加材を使用する場合、関係法令を遵守し、土質、地下水の状況等を十分考慮して材料及び配合を定めなければならない。 (9) 受注者は、シールド掘進中、埋設物その他の構造物に支障を与えないよう施工をしなければならない。 (10) 受注者は、シールド掘進中、各種ジャッキ・山留め等を監視し、シールドの掘進長、推力、自然土水圧、切羽土圧、カッタートルク、排泥量、裏込め注入量、加泥材注入量等を記録し、監督職員に提出しなければならない。 (11) 受注者は、シールド掘進路線上（地上）に、沈下測定点を設け、掘進前、掘進中及び掘進後の一定期間、定期的に沈下量を測定し、その記録を監督職員に提出しなければならない。 (12) 受注者は、シールド掘進中、1日に1回以上坑内の精密測量を行って蛇行及び回転の有無を測定し、蛇行等が生じた場合は速やかに修正するとともに、その状況を監督職員に報告しなければならない。 4. 覆工セグメント:製作・保管 (1) 受注者は、セグメントの製作に先立ち、セグメント構造計算書、セグメント製作要領書、製作図及び製作工程表を監督職員に提出し承諾を得なければならない。 (2) 受注者は、運搬時及び荷卸し時は、セグメントが損傷・変形しないように取り扱わなければならない。仮置き時には、セグメントが変形・ひび割れしないように措置するものとし、併せて、継手の防錆等について措置をしなければならない。 5. 覆工セグメント：組立て (1) 受注者は、1リング掘進するごとに直ちにセグメントを組立てなければならない。 (2) 受注者は、セグメントを所定の形に正しく組立てるものとし、シールド掘進による狂いが生じないようにしなければならない。 (3) 受注者は、セグメント組立前に十分清掃し、組立てに際しては、セグメントの継手面をお互いによく密着させなければならない。 (4) 受注者は、セグメントをボルトで締結する際、ボルト孔に目違いのないよう調整し、ボルト全数を十分締付け、シールドの掘進により生ずるボルトの緩みは、必ず締直さなければならない。 (5) 受注者は、掘進方向における継手位置が必ず交互になるよう、セグメントを組立てなければならない。 (6) 受注者は、セグメントの継手面にシール材等による防水処理を施さなければならない。 6. 裏込注入 (1) 受注者は、シールド掘進によりセグメントと地山の間に出来た間隙には速やかに二液可塑性を標準とする注入材を圧入するものとし、その配合は、監督職員の承諾を得なければならない。 (2) 受注者は、注入量、注入圧及びシールドの掘進速度に十分対応できる性能を有する裏込注入設備を用いなければならない。 (3) 受注者は、裏込注入中は、注入量、注入圧等の管理を行わなければならない。 7. 発生土処理 (1) 受注者は、坑内より流体輸送された掘削土砂の処理にあたり、土砂分離を行い、ダンプトラックで搬出可能な状態にするとともに周辺及び路上等に散乱しないように留意して発生土処分を行わなければならない。 (2) 受注者は、土砂運搬設備は、土砂の性質、坑内及び坑外の土砂運搬条件に適合し、工事工程を満足するものを設置しなければならない。 (3) 受注者は、発生土及び泥土（建設汚泥）処分にあたり、発生者の指定した場所に運搬処分する。特に指定のない場合は、捨て場所、運搬方法、運搬経路等の計画書を作成し、監督職員に提出

改定（令和8年7月版）	現行（令和6年7月版）
しなければならない。また、この場合でも、関係法令に基づき適正に処分しなければならない。 なお、発生土及び泥土（建設汚泥）については、極力再利用又は再生利用を図るものとする。 12－1－6－4 二次覆工 （1）受注者は、二次覆工に先立ち、一次覆工完了の部分の縦横断測量を行い、これに基づいて巻厚線を計画し、監督職員の承諾を得なければならない。 （2）受注者は、型枠について、堅固で容易に移動でき、作業の安全性を保持し、確実かつ能率的な構造にしなければならない。 （3）受注者は、区画、型枠設置位置、作業サイクル等を記した計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。 （4）受注者は、覆工コンクリートがセグメント内面の隅々まで行き渡るように打設するとともに、その締固めは、骨材の分離を起さないよう行わなければならない。 （5）受注者は、一区画のコンクリートを連続して打設しなければならない。 （6）受注者は、打設したコンクリートが自重及び施工中に加わる荷重を受けるのに必要な強度に達するまで、型枠を取り外してはならない。 （7）受注者は、強度、耐久性、水密性等の所要の品質を確保するために、打設後の一定期間を硬化に必要な温度及び湿度に保ち、有害な作用の影響を受けないように、覆工コンクリートを、十分に養生しなければならない。 （8）受注者は、コンクリートの坑内運搬に際しては、材料分離を起こさない適切な方法で行わなければならない。 （9）受注者は、頂部、端部付近に良好な充填が出来るよう、必要に応じあらかじめグラウトパイプ、空気抜き等の設置をしなければならない。 12－1－6－5 空伏工 空伏セグメントの施工については、第12編1－6－3 一次覆工及び1－6－4 二次覆工の規定による。 12－1－6－6 立坑内管布設工 立坑内管布設工の施工については、第12編1－3－4 管布設工、1－3－5 管基礎工の規定による。 12－1－6－7 坑内整備工 1. 坑内整備 受注者は、一次覆工完了後、清掃、止水、軌条整備、仮設備の点検補修等、坑内整備を行わなければならない。 2. 覆工コンクリートの打設 受注者は、覆工コンクリートの打設にあたり、施工部の軌条整備、配管、配線等を撤去後、セグメントの継手ボルトを再度締め直し、付着している不純物を除去し、コンクリートが接する面を水洗いの上、溜水を完全に拭き取らなければならない。 12－1－6－8 仮設備工（シールド） 1. 立坑 受注者は立坑の基礎について、土質、上載荷重、諸設備を考慮した上決定し、施工について無理のない構造にしなければならない。 2. 坑口 受注者は、坑口について裏込材及び地下水等が漏出しないよう堅固な構造としなければならない。 3. 支圧壁 受注者は、立坑の後方土留壁及びシールドの反力受設備は、必要な推力に対して十分強度上耐えら	しなければならない。また、この場合でも、関係法令に基づき適正に処分しなければならない。 なお、発生土及び泥土（建設汚泥）については、極力再利用又は再生利用を図るものとする。 12－1－6－4 二次覆工 （1）受注者は、二次覆工に先立ち、一次覆工完了の部分の縦横断測量を行い、これに基づいて巻厚線を計画し、監督職員の承諾を得なければならない。 （2）受注者は、型枠について、堅固で容易に移動でき、作業の安全性を保持し、確実かつ能率的な構造にしなければならない。 （3）受注者は、区画、型枠設置位置、作業サイクル等を記した計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。 （4）受注者は、覆工コンクリートがセグメント内面の隅々まで行き渡るように打設するとともに、その締固めは、骨材の分離を起さないよう行わなければならない。 （5）受注者は、一区画のコンクリートを連続して打設しなければならない。 （6）受注者は、打設したコンクリートが自重及び施工中に加わる荷重を受けるのに必要な強度に達するまで、型枠を取り外してはならない。 （7）受注者は、強度、耐久性、水密性等の所要の品質を確保するために、打設後の一定期間を硬化に必要な温度及び湿度に保ち、有害な作用の影響を受けないように、覆工コンクリートを、十分に養生しなければならない。 （8）受注者は、コンクリートの坑内運搬に際しては、材料分離を起こさない適切な方法で行わなければならない。 （9）受注者は、頂部、端部付近に良好な充填が出来るよう、必要に応じあらかじめグラウトパイプ、空気抜き等の設置をしなければならない。 12－1－6－5 空伏工 空伏セグメントの施工については、第12編1－6－3 一次覆工及び1－6－4 二次覆工の規定による。 12－1－6－6 立坑内管布設工 立坑内管布設工の施工については、第12編1－3－4 管布設工、1－3－5 管基礎工の規定による。 12－1－6－7 坑内整備工 1. 坑内整備 受注者は、一次覆工完了後、清掃、止水、軌条整備、仮設備の点検補修等、坑内整備を行わなければならない。 2. 覆工コンクリートの打設 受注者は、覆工コンクリートの打設にあたり、施工部の軌条整備、配管、配線等を撤去後、セグメントの継手ボルトを再度締め直し、付着している不純物を除去し、コンクリートが接する面を水洗いの上、溜水を完全に拭き取らなければならない。 12－1－6－8 仮設備工（シールド） 1. 立坑 受注者は立坑の基礎について、土質、上載荷重、諸設備を考慮した上決定し、施工について無理のない構造にしなければならない。 2. 坑口 受注者は、坑口について裏込材及び地下水等が漏出しないよう堅固な構造としなければならない。 3. 支圧壁 受注者は、立坑の後方土留壁及びシールドの反力受設備は、必要な推力に対して十分強度上耐えら

改定（令和8年7月版）	現行（令和6年7月版）
れる構造としなければならない。 4．立坑内作業床 （1）受注者は、シールド作业时、発進立坑底部に作業床を配置しなければならない。 （2）受注者は、作業床を設けるにあたり、沈下やガタツキが生じないように配置しなければならない。 5．発進用受台 （1）受注者は、シールド機の据付けに際し、発進立坑底部にシールド機受台を設置しなければならない。 （2）受注者は、シールド機受台を設置するにあたり、シールド機の自重によって沈下やズレを生じないように、堅固に配置しなければならない。 （3）受注者は、シールド機受台を設置するにあたり、仮発進時の架台を兼用するため、所定の高さ及び方向に基づいて設置しなければならない。 6．後続台車据付 （1）受注者は、シールド掘進に必要な、パワーユニット、運転操作盤、裏込め注入設備は後続台車に配置しなければならない。 （2）受注者は、後続台車の型式を、シールド径、シールド工事の作業性等を考慮して定めなければならない。 （3）受注者は、蓄電池機関車を使用する場合は、必要に応じて予備蓄電池及び充電器を設置するとともに坑内で充電を行う場合は、換気を行わなければならない。 7．シールド機解体残置 受注者は、シールド機解体残置について、解体内容、作業手順、安全対策等を施工計画書に記載するとともに、解体時には、シールド機の構造及び機能を熟知した者を立ち合わせなければならない。 8．シールド機仮発進 （1）受注者は、発進時の反力受けを組立てにあたり、仮組セグメント及び型鋼を用いるものとする。また、セグメントに変形等が生じた場合は、当核セグメントを一次覆工に転用してはならない。 （2）受注者は、シールド機の発進にあたり、シールド機の高さ及び方向を確認の上開始しなければならない。 （3）受注者は、シールド機が坑口に貫入する際、エントランスパッキンの損傷・反転が生じないように措置しなければならない。 （4）受注者は、仮組セグメントについて、シールド機の推進力がセグメントで受け持てるまで撤去してはならない。 （5）受注者は、初期掘進延長を、後方設備の延長及びシールド工事の作業性を考慮して定めなければならない。 （6）受注者は、初期掘進における、切羽の安定について検討するものとし、検討の結果、地盤改良等の初期掘進防護が必要となる場合は、施工計画を作成し監督職員と協議をしなければならない。 9．鏡切り 受注者は、鏡切りの施工にあたり、地山崩壊に注意し、施工しなければならない。 10．軌条設備 （1）受注者は、軌道方式による運搬は、車両の逸走防止、制動装置及び運転に必要な安全装置、連結器の離脱防止装置、暴走停止装置、運転者席の安全を確保する設備、安全通路、回避場所、信号装置等それぞれ必要な設備を設けなければならない。 （2）受注者は、運転にあたっては、坑内運転速度の制限、車両の留置時の安全確保、信号表示、合図方法の周知徹底等により運転の安全を図らなければならない。 （3）受注者は、単線又は、複線を採用するにあたり、シールド径及びシールド工事の作業性、並びに各種設備の配置等を考慮して定めなければならない。	れる構造としなければならない。 4．立坑内作業床 （1）受注者は、シールド作业时、発進立坑底部に作業床を配置しなければならない。 （2）受注者は、作業床を設けるにあたり、沈下やガタツキが生じないように配置しなければならない。 5．発進用受台 （1）受注者は、シールド機の据付けに際し、発進立坑底部にシールド機受台を設置しなければならない。 （2）受注者は、シールド機受台を設置するにあたり、シールド機の自重によって沈下やズレを生じないように、堅固に配置しなければならない。 （3）受注者は、シールド機受台を設置するにあたり、仮発進時の架台を兼用するため、所定の高さ及び方向に基づいて設置しなければならない。 6．後続台車据付 （1）受注者は、シールド掘進に必要な、パワーユニット、運転操作盤、裏込め注入設備は後続台車に配置しなければならない。 （2）受注者は、後続台車の型式を、シールド径、シールド工事の作業性等を考慮して定めなければならない。 （3）受注者は、蓄電池機関車を使用する場合は、必要に応じて予備蓄電池及び充電器を設置するとともに坑内で充電を行う場合は、換気を行わなければならない。 7．シールド機解体残置 受注者は、シールド機解体残置について、解体内容、作業手順、安全対策等を施工計画書に記載するとともに、解体時には、シールド機の構造及び機能を熟知した者を立ち合わせなければならない。 8．シールド機仮発進 （1）受注者は、発進時の反力受けを組立てにあたり、仮組セグメント及び型鋼を用いるものとする。また、セグメントに変形等が生じた場合は、当核セグメントを一次覆工に転用してはならない。 （2）受注者は、シールド機の発進にあたり、シールド機の高さ及び方向を確認の上開始しなければならない。 （3）受注者は、シールド機が坑口に貫入する際、エントランスパッキンの損傷・反転が生じないように措置しなければならない。 （4）受注者は、仮組セグメントについて、シールド機の推進力がセグメントで受け持てるまで撤去してはならない。 （5）受注者は、初期掘進延長を、後方設備の延長及びシールド工事の作業性を考慮して定めなければならない。 （6）受注者は、初期掘進における、切羽の安定について検討するものとし、検討の結果、地盤改良等の初期掘進防護が必要となる場合は、施工計画を作成し監督職員と協議をしなければならない。 9．鏡切り 受注者は、鏡切りの施工にあたり、地山崩壊に注意し、施工しなければならない。 10．軌条設備 （1）受注者は、軌道方式による運搬は、車両の逸走防止、制動装置及び運転に必要な安全装置、連結器の離脱防止装置、暴走停止装置、運転者席の安全を確保する設備、安全通路、回避場所、信号装置等それぞれ必要な設備を設けなければならない。 （2）受注者は、運転にあたっては、坑内運転速度の制限、車両の留置時の安全確保、信号表示、合図方法の周知徹底等により運転の安全を図らなければならない。 （3）受注者は、単線又は、複線を採用するにあたり、シールド径及びシールド工事の作業性、並びに各種設備の配置等を考慮して定めなければならない。
12－1－6－9 坑内設備工	12－1－6－9 坑内設備工

福井市土木工事共通仕様書 新旧対照表		(下線部：改定箇所)
改定（令和8年7月版）	現行（令和6年7月版）	
1. 配管設備 受注者は、給水及び排水設備並びに配管設備は次の規定によらなければならない。 （1）坑内には、シールド工事に必要な給・排水設備並びに各種の配管設備を設置するものとする。 （2）給水及び排水設備は、必要な給水量及び排水量が確保できる能力を有するものとする。 なお、排水設備は、切羽からの出水等に対応できるよう計画するものとする。 （3）給水及び排水設備の配管は、施工条件に適合するように、管径及び設備長さを定めるものとする。 （4）配管設備は、作業員及び作業車両の通行に支障のない位置に配置するものとする。 なお、管の接合作業の前に、バルブ等の閉鎖を確認するものとする。 2. 換気設備 受注者は、換気設備において、換気ファン及び換気ダクトの容量を、必要な換気量に適合するようになさなければならない。 3. 通信配線設備 （1）受注者は、坑内の工程を把握し、坑内作業の安全を確保し、各作業箇所及び各設備間の連絡を緊密にするため通信設備及び非常状態に備えて警報装置を設けなければならない。 （2）受注者は、「トンネル工事における可燃性ガス対策」（建設省大臣官房技術参事管通達昭和53年7月）、及び「工事中の長大トンネルにおける防災安全対策について」（建設省大臣官房技術参事管通達昭和54年10月）に準拠して災害の防止に努めなければならない。 3. スチールフォーム設備 受注者は、覆工コンリートに使用する型枠を原則としてスチールフォームとし、その形状、寸法及び支保工は施工計画書に記載しなければならない。 12－1－6－10 立坑設備工 1. 一般事項 受注者は、立坑設備について次の規定によらなければならない。 （1）クレーン等設置及び使用にあたり、関係法令等の定めるところに従い適切に行わなければならない。 （2）昇降設備は鋼製の仮設階段を標準とし、関係法令を順守して設置するものとする。 （3）土砂搬出設備は、最大日進量に対して余裕のある設備容量とする。 （4）立坑周囲及び地上施設物の出入口以外には、防護柵等を設置するとともに保安灯、夜間照明設備等を完備し、保安要員を配置するなどの事故防止に努めなければならない。 （5）工事の施工に伴い発生する騒音、振動等を防止するため、防音、防振の対策を講じるものとする。 2. 電力設備 受注者は、電力設備について、次の規定によらなければならない。 （1）電力設備は、電気設備技術基準及び労働安全衛生規則等に基づいて設置及び維持管理をしなければならない。 （2）高圧の設備はキュービクル型機器等を使用し、電線路には絶縁電線又は、絶縁ケーブルを使用して、すべての通電部分は露出することを避けなければならない。 （3）坑内電気設備は、坑内で使用する設備容量を把握し、トンネル延長等を考慮して、必要にして十分な設備を施さなければならない 12－1－6－11 圧気設備工 1. 関係機関への届出 受注者は施工に先立ち、所轄労働基準監督署に対し圧気工法作業開始届を提出しその写しを監督職員に提示しなければならない。 2. 酸素濃度測定 受注者は、施工前及び施工中に以下の事項を監督職員に報告しなければならない。 （1）酸素欠乏危険作業主任者並びに調査員届	1. 配管設備 受注者は、給水及び排水設備並びに配管設備は次の規定によらなければならない。 （1）坑内には、シールド工事に必要な給・排水設備並びに各種の配管設備を設置するものとする。 （2）給水及び排水設備は、必要な給水量及び排水量が確保できる能力を有するものとする。 なお、排水設備は、切羽からの出水等に対応できるよう計画するものとする。 （3）給水及び排水設備の配管は、施工条件に適合するように、管径及び設備長さを定めるものとする。 （4）配管設備は、作業員及び作業車両の通行に支障のない位置に配置するものとする。 なお、管の接合作業の前に、バルブ等の閉鎖を確認するものとする。 2. 換気設備 受注者は、換気設備において、換気ファン及び換気ダクトの容量を、必要な換気量に適合するようになさなければならない。 3. 通信配線設備 （1）受注者は、坑内の工程を把握し、坑内作業の安全を確保し、各作業箇所及び各設備間の連絡を緊密にするため通信設備及び非常状態に備えて警報装置を設けなければならない。 （2）受注者は、「トンネル工事における可燃性ガス対策」（建設省大臣官房技術参事管通達昭和53年7月）、及び「工事中の長大トンネルにおける防災安全対策について」（建設省大臣官房技術参事管通達昭和54年10月）に準拠して災害の防止に努めなければならない。 3. スチールフォーム設備 受注者は、覆工コンリートに使用する型枠を原則としてスチールフォームとし、その形状、寸法及び支保工は施工計画書に記載しなければならない。 12－1－6－10 立坑設備工 1. 一般事項 受注者は、立坑設備について次の規定によらなければならない。 （1）クレーン等設置及び使用にあたり、関係法令等の定めるところに従い適切に行わなければならない。 （2）昇降設備は鋼製の仮設階段を標準とし、関係法令を順守して設置するものとする。 （3）土砂搬出設備は、最大日進量に対して余裕のある設備容量とする。 （4）立坑周囲及び地上施設物の出入口以外には、防護柵等を設置するとともに保安灯、夜間照明設備等を完備し、保安要員を配置するなどの事故防止に努めなければならない。 （5）工事の施工に伴い発生する騒音、振動等を防止するため、防音、防振の対策を講じるものとする。 2. 電力設備 受注者は、電力設備について、次の規定によらなければならない。 （1）電力設備は、電気設備技術基準及び労働安全衛生規則等に基づいて設置及び維持管理をしなければならない。 （2）高圧の設備はキュービクル型機器等を使用し、電線路には絶縁電線又は、絶縁ケーブルを使用して、すべての通電部分は露出することを避けなければならない。 （3）坑内電気設備は、坑内で使用する設備容量を把握し、トンネル延長等を考慮して、必要にして十分な設備を施さなければならない 12－1－6－11 圧気設備工 1. 関係機関への届出 受注者は施工に先立ち、所轄労働基準監督署に対し圧気工法作業開始届を提出しその写しを監督職員に提示しなければならない。 2. 酸素濃度測定 受注者は、施工前及び施工中に以下の事項を監督職員に報告しなければならない。 （1）酸素欠乏危険作業主任者並びに調査員届	

福井市土木工事共通仕様書 新旧対照表		(下線部：改定箇所)
改定（令和８年７月版）	現行（令和６年７月版）	
（２）酸素濃度測定事前調査の報告 （３）酸素欠乏防止に伴う土質調査報告 （４）酸素濃度測定月報 ３．異常時の処理 受注者は、酸素欠乏の事態が発生した場合にはただちに応急処置を講ずるとともに、関係機関に緊急連絡を行い指示に従わなければならない。 ４．漏気防止 受注者は、地上への漏気噴出を防止するため、監督職員との協議により事前に路線付近の井戸、横穴、地質調査、ボーリング孔等の調査を詳細に行わなければならない。 ５．安全管理 （１）受注者は、圧気内での火気に十分注意し、可燃物の圧気下における危険性について作業員に周知徹底させなければならない。 （２）受注者は、送気中は坑内監視人をおき送気異常の有無を確認し、かつ停電による送気中断の対策を常に講じておかななければならない。 ６．施工管理 受注者は、圧気を土質並びに湧水の状況に応じて調整するとともに漏気の有無については常時監視し、絶対に墳発を起こさせないようにしなければならない。 ７．圧気設備 （１）受注者は、圧気設備について、トンネルの大きさ、土被り、地質、ロックの開閉、送気管の摩擦、作業環境等に応じ必要空気量を常時充足できるものを設置しなければならない。 （２）受注者は、コンプレッサー及びブロワ等の設置について、防音・防振に留意しなければならない。 （３）受注者は、ロック設備について、所定の気圧に耐える気密機構で、信号設備、監視窓、警報設備、照明設備を備えなければならない。又、マテリアルロック、マンロック、非常用ロックは可能な限り別々に設けるものとする。 12－１－６－12 送排泥設備工 送排泥設備の施工については、第12編１－４－６ 送排泥設備工の規定による。 12－１－６－13 泥水処理設備工 泥水処理設備の施工については、第12編１－４－７ 泥水処理設備工の規定による。 12－１－６－14 注入設備工 注入設備工の施工については、第12編１－５－９ 注入設備工の規定による。 12－１－６－15 シールド水替工 シールド水替工の施工については、第12編１－３－１１ 開削水替工の規定による。 12－１－６－16 補助地盤改良工 補助地盤改良工の施工については、第3編２－７－９ 固結工の規定による。 第７節 管きょ更生工 12－１－７－１ 一般事項 （１）本節は、管きょ更生工として管きょ内面被覆工、換気工、管きょ更生水替工、その他これらに類する工種について定める。 なお、適用範囲は、管きょ更生工のうち管きょ内での人力作業を伴わない小口径管とする。 （２）本節に特に定めのない事項については、日本下水道協会発行の管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（以下、ガイドライン）によるものとする。	（２）酸素濃度測定事前調査の報告 （３）酸素欠乏防止に伴う土質調査報告 （４）酸素濃度測定月報 ３．異常時の処理 受注者は、酸素欠乏の事態が発生した場合にはただちに応急処置を講ずるとともに、関係機関に緊急連絡を行い指示に従わなければならない。 ４．漏気防止 受注者は、地上への漏気噴出を防止するため、監督職員との協議により事前に路線付近の井戸、横穴、地質調査、ボーリング孔等の調査を詳細に行わなければならない。 ５．安全管理 （１）受注者は、圧気内での火気に十分注意し、可燃物の圧気下における危険性について作業員に周知徹底させなければならない。 （２）受注者は、送気中は坑内監視人をおき送気異常の有無を確認し、かつ停電による送気中断の対策を常に講じておかななければならない。 ６．施工管理 受注者は、圧気を土質並びに湧水の状況に応じて調整するとともに漏気の有無については常時監視し、絶対に墳発を起こさせないようにしなければならない。 ７．圧気設備 （１）受注者は、圧気設備について、トンネルの大きさ、土被り、地質、ロックの開閉、送気管の摩擦、作業環境等に応じ必要空気量を常時充足できるものを設置しなければならない。 （２）受注者は、コンプレッサー及びブロワ等の設置について、防音・防振に留意しなければならない。 （３）受注者は、ロック設備について、所定の気圧に耐える気密機構で、信号設備、監視窓、警報設備、照明設備を備えなければならない。又、マテリアルロック、マンロック、非常用ロックは可能な限り別々に設けるものとする。 12－１－６－12 送排泥設備工 送排泥設備の施工については、第12編１－４－６ 送排泥設備工の規定による。 12－１－６－13 泥水処理設備工 泥水処理設備の施工については、第12編１－４－７ 泥水処理設備工の規定による。 12－１－６－14 注入設備工 注入設備工の施工については、第12編１－５－９ 注入設備工の規定による。 12－１－６－15 シールド水替工 シールド水替工の施工については、第12編１－３－１１ 開削水替工の規定による。 12－１－６－16 補助地盤改良工 補助地盤改良工の施工については、第3編２－７－９ 固結工の規定による。 第７節 管きょ更生工 12－１－７－１ 一般事項 （１）本節は、管きょ更生工として管きょ内面被覆工、換気工、管きょ更生水替工、その他これらに類する工種について定める。 なお、適用範囲は、管きょ更生工のうち管きょ内での人力作業を伴わない小口径管とする。 （２）本節に特に定めのない事項については、日本下水道協会発行の管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（以下、ガイドライン）によるものとする。	

改定（令和8年7月版）	現行（令和6年7月版）
12－1－7－2材 料 1. 適応規格 受注者は、使用する材料がガイドラインによる下水道の更生管きょに求められる要求性能を満足するものであり、公的審査証明機関等の審査証明を得たもの又はこれと同等以上の品質を有するものであることを確認しなければならない。なお、耐久性については、腐食環境下において塩ビ管と同等以上の性能を確保できることとする。 2. 品質確認 受注者は、管きょ更生工の施工に使用する材料については、施工前に監督職員に承諾を得るとともに、材料が適正な管理下で製造されたことを証明する資料を提出しなければならない。また、受注者は、必要に応じ物性試験を行い監督職員に提出しなければならない。 12－1－7－3管きょ内面被覆工 1. 施工計画 （1）受注者は、管きょ内面被覆工の施工にあたり、工事着手前に既設管の状況、流下水量・水位、道路状況、周辺環境、その他工事に係る諸条件を十分調査し、その結果に基づき現場に適応した施工計画を作成して監督職員に提出しなければならない。 （2）受注者は、管きょ更生工法の施工に従事する技術者は、この施工に豊富な実務経験と知識を有し熟知した者を選任しなければならない。 （3）受注者は、事前に管きょ内面被覆工で採用する工法が更生管に必要な構造機能、流下機能等の仕様を満足することを構造計算書、流量計算書に明示するとともに工法選定理由を施工計画書に記載し、監督職員に提出しなければならない。 2. 製管工法で使用する材料の保管、取扱い （1）受注者は、製管工法で使用する表面部材等は、長期にわたり屋外で紫外線暴露すると、表面の劣化により、部材の物性が低下する恐れがあるため、保管場所は屋内を原則とし、搬送・搬入時には適切な遮光措置を講じなければならない。 （2）受注者は、製管工法で使用する充填剤は水和性を有するため、その保管及び搬送・搬入時には、水濡れや結露がないよう十分に留意し、適切な措置を講じなければならない。 （3）受注者は、製管工法で使用する金属部材は、長期にわたる屋外暴露等による著しい発錆がないように適切な対策を講じなければならない。 3. 反転・形成工法で使用する材用の保管・取扱い （1）受注者は、反転・形成工法で使用する更生材等を搬送、搬入、保管する場合には、高温になったり、紫外線に当たると硬化するため、保冷・遮光措置等を講じなければならない。なお、各工法の特性を十分に考慮し、更生材を管理しなければならない。 4. 事前確認・事前処理 （1）受注者は、管きょ内面被覆工に先立ち、既設管きょ内を洗浄するとともに、既設管きょ内を目視又はTVカメラ等によって調査しなければならない。調査の項目は延長、調査方法、取付け管突出し処理、浸入水処理、侵入根処理及びモルタル除去とし、その結果をまとめ監督職員に提出しなければならない。既設管きょ調査の結果、前処理工の必要がある場合には、監督職員と協議し、管きょ更生工事に支障のないように切断・除去等により処理しなければならない。 5. 製管工法 （1）受注者は、既設管きょと表面部材などの間隙に充填するモルタルなどにより、既設管きょと表面部材等が一体化した構造であることを確認しなければならない。 （2）受注者は、表面部材等の水密性、管きょ更生後の耐荷能力、耐久性の確保等を目的とし、施工計画書に示す充填材性状、充填材注入圧力、充填材注入量等を現場での記録により確認しなければならない。 （3）受注者は、本管口切断及び取付け管口せん孔は、充填材を十分に硬化させた後に施工しなければならない。また、取付け管のせん孔は、管口位置確定が精度高く行える方法で仮せん孔を行う等の位置確認を確実にしてから本せん孔する手順で行わなければならない。	12－1－7－2材 料 1. 適応規格 受注者は、使用する材料がガイドラインによる下水道の更生管きょに求められる要求性能を満足するものであり、公的審査証明機関等の審査証明を得たもの又はこれと同等以上の品質を有するものであることを確認しなければならない。なお、耐久性については、腐食環境下において塩ビ管と同等以上の性能を確保できることとする。 2. 品質確認 受注者は、管きょ更生工の施工に使用する材料については、施工前に監督職員に承諾を得るとともに、材料が適正な管理下で製造されたことを証明する資料を提出しなければならない。また、受注者は、必要に応じ物性試験を行い監督職員に提出しなければならない。 12－1－7－3管きょ内面被覆工 1. 施工計画 （1）受注者は、管きょ内面被覆工の施工にあたり、工事着手前に既設管の状況、流下水量・水位、道路状況、周辺環境、その他工事に係る諸条件を十分調査し、その結果に基づき現場に適応した施工計画を作成して監督職員に提出しなければならない。 （2）受注者は、管きょ更生工法の施工に従事する技術者は、この施工に豊富な実務経験と知識を有し熟知した者を選任しなければならない。 （3）受注者は、事前に管きょ内面被覆工で採用する工法が更生管に必要な構造機能、流下機能等の仕様を満足することを構造計算書、流量計算書に明示するとともに工法選定理由を施工計画書に記載し、監督職員に提出しなければならない。 2. 製管工法で使用する材料の保管、取扱い （1）受注者は、製管工法で使用する表面部材等は、長期にわたり屋外で紫外線暴露すると、表面の劣化により、部材の物性が低下する恐れがあるため、保管場所は屋内を原則とし、搬送・搬入時には適切な遮光措置を講じなければならない。 （2）受注者は、製管工法で使用する充填剤は水和性を有するため、その保管及び搬送・搬入時には、水濡れや結露がないよう十分に留意し、適切な措置を講じなければならない。 （3）受注者は、製管工法で使用する金属部材は、長期にわたる屋外暴露等による著しい発錆がないように適切な対策を講じなければならない。 3. 反転・形成工法で使用する材用の保管・取扱い （1）受注者は、反転・形成工法で使用する更生材等を搬送、搬入、保管する場合には、高温になったり、紫外線に当たると硬化するため、保冷・遮光措置等を講じなければならない。なお、各工法の特性を十分に考慮し、更生材を管理しなければならない。 4. 事前確認・事前処理 （1）受注者は、管きょ内面被覆工に先立ち、既設管きょ内を洗浄するとともに、既設管きょ内を目視又はTVカメラ等によって調査しなければならない。調査の項目は延長、調査方法、取付け管突出し処理、浸入水処理、侵入根処理及びモルタル除去とし、その結果をまとめ監督職員に提出しなければならない。既設管きょ調査の結果、前処理工の必要がある場合には、監督職員と協議し、管きょ更生工事に支障のないように切断・除去等により処理しなければならない。 5. 製管工法 （1）受注者は、既設管きょと表面部材などの間隙に充填するモルタルなどにより、既設管きょと表面部材等が一体化した構造であることを確認しなければならない。 （2）受注者は、表面部材等の水密性、管きょ更生後の耐荷能力、耐久性の確保等を目的とし、施工計画書に示す充填材性状、充填材注入圧力、充填材注入量等を現場での記録により確認しなければならない。 （3）受注者は、本管口切断及び取付け管口せん孔は、充填材を十分に硬化させた後に施工しなければならない。また、取付け管のせん孔は、管口位置確定が精度高く行える方法で仮せん孔を行う等の位置確認を確実にしてから本せん孔する手順で行わなければならない。

改定（令和 8 年 7 月版）	現行（令和 6 年 7 月版）
（４）受注者は、取付け管口のせん孔は、作業当日中に完了することを原則とするが、仮せん孔等とする場合は、事前に監督職員へ報告を行い、降雨による溢水の防止等必要な対策を講じなければならない。 6．裏込め （１）受注者は、施工に先立ち、使用する充填材の選定等について監督職員の承諾を得なければならない。 （２）受注者は、充填材注入量については、流量計等を用いて連続的に注入量と時間を計測し、チャート紙に記録しなければならない。 （３）受注者は、注入時に両管口に設置した立ち上げ管から充填材の流出を確認し、計画注入量と実際の注入量の対比、充填後の打音検査等により充填材の完全充填を確認しなければならない。 7．形成・反転工法 （１）受注者は、更生材を既設管きょ内に設置するにあたり、損傷、シワ及びはく離等の発生を防ぐこと、並びに、管きょ更生後の耐荷能力、耐久性の確保等を目的とし、施工計画書に示す挿入速度、硬化圧力、拡径、硬化温度、硬化時間等を現場での記録により確認しなければならない。 （２）受注者は、管口切断及び取付け管口せん孔は、更生材を十分に硬化させた後に施工しなければならない。また、取付け管のせん孔は、管口位置確定が精度高く行える方法で仮せん孔を行う等の位置確認を確実にしてから本せん孔する手順で行わなければならない。 （３）受注者は、取付け管口のせん孔は、作業当日中に完了することを原則とするが、仮せん孔等とする場合は、事前に監督職員へ報告を行い、降雨による溢水の防止等必要な対策を講じなければならない。 8．仕上げ （１）受注者は、本管管口仕上げ部においては、浸入水、仕上げ材のはく離、ひび割れなどの異常のないことを確認し、その結果を監督職員に提出しなければならない。 （２）受注者は、取付管口仕上げにおいては、取付管口の形態と流下性能を確保し、接続部分の耐荷能力等を維持するとともにせん孔仕上げの不良による漏水、浸入水を発生させていないことを確認しなければならない。 9．仮設備 受注者は、更生管の形成方法、既設管きょ断面、更生断面等の諸条件に適合した設備を選定しなければならない。 12－１－７－４ 換気工 受注者は、硫化水素の発生や酸素欠乏となることが予想される箇所では、「酸素欠乏症等防止規則」（昭和 47 年労働省令第 42 号）に基づき、換気を行うなど適切な措置をとらなければならない。また、スチレングスが発生される工法の場合は、スチレングス対策を講じ、安全施工に努めなければならない。 12－１－７－５ 管きょ更生水替工 （１）受注者は、管きょ更生工を施工する区間で、管内の流水量が多く施工に支障がある場合は、仮排水工又は仮止水工を計画しなければならない。 （２）受注者は、管きょ断面、管きょ内流水量、道路状況（交通量、道路形状、種別、幅員）、現場周辺環境、施工目的、更生工法の特徴などを考慮して、適切な仮排水工又は仮止水工を計画しなければならない。 第 8 節 マンホール工 12－１－８－１ 一般事項 本節は、マンホール工として現場打ちマンホール工、組立マンホール工、小型マンホール工、その他これらに類する工種について定める。	（４）受注者は、取付け管口のせん孔は、作業当日中に完了することを原則とするが、仮せん孔等とする場合は、事前に監督職員へ報告を行い、降雨による溢水の防止等必要な対策を講じなければならない。 6．裏込め （１）受注者は、施工に先立ち、使用する充填材の選定等について監督職員の承諾を得なければならない。 （２）受注者は、充填材注入量については、流量計等を用いて連続的に注入量と時間を計測し、チャート紙に記録しなければならない。 （３）受注者は、注入時に両管口に設置した立ち上げ管から充填材の流出を確認し、計画注入量と実際の注入量の対比、充填後の打音検査等により充填材の完全充填を確認しなければならない。 7．形成・反転工法 （１）受注者は、更生材を既設管きょ内に設置するにあたり、損傷、シワ及びはく離等の発生を防ぐこと、並びに、管きょ更生後の耐荷能力、耐久性の確保等を目的とし、施工計画書に示す挿入速度、硬化圧力、拡径、硬化温度、硬化時間等を現場での記録により確認しなければならない。 （２）受注者は、管口切断及び取付け管口せん孔は、更生材を十分に硬化させた後に施工しなければならない。また、取付け管のせん孔は、管口位置確定が精度高く行える方法で仮せん孔を行う等の位置確認を確実にしてから本せん孔する手順で行わなければならない。 （３）受注者は、取付け管口のせん孔は、作業当日中に完了することを原則とするが、仮せん孔等とする場合は、事前に監督職員へ報告を行い、降雨による溢水の防止等必要な対策を講じなければならない。 8．仕上げ （１）受注者は、本管管口仕上げ部においては、浸入水、仕上げ材のはく離、ひび割れなどの異常のないことを確認し、その結果を監督職員に提出しなければならない。 （２）受注者は、取付管口仕上げにおいては、取付管口の形態と流下性能を確保し、接続部分の耐荷能力等を維持するとともにせん孔仕上げの不良による漏水、浸入水を発生させていないことを確認しなければならない。 9．仮設備 受注者は、更生管の形成方法、既設管きょ断面、更生断面等の諸条件に適合した設備を選定しなければならない。 12－１－７－４ 換気工 受注者は、硫化水素の発生や酸素欠乏となることが予想される箇所では、「酸素欠乏症等防止規則」（昭和 47 年労働省令第 42 号）に基づき、換気を行うなど適切な措置をとらなければならない。また、スチレングスが発生される工法の場合は、スチレングス対策を講じ、安全施工に努めなければならない。 12－１－７－５ 管きょ更生水替工 （１）受注者は、管きょ更生工を施工する区間で、管内の流水量が多く施工に支障がある場合は、仮排水工又は仮止水工を計画しなければならない。 （２）受注者は、管きょ断面、管きょ内流水量、道路状況（交通量、道路形状、種別、幅員）、現場周辺環境、施工目的、更生工法の特徴などを考慮して、適切な仮排水工又は仮止水工を計画しなければならない。 第 8 節 マンホール工 12－１－８－１ 一般事項 本節は、マンホール工として現場打ちマンホール工、組立マンホール工、小型マンホール工、その他これらに類する工種について定める。

改定（令和8年7月版）	現行（令和6年7月版）
12－1－8－2材 料 1．適応規格 受注者は、使用する材料については、次の規格に適合したもの又はこれと同等以上の品質を有するものでなければならない。 (1) マンホール側塊 JIS A 5372（プレキャスト鉄筋コンクリート製品） (2) 足掛金物 設計図書又は福井市標準図に定める規格に適合するものとする (3) 鋳鉄製蓋 JSWAS G-3（下水道用鋳鉄製防護蓋） JSWAS G-4（下水道用鋳鉄製マンホール蓋） (4) 組立マンホール JSWAS A-11（下水道用鉄筋コンクリート製組立マンホール） (5) 小型マンホール JSWAS K-9（下水道用硬質塩化ビニル製小型マンホール） JSWAS K-10（下水道用レジンコンクリート製マンホール） JSWAS K-17（下水道用硬質塩化ビニル製リブ付き小型マンホール） JSWAS A-10（下水道用コンクリート製小型マンホール） (6) 止水板 JIS A 6773（ポリ塩化ビニル止水板） 2．品質確認 受注者は、マンホール工の施工に使用する材料については、施工前に監督職員に品質証明書を提出し、承諾を得なければならない。 12－1－8－3現場打ちマンホール工 1．設置位置の決定 受注者は、マンホールの設置位置について、設計図書に示された事項をもとに、埋設物、道路交通、住民の生活、接続管きょの流入流出方向に注意し、施工性、管理面についても配慮して決定しなければならない。 なお、位置決定に際し、監督職員の承諾を得なければならない。 2．周辺路盤の摩り付け 受注者は、マンホール天端の仕上り高さ及び勾配は、道路又は、敷地の表面勾配に合致するよう仕上げなければならない。 3．管の取付仕様 受注者は、管の取付けについて、以下の規定によらなければならない。 (1) マンホールに取付ける管の軸方向の中心線は、原則としてマンホールの中心に一致させなければならない。 (2) マンホールに取付ける管は、管の端面を内壁に一致させなければならない。 (3) マンホールに取り付ける管の管底高は、設計図書に示すものを基準とし、マンホール位置を変更した時は、修正しなければならない。 (4) 管体とマンホール壁体の接続部分は、可とう性継手等を使用し、漏水のないよう福井市が指定する材料で入念に仕上げなければならない。 4．据付け 受注者は、現場で施工するコンクリート、接合目地モルタル、インバート仕上げモルタル等の品質管理、施工管理に十分留意して堅固な構造物に仕上げなければならない。 5．インバートの仕様 受注者は、インバートの施工について、以下の規定によらなければならない。 (1) インバートの施工は、管取付部、底部及び側壁部より漏水を生じないことを確認した後、行わなければならない。 (2) インバートは、流入下水の流れに沿う線形とし、表面は汚物等が付着、停滞せず流れるよう、接続管の管径、管底に合わせて滑らかに仕上げなければならない。 6．足場金物の設置 受注者は、足掛金物の取付けについては、正確かつ堅固に取り付けるものとし、所定の埋込み長を確保するとともに、緩みが生じないようにしなければならない。 7．マンホール側塊の据付け	12－1－8－2材 料 1．適応規格 受注者は、使用する材料については、次の規格に適合したもの又はこれと同等以上の品質を有するものでなければならない。 (1) マンホール側塊 JIS A 5372（プレキャスト鉄筋コンクリート製品） (2) 足掛金物 設計図書又は福井市標準図に定める規格に適合するものとする (3) 鋳鉄製蓋 JSWAS G-3（下水道用鋳鉄製防護蓋） JSWAS G-4（下水道用鋳鉄製マンホール蓋） (4) 組立マンホール JSWAS A-11（下水道用鉄筋コンクリート製組立マンホール） (5) 小型マンホール JSWAS K-9（下水道用硬質塩化ビニル製小型マンホール） JSWAS K-10（下水道用レジンコンクリート製マンホール） JSWAS K-17（下水道用硬質塩化ビニル製リブ付き小型マンホール） JSWAS A-10（下水道用コンクリート製小型マンホール） (6) 止水板 JIS A 6773（ポリ塩化ビニル止水板） 2．品質確認 受注者は、マンホール工の施工に使用する材料については、施工前に監督職員に品質証明書を提出し、承諾を得なければならない。 12－1－8－3現場打ちマンホール工 1．設置位置の決定 受注者は、マンホールの設置位置について、設計図書に示された事項をもとに、埋設物、道路交通、住民の生活、接続管きょの流入流出方向に注意し、施工性、管理面についても配慮して決定しなければならない。 なお、位置決定に際し、監督職員の承諾を得なければならない。 2．周辺路盤の摩り付け 受注者は、マンホール天端の仕上り高さ及び勾配は、道路又は、敷地の表面勾配に合致するよう仕上げなければならない。 3．管の取付仕様 受注者は、管の取付けについて、以下の規定によらなければならない。 (1) マンホールに取付ける管の軸方向の中心線は、原則としてマンホールの中心に一致させなければならない。 (2) マンホールに取付ける管は、管の端面を内壁に一致させなければならない。 (3) マンホールに取り付ける管の管底高は、設計図書に示すものを基準とし、マンホール位置を変更した時は、修正しなければならない。 (4) 管体とマンホール壁体の接続部分は、可とう性継手等を使用し、漏水のないよう福井市が指定する材料で入念に仕上げなければならない。 4．据付け 受注者は、現場で施工するコンクリート、接合目地モルタル、インバート仕上げモルタル等の品質管理、施工管理に十分留意して堅固な構造物に仕上げなければならない。 5．インバートの仕様 受注者は、インバートの施工について、以下の規定によらなければならない。 (1) インバートの施工は、管取付部、底部及び側壁部より漏水を生じないことを確認した後、行わなければならない。 (2) インバートは、流入下水の流れに沿う線形とし、表面は汚物等が付着、停滞せず流れるよう、接続管の管径、管底に合わせて滑らかに仕上げなければならない。 6．足場金物の設置 受注者は、足掛金物の取付けについては、正確かつ堅固に取り付けるものとし、所定の埋込み長を確保するとともに、緩みが生じないようにしなければならない。 7．マンホール側塊の据付け

改定（令和８年７月版）	現行（令和６年７月版）
受注者は、マンホール側塊の据付けについて、以下の規定によらなければならない。 （１）マンホール側塊は、躯体コンクリートが硬化した後、内面を一致させ垂直に据付けなければならない。 （２）各側塊の間には、目地モルタルを敷均した後、各側塊を据付け、漏水等が生じないよう、さらに内外両面より目地仕上げを行い、水密に仕上げなければならない。 （３）マンホール蓋の高さの調整は、調整コンクリートブロック、現場打コンクリート及び無収縮モルタルで行わなければならない。 （４）モルタル使用箇所は、さらに内外面より仕上げを行わなければならない。 ８．副官 受注者は、副管の設置について、以下の規定によらなければならない。 （１）副管の取付けにあたり、本管の削孔は、クラックが入らぬよう丁寧^{（下線部）}に施工し、また管口、目地等も本管の施工に準じて施工しなければならない。 （２）副管の本管への接合は、管端が突出しないように注意しなければならない。 （３）副管の設置は鉛直に行わなければならない。 12－１－８－４ 組立マンホール工 １．設置位置の決定 受注者は、マンホールの設置位置について、設計図書に示された事項をもとに、埋設物、道路交通、住民の生活、接続管きょの流入流出方向に注意し、施工性、管理面についても配慮して決定しなければならない。 なお、位置決定に際し、監督職員の承諾を得なければならない。 ２．周辺路盤との摩り付け 受注者は、マンホール天端の仕上り高さ及び勾配は、道路又は、敷地の表面勾配に合致するよう仕上げなければならない。 ３．ブロックの密着 受注者は、組立マンホールの据付けにあたり、部材間が密着するよう施工しなければならない。 ４．ブロックの据付け 受注者は、ブロックの据付けにあたり、衝撃を与えないよう丁寧に据付け、内面を一致させ垂直に据付けなければならない。 また、据付け前にブロック相互の接合面を清掃し、止水用シール材の塗布あるいは設置を行わなければならない。 ５．マンホール蓋の設置 受注者は、マンホール蓋の設置について以下の規定によらなければならない。 （１）マンホール蓋からマンホール斜壁までの設置においては、調整金具等を使用して緊結固定としなければならない。 （２）マンホール蓋の高さの調整にあたり、調整リング、調整金具等で行い、モルタルを十分充填しなければならない。 （３）マンホール蓋と調整リング間の調整部のモルタルは、無収縮、高流動性かつ超早強性を有する材料とする。 （４）マンホール斜壁と調整リング間や調整リングと調整リング間は、接合面を清掃し、止水用シール材の塗布あるいは設置を行わなければならない。 ６．組立ブロックの削孔 受注者は、組立マンホールの削孔について以下の規定によらなければならない。 （１）削孔位置は、流出入管の管径、流出入数、流出入角度、落差等に適合するように定めなければならない。 （２）削孔は、躯体ブロック及び直壁ブロックに行うものとし、斜壁ブロックに削孔してはならない。 （３）削孔部相互及び削孔部と部材縁との離隔は、製造団体の規定によらなければならない。 （４）削孔は、原則として製造工場で行わなければならない。	受注者は、マンホール側塊の据付けについて、以下の規定によらなければならない。 （１）マンホール側塊は、躯体コンクリートが硬化した後、内面を一致させ垂直に据付けなければならない。 （２）各側塊の間には、目地モルタルを敷均した後、各側塊を据付け、漏水等が生じないよう、さらに内外両面より目地仕上げを行い、水密に仕上げなければならない。 （３）マンホール蓋の高さの調整は、調整コンクリートブロック、現場打コンクリート及び無収縮モルタルで行わなければならない。 （４）モルタル使用箇所は、さらに内外面より仕上げを行わなければならない。 ８．副官 受注者は、副管の設置について、以下の規定によらなければならない。 （１）副管の取付けにあたり、本管の削孔は、クラックが入らぬよう丁寧^{（下線部）}に施工し、また管口、目地等も本管の施工に準じて施工しなければならない。 （２）副管の本管への接合は、管端が突出しないように注意しなければならない。 （３）副管の設置は鉛直に行わなければならない。 12－１－８－４ 組立マンホール工 １．設置位置の決定 受注者は、マンホールの設置位置について、設計図書に示された事項をもとに、埋設物、道路交通、住民の生活、接続管きょの流入流出方向に注意し、施工性、管理面についても配慮して決定しなければならない。 なお、位置決定に際し、監督職員の承諾を得なければならない。 ２．周辺路盤との摩り付け 受注者は、マンホール天端の仕上り高さ及び勾配は、道路又は、敷地の表面勾配に合致するよう仕上げなければならない。 ３．ブロックの密着 受注者は、組立マンホールの据付けにあたり、部材間が密着するよう施工しなければならない。 ４．ブロックの据付け 受注者は、ブロックの据付けにあたり、衝撃を与えないよう丁寧に据付け、内面を一致させ垂直に据付けなければならない。 また、据付け前にブロック相互の接合面を清掃し、止水用シール材の塗布あるいは設置を行わなければならない。 ５．マンホール蓋の設置 受注者は、マンホール蓋の設置について以下の規定によらなければならない。 （１）マンホール蓋からマンホール斜壁までの設置においては、調整金具等を使用して緊結固定としなければならない。 （２）マンホール蓋の高さの調整にあたり、調整リング、調整金具等で行い、モルタルを十分充填しなければならない。 （３）マンホール蓋と調整リング間の調整部のモルタルは、無収縮、高流動性かつ超早強性を有する材料とする。 （４）マンホール斜壁と調整リング間や調整リングと調整リング間は、接合面を清掃し、止水用シール材の塗布あるいは設置を行わなければならない。 ６．組立ブロックの削孔 受注者は、組立マンホールの削孔について以下の規定によらなければならない。 （１）削孔位置は、流出入管の管径、流出入数、流出入角度、落差等に適合するように定めなければならない。 （２）削孔は、躯体ブロック及び直壁ブロックに行うものとし、斜壁ブロックに削孔してはならない。 （３）削孔部相互及び削孔部と部材縁との離隔は、製造団体の規定によらなければならない。 （４）削孔は、原則として製造工場で行わなければならない。

改定（令和８年７月版）	現行（令和６年７月版）
なお、これにより難しい場合は監督職員と協議しなければならない。 （５）多孔の削孔を行う場合や近接して削孔を行う場合、割り込みマンホール等の場合は、マンホールの補強方法について検討しなければならない。 ７．管の取付仕様 受注者は、管の取付について、第12編１－８－３ 現場打ちマンホール工3.の規定による。 ８．インバートの仕様 受注者は、インバートの施工について、第12編１－８－３ 現場打ちマンホール工5.の規定による。 ９．副管 受注者は、副管の設置について、第12編１－８－３ 現場打ちマンホール工8.の規定による。 12－１－８－５ 小型マンホール工 １．設置位置の決定 受注者は、マンホールの設置位置について、設計図書に示された事項をもとに、埋設物、道路交通、住民の生活、接続管きょの流入流出方向に注意し、施工性、管理面についても配慮して決定しなければならない。 なお、位置決定に際し、監督職員の承諾を得なければならない。 ２．周辺路盤との摩り付け 受注者は、マンホール天端の仕上り高さ及び勾配は、道路又は、敷地の表面勾配に合致するよう仕上げなければならない。 ３．硬質塩化ビニル製小型マンホールの据付け 受注者は、硬質塩化ビニル製小型マンホールの据付けにあたっては、以下の規定によらなければならない。 （１）基礎工はマンホール本体に歪みや沈下が生じないよう施工しなければならない。 （２）据付けは、本管の勾配、軸心及び高さ、インバート部の勾配を考慮しなければならない。 （３）インバート部と立ち上がり部及び本管との接合にあたっては、第 12 編 １－３－４ 管布設工の硬質塩化ビニル管の規定に準拠して施工し、接合時にマンホール本体が移動しないよう注意して施工しなければならない。 （４）鉄蓋及び台座の据付けにあたっては、鉄蓋と立ち上がり部の中心線を合わせ、沈下が生じないよう台座及び周辺を入念に締固めなければならない。 ４．コンクリート製小型マンホール及び小型レジンマンホールの据付け 受注者は、コンクリート製小型マンホール、小型レジンマンホールの据付けにあたっては、第 12 編 １－８－４ 組立マンホール工の規定に準拠して施工しなければならない。 第 9 節 特殊マンホール工 12－１－９－１ 一般事項 本節は、特殊マンホール工として管路土工、躯体工、土留工、路面覆工、補助地盤改良工、開削水替工、地下水低下工その他これらに類する工種について定める。 12－１－９－２ 材 料 材料については、第 12 編 ２－８－２ 材料の規定による。 12－１－９－３ 管路土工 管路土工の施工については、第 12 編 １－３－３ 管路土工の規定による。 12－１－９－４ 躯体工	なお、これにより難しい場合は監督職員と協議しなければならない。 （５）多孔の削孔を行う場合や近接して削孔を行う場合、割り込みマンホール等の場合は、マンホールの補強方法について検討しなければならない。 ７．管の取付仕様 受注者は、管の取付について、第12編１－８－３ 現場打ちマンホール工3.の規定による。 ８．インバートの仕様 受注者は、インバートの施工について、第12編１－８－３ 現場打ちマンホール工5.の規定による。 ９．副管 受注者は、副管の設置について、第12編１－８－３ 現場打ちマンホール工8.の規定による。 12－１－８－５ 小型マンホール工 １．設置位置の決定 受注者は、マンホールの設置位置について、設計図書に示された事項をもとに、埋設物、道路交通、住民の生活、接続管きょの流入流出方向に注意し、施工性、管理面についても配慮して決定しなければならない。 なお、位置決定に際し、監督職員の承諾を得なければならない。 ２．周辺路盤との摩り付け 受注者は、マンホール天端の仕上り高さ及び勾配は、道路又は、敷地の表面勾配に合致するよう仕上げなければならない。 ３．硬質塩化ビニル製小型マンホールの据付け 受注者は、硬質塩化ビニル製小型マンホールの据付けにあたっては、以下の規定によらなければならない。 （１）基礎工はマンホール本体に歪みや沈下が生じないよう施工しなければならない。 （２）据付けは、本管の勾配、軸心及び高さ、インバート部の勾配を考慮しなければならない。 （３）インバート部と立ち上がり部及び本管との接合にあたっては、第 12 編 １－３－４ 管布設工の硬質塩化ビニル管の規定に準拠して施工し、接合時にマンホール本体が移動しないよう注意して施工しなければならない。 （４）鉄蓋及び台座の据付けにあたっては、鉄蓋と立ち上がり部の中心線を合わせ、沈下が生じないよう台座及び周辺を入念に締固めなければならない。 ４．コンクリート製小型マンホール及び小型レジンマンホールの据付け 受注者は、コンクリート製小型マンホール、小型レジンマンホールの据付けにあたっては、第 12 編 １－８－４ 組立マンホール工の規定に準拠して施工しなければならない。 第 9 節 特殊マンホール工 12－１－９－１ 一般事項 本節は、特殊マンホール工として管路土工、躯体工、土留工、路面覆工、補助地盤改良工、開削水替工、地下水低下工その他これらに類する工種について定める。 12－１－９－２ 材 料 材料については、第 12 編 ２－８－２ 材料の規定による。 12－１－９－３ 管路土工 管路土工の施工については、第 12 編 １－３－３ 管路土工の規定による。 12－１－９－４ 躯体工

改定（令和８年７月版）	現行（令和６年７月版）
1. 設置位置の決定 受注者は、マンホールの設置位置について、設計図書に示された事項をもとに、埋設物、道路交通、住民の生活、接続管きょの流入流出方向に注意し、施工性、管理面についても配慮して決定しなければならない。 なお、位置決定に際し、監督職員の承諾を得なければならない。 2. 周辺路盤との摩り付け 受注者は、マンホール天端の仕上り高さ及び勾配は、道路又は敷地の表面勾配に合致するよう仕上げなければならない。 3. 基礎材 基礎材の施工については、第12編2－8－9 躯体工3.基礎材の規定による。 4. 均しコンクリート及びコンクリート 均しコンクリート及びコンクリートの施工については、第12編2－8－9 躯体工4.均しコンクリート及びコンクリートの規定による。 5. 型枠及び支保 型枠及び支保の施工については、第12編2－8－9 躯体工5.型枠及び支保の規定による。 6. 足場 足場の施工については、第12編2－8－9 躯体工7.足場の規定による。 7. 鉄筋 鉄筋の施工については、第12編2－8－9 躯体工6.鉄筋の規定による。 8. モルタル モルタルの施工については、第12編2－8－17 左官工の規定による。 9. 足掛金物 足掛金物の施工については、第12編1－8－3 現場打ちマンホール工6.の規定による。 10. 副管 副管の施工については、第12編1－8－3 現場打ちマンホール工8.の規定による。 11. マンホール上部ブロック マンホールブロックの施工については、第12編1－8－3 現場打ちマンホール工7.の規定及び第12編1－8－4 組立マンホール工3.4.及び5.の規定による。 12. コンクリート防食被覆 コンクリート防食被覆の施工については、第12編2－8－16 防食工の規定による。 12－1－9－5 土留工 土留工の施工については、第12編1-3-7管路土留工、及び1-13-4 土留工、1-13-5ライナープレート式土留工及び土工、1-13-6 鋼製ケーシング式土留工及び土工、1-13-7 地中連続壁工（壁式）、1-13-8 地中連続壁工（柱列式）の規定による。 12－1－9－6 路面覆工 路面覆工の施工については、第12編1-3-9管路路面覆工の規定による。 12－1－9－7 補助地盤改良工 補助地盤改良工の施工については、第3編2－7－9 固結工の規定による。 12－1－9－8 開削水替工 開削水替工の施工については、第12編1－3－11 開削水替工の規定による。 12－1－9－9 地下水位低下工 地下水位低下工の施工については、第12編1－3－12 地下水位低下工の規定による。	1. 設置位置の決定 受注者は、マンホールの設置位置について、設計図書に示された事項をもとに、埋設物、道路交通、住民の生活、接続管きょの流入流出方向に注意し、施工性、管理面についても配慮して決定しなければならない。 なお、位置決定に際し、監督職員の承諾を得なければならない。 2. 周辺路盤との摩り付け 受注者は、マンホール天端の仕上り高さ及び勾配は、道路又は敷地の表面勾配に合致するよう仕上げなければならない。 3. 基礎材 基礎材の施工については、第12編2－8－9 躯体工3.基礎材の規定による。 4. 均しコンクリート及びコンクリート 均しコンクリート及びコンクリートの施工については、第12編2－8－9 躯体工4.均しコンクリート及びコンクリートの規定による。 5. 型枠及び支保 型枠及び支保の施工については、第12編2－8－9 躯体工5.型枠及び支保の規定による。 6. 足場 足場の施工については、第12編2－8－9 躯体工7.足場の規定による。 7. 鉄筋 鉄筋の施工については、第12編2－8－9 躯体工6.鉄筋の規定による。 8. モルタル モルタルの施工については、第12編2－8－17 左官工の規定による。 9. 足掛金物 足掛金物の施工については、第12編1－8－3 現場打ちマンホール工6.の規定による。 10. 副管 副管の施工については、第12編1－8－3 現場打ちマンホール工8.の規定による。 11. マンホール上部ブロック マンホールブロックの施工については、第12編1－8－3 現場打ちマンホール工7.の規定及び第12編1－8－4 組立マンホール工3.4.及び5.の規定による。 12. コンクリート防食被覆 コンクリート防食被覆の施工については、第12編2－8－16 防食工の規定による。 12－1－9－5 土留工 土留工の施工については、第12編1-3-7管路土留工、及び1-13-4 土留工、1-13-5ライナープレート式土留工及び土工、1-13-6 鋼製ケーシング式土留工及び土工、1-13-7 地中連続壁工（壁式）、1-13-8 地中連続壁工（柱列式）の規定による。 12－1－9－6 路面覆工 路面覆工の施工については、第12編1-3-9管路路面覆工の規定による。 12－1－9－7 補助地盤改良工 補助地盤改良工の施工については、第3編2－7－9 固結工の規定による。 12－1－9－8 開削水替工 開削水替工の施工については、第12編1－3－11 開削水替工の規定による。 12－1－9－9 地下水位低下工 地下水位低下工の施工については、第12編1－3－12 地下水位低下工の規定による。

福井市土木工事共通仕様書 新旧対照表		(下線部：改定箇所)
改定（令和８年７月版）	現行（令和６年７月版）	
第10節 取付管及びます工 12－１－10－１ 一般事項 本節は、取付管及びます工として管路土工、ます設置工、取付管布設工、管路土留工、開削水替工、その他これらに類する工種について定める。 12－１－10－２ 材 料 １．適応規格 受注者は、使用する材料については、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものでなければならない。 （１）プラスチック製ます JSWAS K-7 （下水道用硬質塩化ビニル製ます） JSWAS K-8 （下水道用ポリプロピレン製ます） （２）コンクリート製ます 設計図書又は標準図に定める （３）コンクリート蓋 JIS A 5506（下水道用マンホール蓋） JIS G 5502（球状黒鉛鋳鉄品） （４）鉄蓋 JIS G 5502（球状黒鉛鋳鉄品） JSWAS G-3 （下水道用鋳鉄製防護蓋） JSWAS G-4 （下水道用鋳鉄製マンホール蓋） ２．品質確認 受注者は、取付管及びます工の施工に使用する材料については、施工前に監督職員に品質証明書を提出し、承諾を得なければならない。 12－１－10－３ 管路土工 管路土工の施工については、第 12 編 １－３－３ 管路土工の規定による。 12－１－10－４ ます設置工 １．設置位置の決定 受注者は、ますの設置位置について、監督職員の承諾を得なければならない。 ２．施工 受注者は、ます設置工の施工について、工事内容・施工条件等を考慮して、これに適合する安全かつ効率的な施工方法について検討の上、施工計画書に明記し監督職員に提出しなければならない。 ３．ます深さの決定 受注者は、ます深さを決定する場合、宅地の奥行き、宅地地盤高などを調査し、福井市が定める排水管内径及び勾配を考慮しなければならない。 12－１－10－５ 取付管布設工 １．取付管の施工 （１）受注者は、取付管布設工の施工については、工事着手前に使用者と十分打ち合わせて位置を選定し、取付管は、雨水及び汚水が停滞しないように、線形、勾配を定めてかつ漏水が生じないよう設置しなければならない。 （２）受注者は、地下埋設物等の都合により設計図書で示す構造をとり難い場合は、監督職員の指示を受けなければならない。 （３）受注者は、本管へ取付け管を接合する場合は、原則として可とう支管を使用するものとする。また、支管の接合部は、接合前に必ず泥土等を除去し、清掃しなければならない。 （４）受注者は、取付管とますとの接続は、取付管の管端を栴の内面に一致させ、突き出してはならない。 なお、接続部は、モルタル、特殊接合剤等で充填、丁寧に仕上げなければならない。 （５）受注者は、取付管の施工について、工事内容・施工条件等を考慮して、これに適合する安全かつ効率的な施工方法について検討の上、施工計画書に明記し監督職員に提出しなければなら	第10節 取付管及びます工 12－１－10－１ 一般事項 本節は、取付管及びます工として管路土工、ます設置工、取付管布設工、管路土留工、開削水替工、その他これらに類する工種について定める。 12－１－10－２ 材 料 １．適応規格 受注者は、使用する材料については、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものでなければならない。 （１）プラスチック製ます JSWAS K-7 （下水道用硬質塩化ビニル製ます） JSWAS K-8 （下水道用ポリプロピレン製ます） （２）コンクリート製ます 設計図書又は標準図に定める （３）コンクリート蓋 JIS A 5506（下水道用マンホール蓋） JIS G 5502（球状黒鉛鋳鉄品） （４）鉄蓋 JIS G 5502（球状黒鉛鋳鉄品） JSWAS G-3 （下水道用鋳鉄製防護蓋） JSWAS G-4 （下水道用鋳鉄製マンホール蓋） ２．品質確認 受注者は、取付管及びます工の施工に使用する材料については、施工前に監督職員に品質証明書を提出し、承諾を得なければならない。 12－１－10－３ 管路土工 管路土工の施工については、第 12 編 １－３－３ 管路土工の規定による。 12－１－10－４ ます設置工 １．設置位置の決定 受注者は、ますの設置位置について、監督職員の承諾を得なければならない。 ２．施工 受注者は、ます設置工の施工について、工事内容・施工条件等を考慮して、これに適合する安全かつ効率的な施工方法について検討の上、施工計画書に明記し監督職員に提出しなければならない。 ３．ます深さの決定 受注者は、ます深さを決定する場合、宅地の奥行き、宅地地盤高などを調査し、福井市が定める排水管内径及び勾配を考慮しなければならない。 12－１－10－５ 取付管布設工 １．取付管の施工 （１）受注者は、取付管布設工の施工については、工事着手前に使用者と十分打ち合わせて位置を選定し、取付管は、雨水及び汚水が停滞しないように、線形、勾配を定めてかつ漏水が生じないよう設置しなければならない。 （２）受注者は、地下埋設物等の都合により設計図書で示す構造をとり難い場合は、監督職員の指示を受けなければならない。 （３）受注者は、本管へ取付け管を接合する場合は、原則として可とう支管を使用するものとする。また、支管の接合部は、接合前に必ず泥土等を除去し、清掃しなければならない。 （４）受注者は、取付管とますとの接続は、取付管の管端を栴の内面に一致させ、突き出してはならない。 なお、接続部は、モルタル、特殊接合剤等で充填、丁寧に仕上げなければならない。 （５）受注者は、取付管の施工について、工事内容・施工条件等を考慮して、これに適合する安全かつ効率的な施工方法について検討の上、施工計画書に明記し監督職員に提出しなければなら	

福井市土木工事共通仕様書 新旧対照表		(下線部：改定箇所)
改定（令和８年７月版）	現行（令和６年７月版）	
い。 ２．取付管（推進）の施工 （１）受注者は、取付管（推進）の施工については、工事内容・施工条件等を考慮して、これに適合する安全かつ効率的な施工方法について検討の上、施工計画書に明記し監督職員に提出しなければならない。 （２）受注者は、取付管（推進）の施工については、第 12 編 1－4－3 小口径推進工の規定による。 12－1－10－6 管路土留工 管路土留工の施工については、第 12 編 1－3－7 管路土留工の規定による。 12－1－10－7 開削水替工 開削水替工の施工については、第 12 編 1－3－11 開削水替工の規定による。 第11節 地盤改良工 12－1－11－1 一般事項 本節は、地盤改良工として固結工の他これらに類する工種について定める。 12－1－11－2 材 料 受注者は、地盤改良工の施工に使用する下水道材料については、施工前に監督職員に品質証明書を提出、承諾を得なければならない。 12－1－11－3 固結工 固結工の施工については、第 3 編 2－7－9 固結工の規定による。 第12節 付帯工 12－1－12－1 一般事項 本節は、付帯工として舗装撤去工、管路土工、舗装復旧工、道路付属物撤去工、道路付属物復旧工その他これらに類する工種について定める。 12－1－12－2 材 料 受注者は、付帯工の施工に使用する材料については、施工前に監督職員に品質証明書を提出、承諾を得なければならない。 12－1－12－3 舗装撤去工 １．一般事項 （１）受注者は、既設舗装を撤去するにあたり、必要に応じてあらかじめ舗装版を切断するなど、他に影響を与えないように処理しなければならない。 （２）受注者は、施工中、既設舗装の撤去によって周辺の舗装や構造物に影響を及ぼす懸念が生じた場合、その処置方法について速やかに監督職員と協議しなければならない。 12－1－12－4 管路土工 管路土工の施工については、第 12 編 1－3－3 管路土工の規定による。 12－1－12－5 舗装復旧工 １．一般事項	い。 ２．取付管（推進）の施工 （１）受注者は、取付管（推進）の施工については、工事内容・施工条件等を考慮して、これに適合する安全かつ効率的な施工方法について検討の上、施工計画書に明記し監督職員に提出しなければならない。 （２）受注者は、取付管（推進）の施工については、第 12 編 1－4－3 小口径推進工の規定による。 12－1－10－6 管路土留工 管路土留工の施工については、第 12 編 1－3－7 管路土留工の規定による。 12－1－10－7 開削水替工 開削水替工の施工については、第 12 編 1－3－11 開削水替工の規定による。 第11節 地盤改良工 12－1－11－1 一般事項 本節は、地盤改良工として固結工の他これらに類する工種について定める。 12－1－11－2 材 料 受注者は、地盤改良工の施工に使用する下水道材料については、施工前に監督職員に品質証明書を提出、承諾を得なければならない。 12－1－11－3 固結工 固結工の施工については、第 3 編 2－7－9 固結工の規定による。 第12節 付帯工 12－1－12－1 一般事項 本節は、付帯工として舗装撤去工、管路土工、舗装復旧工、道路付属物撤去工、道路付属物復旧工その他これらに類する工種について定める。 12－1－12－2 材 料 受注者は、付帯工の施工に使用する材料については、施工前に監督職員に品質証明書を提出、承諾を得なければならない。 12－1－12－3 舗装撤去工 １．一般事項 （１）受注者は、既設舗装を撤去するにあたり、必要に応じてあらかじめ舗装版を切断するなど、他に影響を与えないように処理しなければならない。 （２）受注者は、施工中、既設舗装の撤去によって周辺の舗装や構造物に影響を及ぼす懸念が生じた場合、その処置方法について速やかに監督職員と協議しなければならない。 12－1－12－4 管路土工 管路土工の施工については、第 12 編 1－3－3 管路土工の規定による。 12－1－12－5 舗装復旧工 １．一般事項	

福井市土木工事共通仕様書 新旧対照表		(下線部：改定箇所)
改定（令和８年７月版）	現行（令和６年７月版）	
受注者は、舗装復旧の施工にあたり第３編第２章第６節 一般舗装工の規定による他、以下の規定によらなければならない。 ２．下層、上層路盤 （１）受注者は、路床面を損なわないよう各層の路盤材料を所定の厚さに均一に締固めなければならない。 （２）受注者は、各層の仕上り面が平坦となるよう施工しなければならない。 （３）受注者は、均一な支持力が得られるよう路盤を締固めなければならない。 ３．基層、表層 （１）受注者は、基層工及び表層工の施工にあたり、舗設作業に先立ち、基層又は路盤の表面を損傷しないよう注意し、また入念に清掃しなければならない。 （２）受注者は、路面復旧完了後、速やかに既設の区画線及び道路標示等を原形に復旧しなければならない。 12－１－12－６ 道路付属物撤去工 １．供用中の施設への影響防止 受注者は、道路施設の撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう施工しなければならない。 ２．異常時の処置 受注者は、道路施設の撤去に際して、損傷等の悪影響が生じた場合にその措置について監督職員と協議しなければならない。 ３．道路交通への支障防止 受注者は、道路施設の撤去に際して、道路交通に支障が生じないよう必要な対策を講じなければならない。 ４．切廻し水路の機能維持 受注者は、側溝・街渠・集水桝・マンホールの撤去に際して、切回し水路を設置した場合は、その機能を維持するよう管理しなければならない。 12－１－12－７ 道路付属物復旧工 １．道路付属物復旧工の施工 受注者は、道路付属物復旧工の施工については施工箇所以外の部分に損傷を与えないように行わなければならない。 ２．付属物復旧工 受注者は、付属物復旧工については、時期、箇所、材料、方法等について監督職員より指示を受けるのとし、完了後は速やかに復旧数量等を監督職員に報告しなければならない。 12－１－12－８ 般運搬処理工 １．マニフェスト等 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニュフスト）又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員に提示しなければならない。 ２．殻・発生材等の運搬・処理 受注者は、殻、発生材等の処理を行う場合は、関係法令に基づき適正に処理するものとし、殻運搬処理及び発生材運搬を行う場合は、運搬物が飛散しないように行わなければならない。 第13節 立坑工 12－１－13－１ 一般事項 本節は、立坑工として管路土工、土留工、ライナープレート式土留工及び土工、鋼製ケーシング式土留工及び土工、地中連続壁工（壁式）、地中連続壁工（柱列式）、路面覆工、立坑設備工、埋設物防	受注者は、舗装復旧の施工にあたり第３編第２章第６節 一般舗装工の規定による他、以下の規定によらなければならない。 ２．下層、上層路盤 （１）受注者は、路床面を損なわないよう各層の路盤材料を所定の厚さに均一に締固めなければならない。 （２）受注者は、各層の仕上り面が平坦となるよう施工しなければならない。 （３）受注者は、均一な支持力が得られるよう路盤を締固めなければならない。 ３．基層、表層 （１）受注者は、基層工及び表層工の施工にあたり、舗設作業に先立ち、基層又は路盤の表面を損傷しないよう注意し、また入念に清掃しなければならない。 （２）受注者は、路面復旧完了後、速やかに既設の区画線及び道路標示等を原形に復旧しなければならない。 12－１－12－６ 道路付属物撤去工 １．供用中の施設への影響防止 受注者は、道路施設の撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう施工しなければならない。 ２．異常時の処置 受注者は、道路施設の撤去に際して、損傷等の悪影響が生じた場合にその措置について監督職員と協議しなければならない。 ３．道路交通への支障防止 受注者は、道路施設の撤去に際して、道路交通に支障が生じないよう必要な対策を講じなければならない。 ４．切廻し水路の機能維持 受注者は、側溝・街渠・集水桝・マンホールの撤去に際して、切回し水路を設置した場合は、その機能を維持するよう管理しなければならない。 12－１－12－７ 道路付属物復旧工 １．道路付属物復旧工の施工 受注者は、道路付属物復旧工の施工については施工箇所以外の部分に損傷を与えないように行わなければならない。 ２．付属物復旧工 受注者は、付属物復旧工については、時期、箇所、材料、方法等について監督職員より指示を受けるのとし、完了後は速やかに復旧数量等を監督職員に報告しなければならない。 12－１－12－８ 般運搬処理工 １．マニフェスト等 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニュフスト）又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員に提示しなければならない。 ２．殻・発生材等の運搬・処理 受注者は、殻、発生材等の処理を行う場合は、関係法令に基づき適正に処理するものとし、殻運搬処理及び発生材運搬を行う場合は、運搬物が飛散しないように行わなければならない。 第13節 立坑工 12－１－13－１ 一般事項 本節は、立坑工として管路土工、土留工、ライナープレート式土留工及び土工、鋼製ケーシング式土留工及び土工、地中連続壁工（壁式）、地中連続壁工（柱列式）、路面覆工、立坑設備工、埋設物防	

改定（令和８年７月版）	現行（令和６年７月版）
護工、補助地盤改良工、立坑水替工、地下水低下工その他これらに類する工種について定める。 12－１－13－２ 材 料 受注者は、立坑工の施工に使用する材料については、施工前に監督職員に品質証明書を提出、承諾を得なければならない。 12－１－13－３ 管路土工 管路土工の施工については、第 12 編 １－３－３ 管路土工の規定による。 12－１－13－４ 土留工 １．一般事項 土留工の施工については、第 12 編 １－３－７ 管路土留工の規定によるものの他、以下の規定によらなければならない。 ２．鋼矢板、軽量鋼矢板、H鋼杭 （１）受注者は、土留工の施工において、周囲の状況を考慮し、掘削深さ、土質、地下水位、作用する土圧、上載荷重を十分検討し施工しなければならない。 （２）受注者は、土留工の施工において、振動、騒音を防止するとともに地下埋設物の状況を観察し、また施工中は土留の状況を常に点検監視しなければならない。 （３）受注者は、土留工のH鋼杭、鋼矢板の打込みに先行し、溝掘り及び深針を行い、埋設物の有無を確認しなければならない。 （４）受注者は、H鋼杭、鋼矢板等の打込みにおいて、打込み方法及び使用機械について打込み地点の土質条件、施工条件に応じたものを用いなければならない。 （５）受注者は、H鋼杭、鋼矢板の打込みにおいて、埋設物等に損傷を与えないよう施工しなければならない。なお、鋼矢板の打込みについては、導材を設置するなどして、ぶれ、よじれ、倒れを防止するものとし、また隣接の鋼矢板が共下りしないよう施工しなければならない。 （６）受注者は、鋼矢板の引抜きにおいて、隣接の鋼矢板が共上がりしないよう施工しなければならない。 （７）受注者は、ウォータージェットを用いてH鋼杭、鋼矢板等を施工する場合には、最後の打上りを落錘等で貫入させ落ち着かせなければならない。 （８）受注者は、H鋼杭、鋼矢板等の引抜き跡を沈下など地盤の変状を生じないよう空洞を砂等で充填しなければならない。 （９）受注者は、仮設アンカーの削孔施工については、地下埋設物や周辺家屋等に悪影響を与えないように行わなければならない。 ３．切梁・腹起し （１）受注者は、タイロッド・腹起しあるいは切梁・腹起しの取付けにあたって各部材が一体として働くように締付けを行わなければならない。また、盛替え梁の施工にあたり、矢板の変状に注意し切梁・腹起し等の撤去を行わなければならない。 （２）受注者は、掘削中、腹起し・切梁等に衝撃を与えないように注意し、施工しなければならない。 （３）受注者は、掘削の進捗及びコンクリートの打設に伴う切梁・腹起しの取外し時期については、掘削・コンクリートの打設計画において検討し、施工しなければならない。 ４．横矢板 受注者は、横矢板の施工にあたり、掘削と並行してはめ込み、横矢板と掘削土壁との間に隙間のないようにしなければならない。万一掘り過ぎた場合は、良質な土砂、その他適切な材料を用いて裏込を行うとともに、土留め杭のフランジと土留め板の間にくさびを打ち込んで、隙間のないように固定しなければならない。 ５．安全対策 受注者は、立坑内での作業員の昇降設備や立坑内への資機材の吊り下ろしについては、安全を十分確認したうえで作業を行わなければならない。	護工、補助地盤改良工、立坑水替工、地下水低下工その他これらに類する工種について定める。 12－１－13－２ 材 料 受注者は、立坑工の施工に使用する材料については、施工前に監督職員に品質証明書を提出、承諾を得なければならない。 12－１－13－３ 管路土工 管路土工の施工については、第 12 編 １－３－３ 管路土工の規定による。 12－１－13－４ 土留工 １．一般事項 土留工の施工については、第 12 編 １－３－７ 管路土留工の規定によるものの他、以下の規定によらなければならない。 ２．鋼矢板、軽量鋼矢板、H鋼杭 （１）受注者は、土留工の施工において、周囲の状況を考慮し、掘削深さ、土質、地下水位、作用する土圧、上載荷重を十分検討し施工しなければならない。 （２）受注者は、土留工の施工において、振動、騒音を防止するとともに地下埋設物の状況を観察し、また施工中は土留の状況を常に点検監視しなければならない。 （３）受注者は、土留工のH鋼杭、鋼矢板の打込みに先行し、溝掘り及び深針を行い、埋設物の有無を確認しなければならない。 （４）受注者は、H鋼杭、鋼矢板等の打込みにおいて、打込み方法及び使用機械について打込み地点の土質条件、施工条件に応じたものを用いなければならない。 （５）受注者は、H鋼杭、鋼矢板の打込みにおいて、埋設物等に損傷を与えないよう施工しなければならない。なお、鋼矢板の打込みについては、導材を設置するなどして、ぶれ、よじれ、倒れを防止するものとし、また隣接の鋼矢板が共下りしないよう施工しなければならない。 （６）受注者は、鋼矢板の引抜きにおいて、隣接の鋼矢板が共上がりしないよう施工しなければならない。 （７）受注者は、ウォータージェットを用いてH鋼杭、鋼矢板等を施工する場合には、最後の打上りを落錘等で貫入させ落ち着かせなければならない。 （８）受注者は、H鋼杭、鋼矢板等の引抜き跡を沈下など地盤の変状を生じないよう空洞を砂等で充填しなければならない。 （９）受注者は、仮設アンカーの削孔施工については、地下埋設物や周辺家屋等に悪影響を与えないように行わなければならない。 ３．切梁・腹起し （１）受注者は、タイロッド・腹起しあるいは切梁・腹起しの取付けにあたって各部材が一体として働くように締付けを行わなければならない。また、盛替え梁の施工にあたり、矢板の変状に注意し切梁・腹起し等の撤去を行わなければならない。 （２）受注者は、掘削中、腹起し・切梁等に衝撃を与えないように注意し、施工しなければならない。 （３）受注者は、掘削の進捗及びコンクリートの打設に伴う切梁・腹起しの取外し時期については、掘削・コンクリートの打設計画において検討し、施工しなければならない。 ４．横矢板 受注者は、横矢板の施工にあたり、掘削と並行してはめ込み、横矢板と掘削土壁との間に隙間のないようにしなければならない。万一掘り過ぎた場合は、良質な土砂、その他適切な材料を用いて裏込を行うとともに、土留め杭のフランジと土留め板の間にくさびを打ち込んで、隙間のないように固定しなければならない。 ５．安全対策 受注者は、立坑内での作業員の昇降設備や立坑内への資機材の吊り下ろしについては、安全を十分確認したうえで作業を行わなければならない。

改定（令和８年７月版）	現行（令和６年７月版）
12－１－13－５ ライナープレート式土留工及び土工 １．ライナープレート式土留工及び土工 （１）受注者は、使用するライナープレートについては、地質条件、掘削方式を検討の上、十分に安全なものを選定し、施工計画書に明記し監督職員に提出しなければならない。 （２）受注者は、ライナープレート式土留工の施工において、周囲の状況を考慮し、掘削深さ、土質、地下水位、作用する土圧、載荷重を十分検討し施工しなければならない。 （３）受注者は、ライナープレート式土留工の土留掘削に先行し深針等を行い、埋設物の有無を確認しなければならない。 ２．ガイドコンクリート、ライナープレート掘削土留 （１）受注者は、ライナープレート土留掘削にあたっては先行掘削になるため、地盤が自立しているかを確認し順次掘り下げていかねばならない。又、ライナープレートと地山との空隙を少なくするよう掘削しなければならない。 （２）受注者は、掘削を１リングごとに行い、地山の崩壊を防止するために速やかにライナープレートを設置しなければならない。 （３）受注者は、１リング組立完了後、形状・寸法・水平度・鉛直度等を確認し、ライナープレートを固定するため、頂部をコンクリート及びH鋼等で組んだ井桁による方法で堅固に固定し、移動や変形を防止しなければならない。 （４）受注者は、ライナープレートの組立において、継目が縦方向に通らないよう千鳥状に設置しなければならない。また、土留背面と掘削壁との間にエアーモルタル等で間隙が生じないようグラウト注入し固定しなければならない。 （５）受注者は、補強リングを用いる場合には、補強リングをライナープレートに仮止めしながら継手版を用いて環状に組立て、その後下段のライナープレートを組立てるときに、円周方向のボルトで固定しなければならない。 ３．ライナープレート埋戻し 受注者は、ライナープレート埋戻しの施工については、第 12 編 1－3－3 管路土工の規定による。 ４．ライナープレート支保 受注者は、小判型ライナープレート土留の立坑等の施工において、支保材を正規の位置に取り付けるまでの間、直線部には仮梁を設置しなければならない。 ５．ライナープレート存置 受注者は、ライナープレート埋戻しにおいて、ライナープレートは存置を原則とする。ただし、立坑上部については、取り外すこととし、その設置・方法について監督職員と協議しなければならない。 ６．安全対策 受注者は、立坑内での作業員の昇降設備や立坑内への資機材の吊り下ろしについては、安全を十分確保したうえで作業を行わなければならない。 12－１－13－６ 鋼製ケーシング式土留工及び土工 １．鋼製ケーシング式土留工 （１）受注者は、使用する鋼製ケーシング式土留工の施工については、周囲の状況、掘削深さ、土質、地下水位等を十分検討し、適合する安全かつ効率的な施工方法を検討の上、施工計画書に明記し監督職員に提出しなければならない。 （２）受注者は、鋼製ケーシング式土留工の施工において、周囲の状況を考慮し、掘削深さ、土質、地下水位、作用する土圧、上載荷重を十分検討し施工しなければならない。 （３）受注者は、鋼製ケーシング式土留工の土留掘削に先行し、溝掘り及び深針等を行い、埋設物の有無を確認しなければならない。 （４）受注者は、鋼製ケーシング式土留工掘削において、地下水や土砂が底盤部から湧出しのないようケーシング内の地下水位の位置に十分注意し、施工しなければならない。また、確実にケーシング内の土砂を取り除かなければならない。	12－１－13－５ ライナープレート式土留工及び土工 １．ライナープレート式土留工及び土工 （１）受注者は、使用するライナープレートについては、地質条件、掘削方式を検討の上、十分に安全なものを選定し、施工計画書に明記し監督職員に提出しなければならない。 （２）受注者は、ライナープレート式土留工の施工において、周囲の状況を考慮し、掘削深さ、土質、地下水位、作用する土圧、載荷重を十分検討し施工しなければならない。 （３）受注者は、ライナープレート式土留工の土留掘削に先行し深針等を行い、埋設物の有無を確認しなければならない。 ２．ガイドコンクリート、ライナープレート掘削土留 （１）受注者は、ライナープレート土留掘削にあたっては先行掘削になるため、地盤が自立しているかを確認し順次掘り下げていかねばならない。又、ライナープレートと地山との空隙を少なくするよう掘削しなければならない。 （２）受注者は、掘削を１リングごとに行い、地山の崩壊を防止するために速やかにライナープレートを設置しなければならない。 （３）受注者は、１リング組立完了後、形状・寸法・水平度・鉛直度等を確認し、ライナープレートを固定するため、頂部をコンクリート及びH鋼等で組んだ井桁による方法で堅固に固定し、移動や変形を防止しなければならない。 （４）受注者は、ライナープレートの組立において、継目が縦方向に通らないよう千鳥状に設置しなければならない。また、土留背面と掘削壁との間にエアーモルタル等で間隙が生じないようグラウト注入し固定しなければならない。 （５）受注者は、補強リングを用いる場合には、補強リングをライナープレートに仮止めしながら継手版を用いて環状に組立て、その後下段のライナープレートを組立てるときに、円周方向のボルトで固定しなければならない。 ３．ライナープレート埋戻し 受注者は、ライナープレート埋戻しの施工については、第 12 編 1－3－3 管路土工の規定による。 ４．ライナープレート支保 受注者は、小判型ライナープレート土留の立坑等の施工において、支保材を正規の位置に取り付けるまでの間、直線部には仮梁を設置しなければならない。 ５．ライナープレート存置 受注者は、ライナープレート埋戻しにおいて、ライナープレートは存置を原則とする。ただし、立坑上部については、取り外すこととし、その設置・方法について監督職員と協議しなければならない。 ６．安全対策 受注者は、立坑内での作業員の昇降設備や立坑内への資機材の吊り下ろしについては、安全を十分確保したうえで作業を行わなければならない。 12－１－13－６ 鋼製ケーシング式土留工及び土工 １．鋼製ケーシング式土留工 （１）受注者は、使用する鋼製ケーシング式土留工の施工については、周囲の状況、掘削深さ、土質、地下水位等を十分検討し、適合する安全かつ効率的な施工方法を検討の上、施工計画書に明記し監督職員に提出しなければならない。 （２）受注者は、鋼製ケーシング式土留工の施工において、周囲の状況を考慮し、掘削深さ、土質、地下水位、作用する土圧、上載荷重を十分検討し施工しなければならない。 （３）受注者は、鋼製ケーシング式土留工の土留掘削に先行し、溝掘り及び深針等を行い、埋設物の有無を確認しなければならない。 （４）受注者は、鋼製ケーシング式土留工掘削において、地下水や土砂が底盤部から湧出しのないようケーシング内の地下水位の位置に十分注意し、施工しなければならない。また、確実にケーシング内の土砂を取り除かなければなければならない。

改定（令和8年7月版）	現行（令和6年7月版）
（5）受注者は、底盤コンクリートの打設は、コンクリートが分離をおこさないように丁寧な施工を行わなければならない。 2. 安全対策 受注者は、立坑内での作業員の昇降設備や立坑内への資機材の吊り下ろしについては、安全を十分確保したうえで作業を行わなければならない。 12－1－13－7 地中連続壁工（壁式） 1. 一般事項 受注者は、地盤条件、施工条件に適した工法、資機材を用いて、十分な作業スペースを確保して、施工を行わなければならない。 2. 作業床、軌条 受注者は、作業床及び軌条の施工にあたっては、路盤状況によっては碎石路盤を設けるなど、作業床及び軌条を堅固なものとしなければならない。 3. ガイドウォール 受注者は、ガイドウォールの設置に際して、表層地盤の状況、地下水位、上載荷重、隣接構造物との関係を考慮して、形状・寸法等を決定し、所定の位置に精度よく設置しなければならない。 4. 連続掘削 受注者は、連壁掘削を施工するに際して、土質に適した掘削速度で掘削しなければならない。また、掘削底面は平坦となるようにしなければならない。 5. 連続鉄筋 （1）受注者は、連続鉄筋の組立てに際して、運搬、建て込み時に変形が生じないようにしながら所定位置に正確に精度よく設置しなければならない。 （2）受注者は、連続鉄筋を深さ方向に分割して施工する場合に、建て込み時の接続精度が確保できるように、各鉄筋かごの製作精度を保たなければならない。 6. 連壁継手 受注者は、後行エレメントの鉄筋かごの建て込み前に、先行エレメントの連壁継手部に付着している泥土や残存している充填碎石を取り除く等エレメント間の止水性の向上を図らなければならない。 7. 連壁コンクリート （1）受注者は、連壁コンクリートの打設に際して、鉄筋かごの浮き上がりのないように施工しなければならない。 （2）打設天端付近では、コンクリートの劣化が生ずるため、受注者は、50 cm以上の余盛りを行う等その対応をしなければならない。 8. プラント・機械組立解体 安定液のプラント組立・解体に際して、プラントの移動が困難であることを考慮して、受注者は、動線計画も考慮した位置にプラントの設置を行わなければならない。 9. アンカー 受注者は、仮設アンカーの削孔施工にあたり、地下埋設物や周辺家屋等に影響を与えないように行わなければならない。 10. 切梁・腹起し 受注者は、切梁・腹起しの取付けにあたり、各部材が一体として働くように締付けを行わなければならない。 11. 殻運搬処理 受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように行わなければならない。 12. 廃液処理、泥土処理 受注者は、廃液及び泥土処分する場合、関係法令等に従い処分しなければならない。 13. コンクリート構造物取壊し 受注者は、構造物の取壊しにあたり、振動、騒音、粉塵、濁水等により、第三者に被害を及ぼさないよう施工しなければならない。	（5）受注者は、底盤コンクリートの打設は、コンクリートが分離をおこさないように丁寧な施工を行わなければならない。 2. 安全対策 受注者は、立坑内での作業員の昇降設備や立坑内への資機材の吊り下ろしについては、安全を十分確保したうえで作業を行わなければならない。 12－1－13－7 地中連続壁工（壁式） 1. 一般事項 受注者は、地盤条件、施工条件に適した工法、資機材を用いて、十分な作業スペースを確保して、施工を行わなければならない。 2. 作業床、軌条 受注者は、作業床及び軌条の施工にあたっては、路盤状況によっては碎石路盤を設けるなど、作業床及び軌条を堅固なものとしなければならない。 3. ガイドウォール 受注者は、ガイドウォールの設置に際して、表層地盤の状況、地下水位、上載荷重、隣接構造物との関係を考慮して、形状・寸法等を決定し、所定の位置に精度よく設置しなければならない。 4. 連続掘削 受注者は、連壁掘削を施工するに際して、土質に適した掘削速度で掘削しなければならない。また、掘削底面は平坦となるようにしなければならない。 5. 連続鉄筋 （1）受注者は、連続鉄筋の組立てに際して、運搬、建て込み時に変形が生じないようにしながら所定位置に正確に精度よく設置しなければならない。 （2）受注者は、連続鉄筋を深さ方向に分割して施工する場合に、建て込み時の接続精度が確保できるように、各鉄筋かごの製作精度を保たなければならない。 6. 連壁継手 受注者は、後行エレメントの鉄筋かごの建て込み前に、先行エレメントの連壁継手部に付着している泥土や残存している充填碎石を取り除く等エレメント間の止水性の向上を図らなければならない。 7. 連壁コンクリート （1）受注者は、連壁コンクリートの打設に際して、鉄筋かごの浮き上がりのないように施工しなければならない。 （2）打設天端付近では、コンクリートの劣化が生ずるため、受注者は、50 cm以上の余盛りを行う等その対応をしなければならない。 8. プラント・機械組立解体 安定液のプラント組立・解体に際して、プラントの移動が困難であることを考慮して、受注者は、動線計画も考慮した位置にプラントの設置を行わなければならない。 9. アンカー 受注者は、仮設アンカーの削孔施工にあたり、地下埋設物や周辺家屋等に影響を与えないように行わなければならない。 10. 切梁・腹起し 受注者は、切梁・腹起しの取付けにあたり、各部材が一体として働くように締付けを行わなければならない。 11. 殻運搬処理 受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように行わなければならない。 12. 廃液処理、泥土処理 受注者は、廃液及び泥土処分する場合、関係法令等に従い処分しなければならない。 13. コンクリート構造物取壊し 受注者は、構造物の取壊しにあたり、振動、騒音、粉塵、濁水等により、第三者に被害を及ぼさないよう施工しなければならない。

福井市土木工事共通仕様書 新旧対照表		(下線部：改定箇所)
改定（令和８年７月版）	現行（令和６年７月版）	
12－１－13－８ 地中連続壁工（柱列式） １．一般事項 受注者は、地盤条件、施工条件に適した工法、資機材を用いて、十分な作業スペースを確保して、施工を行わなければならない。 ２．作業床 受注者は、作業床の施工にあたっては、路盤状況によっては碎石路盤を設けるなど、作業床を堅固なものとしなければならない。 ３．ガイドトレンチ 受注者は、ガイドトレンチの設置に際して、表層地盤の状況、地下水位、上載荷重、隣接構造物との関係を考慮して、形状・寸法等を決定し、所定の位置に精度よく設置しなければならない。 ４．柱列杭 （１）受注者は、柱列杭の施工に際して、各杭の施工順序、間隔、柱列線及び掘孔精度等に留意し、連続壁の連続性の確保に努めなければならない。 （２）受注者は、オーバーラップ配置の場合に、隣接杭の材零が若く、固化材の強度が平均しているうちに掘孔しなければならない。 （３）受注者は、芯材の建て込みに際して、孔壁を損傷しないようにするとともに、芯材を孔心に対して垂直に建て込まなければならない。 （４）受注者は、芯材の挿入が所定の深度まで自重により行えない場合には、孔曲り、固化材の凝結、余掘り長さ不足、ソイルセメントの攪拌不良等の原因を調査し、適切な処置を講じなければならない。 ５．プラント・機械組立解体 受注者は、安定液のプラント組立・解体に際して、プラントの移動が困難であることを考慮して、動線計画も考慮した位置にプラントの設置を行わなければならない。 ６．アンカー 受注者は、仮設アンカーの削孔施工にあたり、地下埋設物や周辺家屋等に影響を与えないように行わなければならない。 ７．切梁・腹起し 受注者は、切梁・腹起しの取付けにあたり、各部材が一体として働くように締付けを行わなければならない。 ８．殻運搬処理 受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように行わなければならない。 ９．廃液処理、泥土処理 受注者は、廃液及び泥土処分する場合、関係法令等に従い処分しなければならない。 10. コンクリート構造物取壊し 受注者は、構造物の取壊しにあたり、振動、騒音、粉塵、濁水等により、第三者に被害を及ぼさないよう施工しなければならない。 12－１－13－９ 路面覆工 路面覆工の施工については、第 12 編 1 - 3 - 9 管路路面覆工の規定による。 12－１－13－10 立坑設備工 立坑内仮設階段、仮設昇降設備、天井クレーン 受注者は、立坑内には、仮設階段、昇降設備、転落防止用ネット等の安全施設及び必要に応じて天井クレーン等を設置し、また昇降に際しては、墜落制止用器具、セーフティブロック等を使用して転落防止に努めなければならない 12－１－13－11 埋設物防護工 埋設物防護の施工については、第 12 編 1－３－８ 埋設物防護工の規定による。	12－１－13－８ 地中連続壁工（柱列式） １．一般事項 受注者は、地盤条件、施工条件に適した工法、資機材を用いて、十分な作業スペースを確保して、施工を行わなければならない。 ２．作業床 受注者は、作業床の施工にあたっては、路盤状況によっては碎石路盤を設けるなど、作業床を堅固なものとしなければならない。 ３．ガイドトレンチ 受注者は、ガイドトレンチの設置に際して、表層地盤の状況、地下水位、上載荷重、隣接構造物との関係を考慮して、形状・寸法等を決定し、所定の位置に精度よく設置しなければならない。 ４．柱列杭 （１）受注者は、柱列杭の施工に際して、各杭の施工順序、間隔、柱列線及び掘孔精度等に留意し、連続壁の連続性の確保に努めなければならない。 （２）受注者は、オーバーラップ配置の場合に、隣接杭の材零が若く、固化材の強度が平均しているうちに掘孔しなければならない。 （３）受注者は、芯材の建て込みに際して、孔壁を損傷しないようにするとともに、芯材を孔心に対して垂直に建て込まなければならない。 （４）受注者は、芯材の挿入が所定の深度まで自重により行えない場合には、孔曲り、固化材の凝結、余掘り長さ不足、ソイルセメントの攪拌不良等の原因を調査し、適切な処置を講じなければならない。 ５．プラント・機械組立解体 受注者は、安定液のプラント組立・解体に際して、プラントの移動が困難であることを考慮して、動線計画も考慮した位置にプラントの設置を行わなければならない。 ６．アンカー 受注者は、仮設アンカーの削孔施工にあたり、地下埋設物や周辺家屋等に影響を与えないように行わなければならない。 ７．切梁・腹起し 受注者は、切梁・腹起しの取付けにあたり、各部材が一体として働くように締付けを行わなければならない。 ８．殻運搬処理 受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように行わなければならない。 ９．廃液処理、泥土処理 受注者は、廃液及び泥土処分する場合、関係法令等に従い処分しなければならない。 10. コンクリート構造物取壊し 受注者は、構造物の取壊しにあたり、振動、騒音、粉塵、濁水等により、第三者に被害を及ぼさないよう施工しなければならない。 12－１－13－９ 路面覆工 路面覆工の施工については、第 12 編 1 - 3 - 9 管路路面覆工の規定による。 12－１－13－10 立坑設備工 立坑内仮設階段、仮設昇降設備、天井クレーン 受注者は、立坑内には、仮設階段、昇降設備、転落防止用ネット等の安全施設及び必要に応じて天井クレーン等を設置し、また昇降に際しては、墜落制止用器具、セーフティブロック等を使用して転落防止に努めなければならない 12－１－13－11 埋設物防護工 埋設物防護の施工については、第 12 編 1－３－８ 埋設物防護工の規定による。	

改定（令和 8 年 7 月版）	現行（令和 6 年 7 月版）
12－ 1 －13－12 補助地盤改良工 補助地盤改良工の施工については、第 3 編 2－7－9 固結工の規定による。 12－ 1 －13－13 立杭水替工 立杭水替工の施工については、第 12 編 1－3－11 開削水替工の規定による。 12－ 1 －13－14 地下水位低下工 地下水位低下工の施工については、第 12 編 1－3－12 地下水位低下工の規定による。	12－ 1 －13－12 補助地盤改良工 補助地盤改良工の施工については、第 3 編 2－7－9 固結工の規定による。 12－ 1 －13－13 立杭水替工 立杭水替工の施工については、第 12 編 1－3－11 開削水替工の規定による。 12－ 1 －13－14 地下水位低下工 地下水位低下工の施工については、第 12 編 1－3－12 地下水位低下工の規定による。

改定（令和 8 年 7 月版）※この章変更箇所のみ	現行（令和 6 年 7 月版）
第12編 下水道編 第 2 章 処理場・ポンプ場 第 2 節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、第 3 編第 2 章第 2 節 適用すべき諸基準の基準によるものに加えて、下記の基準類による。これにより難い場合は監督職員の承諾を得なければならない。 国土交通省 建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年 9 月） 国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について（平成 14 年 7 月） 建設省 コンクリート中の塩化物総量規制について（昭和 61 年 6 月） 日本緑化センター 公共用緑化樹木等の品質寸法規格基準（案）（平成 21 年 2 月） 日本下水道協会 下水道施工計画・設計指針と解説（2019 年版） 日本下水道協会 小規模下水道施設マネジメント指針と解説（2024 年版） 日本下水道協会 下水道維持管理指針（2025 年版） 日本下水道協会 下水道施設の耐震対策指針と解説（2025 年版） 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（2022 年版） 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（2023 年版） 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針（2012 年版） (公社)日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事（2017 年） （一社）公共建築協会 公共建築工事標準仕様書（令和 7 年版） 日本下水道事業団 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術 マニュアル（平成 5 年 3 月） 厚生労働省 騒音障害防止のためのガイドライン（平成 5 年 4 月） 厚生労働省 土止め先行工法に関するガイドライン（平成 15 年 12 月）	第12編 下水道編 第 2 章 処理場・ポンプ場 第 2 節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、第 3 編第 2 章第 2 節 適用すべき諸基準の基準によるものに加えて、下記の基準類による。これにより難い場合は監督職員の承諾を得なければならない。 国土交通省 建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年 9 月） 国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について（平成 14 年 7 月） 建設省 コンクリート中の塩化物総量規制について（昭和 61 年 6 月） 国土交通省 公共用緑化樹木等の品質寸法規格基準（案）（平成 20 年 12 月） 日本下水道協会 下水道施工計画・設計指針と解説（2019 年版） 日本下水道協会 小規模下水道施設マネジメント指針と解説（2024 年版） 日本下水道協会 下水道維持管理指針（2014 年版） 日本下水道協会 下水道施設の耐震対策指針と解説（2014 年版） 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（2023 年版） 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（2023 年版） 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針（2012 年版） 日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説（平成 13 年 9 月） 日本道路協会 視覚障害者用誘導ブロック設置指針・同解説（昭和 60 年 9 月） (公社)日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事（平成 29 年 8 月） （一社）公共建築協会 公共建築工事標準仕様書（令和元年 6 月） 日本下水道事業団 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術 マニュアル（平成 29 年 12 月） 厚生労働省 騒音障害防止のためのガイドライン（平成 4 年 10 月） 厚生労働省 土止め先行工法に関するガイドライン（平成 15 年 12 月）

改定（令和8年7月版）

現行（令和6年7月版）

第13編 漁港漁場編

漁港漁場関係工事において、水産庁所管の漁港漁場工事（海上に係わる工事）にあつては、「漁港漁場関係工事共通仕様書」水産庁漁港漁場整備部整備課編集の最新版を準用する。

また、上記仕様書の「第1章第2節施工管理」2－4 施工環境監理者、2－9 環境保全事項の規定についても準用する。

ただし、「第1章 総則」については、福井市土木工事共通仕様書の「第1編 共通編 第1章 総則」を適用する。

参照：水産庁HPより「漁港漁場関係工事標準仕様書」
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyosei/supply/sonota/index.html>

第13編 漁港漁場編

漁港漁場関係工事において、水産庁所管の漁港漁場工事（海上に係わる工事）にあつては、「漁港漁場関係工事共通仕様書」水産庁漁港漁場整備部整備課編集の最新版を準用する。

また、上記仕様書の「第1章第2節施工管理」2－4 施工環境監理者、2－9 環境保全事項の規定についても準用する。

ただし、「第1章 総則」については、福井市土木工事共通仕様書の「第1編 共通編 第1章 総則」を適用する。

福井市土木工事共通仕様書 新旧対照表		(下線部：改定箇所)
改定（令和８年７月版）	現行（令和６年７月版）	
第14編 上水道編 第１章 管布設工事 第２節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 日本水道協会 水道工事標準仕様書 日本水道協会 水道施設設計指針・解説 日本水道協会 水道維持管理指針 日本水道協会 水道施設耐震工法指針・解説 日本下水道協会 下水道推進工法の指針と解説 <u>国土交通省</u> 建設工事公衆災害防止対策要綱 福井県 アルカリ骨材反応抑制対策について 建設省 コンクリート中の塩化物総量規制について 建設省 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針 建設省 薬液注入工事に係わる施工管理について 国土交通省 仮締切提設置基準（案） 国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱 土木学会 トンネル標準示方書（開削工法編）同解説 土木学会 トンネル標準示方書（シールド工法編）同解説 土木学会 トンネル標準示方書（山岳工法編）同解説 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編） 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編） 土木学会 コンクリート標準示方書（維持管理編） 土木学会 コンクリート標準示方書（基本原則編） 日本道路協会 道路土工要綱 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 日本道路協会 道路土工－盛土工指針 日本道路協会 道路土工－切土工・斜面安定工指針 日本道路協会 道路土工－軟弱地盤対策工指針 日本道路協会 舗装設計施工指針 日本道路協会 舗装施工便覧 日本道路協会 舗装設計便覧 日本道路協会 舗装再生便覧 日本道路協会 転圧コンクリート舗装技術指針（案） 日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 日本道路協会 舗装構造に関する技術基準・同解説 日本道路協会 視覚障害者用誘導ブロック設置指針・同解説	第14編 上水道編 第１章 管布設工事 第２節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 日本水道協会 水道工事標準仕様書 日本水道協会 水道施設設計指針・解説 日本水道協会 水道維持管理指針 日本水道協会 水道施設耐震工法指針・解説 日本下水道協会 下水道推進工法の指針と解説 <u>建設省</u> 建設工事公衆災害防止対策要綱 福井県 アルカリ骨材反応抑制対策について 建設省 コンクリート中の塩化物総量規制について 建設省 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針 建設省 薬液注入工事に係わる施工管理について 国土交通省 仮締切提設置基準（案） 国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱 土木学会 トンネル標準示方書（開削工法編）同解説 土木学会 トンネル標準示方書（シールド工法編）同解説 土木学会 トンネル標準示方書（山岳工法編）同解説 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編） 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編） 土木学会 コンクリート標準示方書（維持管理編） 土木学会 コンクリート標準示方書（基本原則編） 日本道路協会 道路土工要綱 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 日本道路協会 道路土工－盛土工指針 日本道路協会 道路土工－切土工・斜面安定工指針 日本道路協会 道路土工－軟弱地盤対策工指針 日本道路協会 舗装設計施工指針 日本道路協会 舗装施工便覧 日本道路協会 舗装設計便覧 日本道路協会 舗装再生便覧 日本道路協会 転圧コンクリート舗装技術指針（案） 日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 日本道路協会 舗装構造に関する技術基準・同解説 日本道路協会 視覚障害者用誘導ブロック設置指針・同解説	

改定（令和 8 年 7 月版）	現行（令和 6 年 7 月版）
第14編 上水道編 第3章 機械・電気設備工事 第 3 節 機械・電気設備共通事項 14-3-3-4 衛生管理 水道施設での施工にあたっては、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）その他関係法令を遵守し、衛生管理に十分注意する。 1.細菌検査 水道法第 21 条及び水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）第 16 条に基づいて、次のとおり工事従事者検便を実施し、その結果を監督職員に提出する。 (1) 対象者 稼働中の取水・貯水・導水施設、浄水場、ポンプ場、加圧所等を作業場所として 6 ヶ月以上継続して常駐する工事従事者及び監督職員が指定する者。ただし、工事期間が 6 ヶ月未満の場合は、5 日以上継続して常駐する工事従事者及び監督職員が指定する者。 (2) 検査機関 保健所又は検便検査の資格を有する検査機関 (3) 実施時期 現場作業を開始する直前に第 1 回目を行い、その後は水道法施行規則第 16 条に基づく検査頻度で行う。また、伝染病の発生又は発生のおそれのある場合など、必要に応じて適時行う。 14-3-3-7 承諾図書等 1.承諾図書 製作及び施工に先立ち、設計図書に基づいた製作及び施工のための詳細な仕様を明確にするため、次の資料を作成し、監督職員に提出の上協議すること。 (1) 機器、設備の性能、機能、配置、外形、構造等 (2) 材料の性能、材質、外形、構造等 (3) 配管、配線等の系統、経路等 (4) 各種計算書（容量、数量、強度等） 第5章 機械設備工事標準仕様書 第 2 節 機器の製作・据付 14-5-2-1 材料 (3) JIS にない材料は、下記による。 ア. 電気規格調査会標準規格（JEC） イ. 日本電気工業会規格（JEM） ウ. 日本電線工業会規格（JCS） エ. 日本農林規格（JAS） オ. 日本水道協会規格（JWWA） カ. 日本下水道協会規格（JSWAS） キ. その他 14-5-2-2 機器等の設計製作、加工 (6) 駆動部は、チェーン、V ベルト等による駆動の場合、噛み合いを良好にして、効率の高いものとし、危険防止のカバーを取付ける。なお、屋内のカバーは、外からカバー内が点検できる構造とする。 (9) 各部仕上及び組立は、ていねいに行い必要箇所には分解組立時に便利なよう合せマーク等をつけ	第14編 上水道編 第3章 機械・電気設備工事 第 3 節 機械・電気設備共通事項 14-3-3-4 衛生管理 水道施設での施工にあたっては、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）その他関係法令を遵守し、衛生管理に十分注意する。 1.細菌検査 水道法第 21 条及び水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）第 16 条に基づいて、次のとおり工事従事者検便を実施し、その結果を監督職員に提出する。 (1) 対象者 稼働中の取水・貯水・導水施設、浄水場、ポンプ場、加圧所等を作業場所として 6 ヶ月以上継続して常駐する工事従事者及び監督職員が指定する者。ただし、工事期間が 6 ヶ月未満の場合は、5 日以上継続して常駐する工事従事者及び監督職員が指定する者。 (2) 検査機関 保健所又は検便検査の資格を有する検査機関 (3) 実施時期 現場作業を開始する直前に第 1 回目を行い、その後は 6 ヶ月ごとに行う。また、伝染病の発生又は発生のおそれのある場合など、必要に応じて適時行う。 14-3-3-7 承諾図書等 1.承諾図書 製作及び施工に先立ち、設計図書に基づいた製作及び施工のための詳細な仕様を明確にするため、次の資料を作成し、監督職員に提出の上協議すること。 (1) 機器、設備の性能、機能、配置、外形、構造等 (2) 材料の性能、材質、外形、構造等 (3) 配管、配線等の系統、経路等 (4) 各種計算書、（容量、数量、強度等） 第5章 機械設備工事標準仕様書 第 2 節 機器の製作・据付 14-5-2-1 材料 (3) JIS にない材料は、下記による。 ア. 電気規格調査会標準規格（JEC） イ. 日本電気工業会標準規格（JEM） ウ. 日本電線工業会標準規格（JCS） エ. 日本農林規格（JAS） オ. 日本水道協会規格（JWWA） カ. 日本下水道協会規格（JSWAS） キ. その他 14-5-2-2 機器等の設計製作、加工 (6) 駆動部は、チェーン、V ベルト等による駆動の場合、噛み合い良好にして、効率の高いものとし、危険防止のカバーを取付ける。なお、屋内のカバーは、外からカバー内が点検できる構造とする。 (9) 各部仕上及び組立は、ていねいに行い必要箇所には分解組立時に便なるよう合せマーク等をつけ

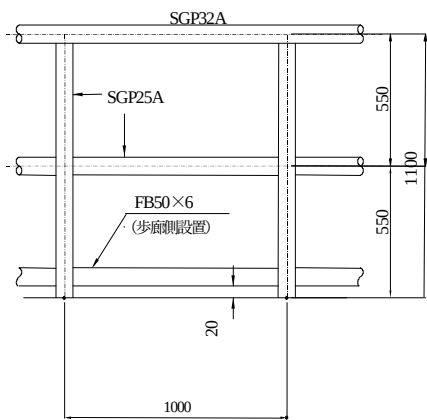
改定（令和8年7月版）

現行（令和6年7月版）

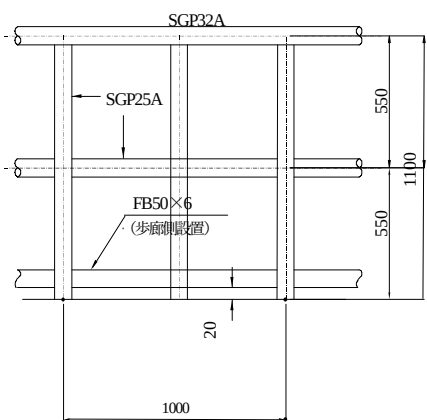
る。
（12）手摺、点検歩廊、階段の標準寸法・材質については次例による。なお、歩廊、階段等には、水抜き穴の施工及び滑止め等の対応を行う。また、既設との接続があるときは、監督職員の指示による。

ア．手摺

a)機械まわり用



b)機械まわり高所(4m以上)用



c) 池まわり用アルミ手摺りは、下水道施設標準図(詳細)土木・建築・建築設備編による。
（備考 1）手摺をコンクリート面に取り付ける場合、原則として、アンカーボルトを躯体の鉄筋に溶接する。なお、やむを得ずコンクリートアンカーを使用する場合は、あと施工アンカーとする。

イ．点検歩廊

- a) 歩廊幅は、原則として 800 mm以上（有効 700 mm以上）とする。
- b) 歩廊床材は縞鋼板（t4.5 mm以上）又は鋼製グレーチングとする。

14-5-2-3 機械基礎及び土木、建築作業

（1）掘削、埋戻し、コンクリート打設等の土木工事は、福井市土木工事共通仕様書及び建築工事は、公共建築工事標準仕様書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）に準じて施工する。水密性及耐久性が求められるコンクリート構造物（POD 定版、地下貯油槽の構造物、屋外基礎等）に使用するコンクリートの水セメント比は、「1-3-3-3 配合」による。

14-5-2-4 据付

（6）機器の据付けにあたっては、鋼板製ウェッジ及び鋼板ライナ等を用いて完全に水平垂直に芯出し調整を行う。なお芯出し記録等は完成図書に綴るものとする。
（7）主要機器等は、特に地震力、動荷重に対して、転倒、横滑り、脱落、破損などを起こさないよう十分な強度を有する基礎ボルトで強固に固定する。なお、地震力算定には、特記されている場合を除き、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説（一般社団法人公共建築協会：令和 3 年度版）」に準ずる。なお、設備機器の設計用標準水平震度（Ks）については「14-4-2-2 耐震対策 表 4-1」による。ただし、下記表の機器及び設備については、各種関係法令を参考とする。

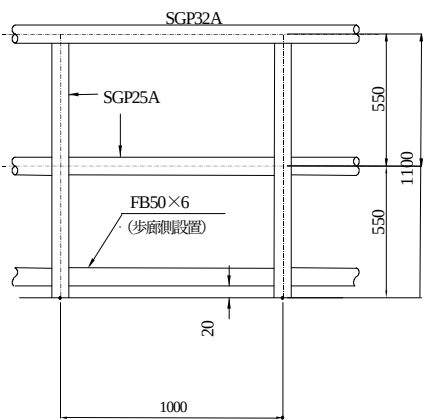
表 5-2 地震力算定時参考とすべき各種法令等

機器及び設備名	関 連 法 令 等	
危険物、屋外タンク等	消防法	危険物の規則に関する技術上の基準の細則を定める告示第 4 条の 20 (<u>令和 7</u> 年 <u>9</u> 月改定)
ガスホルダ等	ガス事業法	ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示第 66 条(平成 <u>29</u> 年 <u>3</u> 月改定)

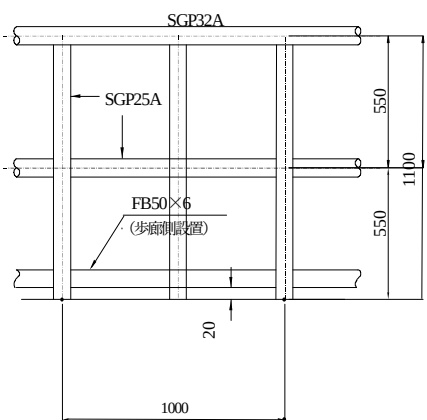
る。
（12）手摺、点検歩廊、階段の標準寸法・材質については次例による。なお、歩廊、階段等には、水抜き穴の施工及び滑止め等の対応を行う。また、既設との接続があるときは、監督職員の指示による。

ア．手摺

a)機械まわり用



b)機械まわり高所(4m以上)用



c) 池まわり用アルミ手摺りは、日本下水道事業団土木施設標準図(詳細)土木・建築・建築設備編による。
（備考 1）手摺をコンクリート面に取り付ける場合、原則として、アンカーボルトを躯体の鉄筋に溶接する。なお、やむを得ずコンクリートアンカーを使用する場合は、あと施工アンカーとする。

イ．点検歩廊

- a) 歩廊幅は、原則として 800 mm以上（有効 700 mm以上）とする。
- b) 歩廊床材は縞鋼板（t4.5 mm以上）又は、~~鋼製~~グレーチングとする。

14-5-2-3 機械基礎及び土木、建築作業

（1）掘削、埋戻し、コンクリート打設等の土木工事は、福井市土木工事共通仕様書及び建築工事は、建築工事標準仕様書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）に準じて施工する。水密性及耐久性が求められるコンクリート構造物（POD 定版、地下貯油槽の構造物、屋外基礎等）に使用するコンクリートの水セメント比は、「1-3-3-3 配合」による。

14-5-2-4 据付

（6）機器の据付けにあたっては、鋼板製ウェッジ及び鋼板ライナ二等を用いて完全に水平垂直に芯出し調整を行う。なお芯出し記録等は完成図書に綴るものとする。
（7）主要機器等は、特に地震力、動荷重に対して、転倒、横滑り、脱落、破損などを起こさないよう十分な強度を有する基礎ボルトで強固に固定する。なお、地震力算定には、特記されている場合を除き、「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（建設大臣官房官庁営繕部監修：平成 8 年度版）」に準ずる。なお、設備機器の設計用標準水平震度（Ks）については「14-4-2-2 耐震対策 表 4-1」による。ただし、下記表の機器及び設備については、各種関係法令を参考とする。

表 5-2 地震力算定時参考とすべき各種法令等

機器及び設備名	関 連 法 令 等	
危険物、屋外タンク等	消防法	危険物の規則に関する技術上の基準の細則を定める告示第 4 条の 20 (<u>平成 25</u> 年 <u>4</u> 月改定)
ガスホルダ等	ガス事業法	ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示第 66 条(平成 <u>9</u> 年 <u>2</u> 月改定)

改定（令和 8 年 7 月版）				現行（令和 6 年 7 月版）			
	煙突等	建築基準法	建設省告示第 1449 号(平成 19 年)		煙突等	建築基準法	建設省告示第 1449 号(平成 12 年)
	高压ガス設備等	高压ガス取締法	国土交通省告示第 474 号 (平成 14 年 5 月改定)		高压ガス設備等	高压ガス取締法	通商産業省告示第 474 号 (昭和 61 年 12 月改定)
14-5-3-2 伸縮継手及び防振継手				14-5-3-2 伸縮継手及び防振継手			
1.鋼管用伸縮管継手				1.鋼管用伸縮管継手			
（使用例：大口径ポンプ、屋外配管等）				（使用例：大口径ポンプ、屋外配管等）			
（1）ベローズ型は JIS <u>B</u> 2352（ベローズ形伸縮管継手）に規定するフランジ形で、ベローズ及び接液部は JIS <u>G</u> 4305（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）による SUS304L 又は SUS316L とする。				（1）ベローズ型は JIS <u>G</u> 2352（ベローズ形伸縮管継手）に規定するフランジ形で、ベローズ及び接液部は JIS <u>B</u> 4305（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）による SUS304L 又は SUS316L とする。			
（2）スリーブ形は <u>SHASE</u> -S003（スリーブ形伸縮管継手）に規定するフランジ形で、管の伸縮に対して漏れがなく作動確実なものとする。				（2）スリーブ形は <u>空気調和・衛生工学会規格 HAS</u> S003（スリーブ形伸縮管継手）に規定するフランジ形で、管の伸縮に対して漏れがなく作動確実なものとする。			
14-5-3-6 配管施工上の注意事項				14-5-3-6 配管施工上の注意事項			
4.配管の支持方法				4.配管の支持方法			
配管支持は、配管と支持構造物とが剛体となる支持構造とし、特に重量のある弁類は、その重量を単独で支持するものとする。また、溝形鋼に取付 U ボルト等の支持金物には、ゆるみ防止用のテーパワッシャで堅固に固定するものとする。支持架台をステンレス製にした場合は、U ボルト・ナットもステンレス製とする。				配管支持は、配管と支持構造物とが剛体となる支持構造とし、特に重量のある弁類は、その重量を単独で支持するものとする。また、溝形鋼に取付 U ボルト等の支持金物には、ゆるみ防止用のテーパワッシャで堅固に固定するものとする。支持架台をステンレス製にした場合は、U ボルト・ナットもステンレス製とする。			
（1）直管部分の支持箇所は、原則として定尺 1 本につき 2 ヶ所とし、支持スパンは 3m 以内とする。				（1）直管部分の支持箇所は、原則として定尺 1 本につき 2 ヶ所とし、支持スパンは 3m 以内とする。			
（2）底板より支持するタイプのアンカーはあと施工アンカーで固定することができる。ただし、衝撃力等がかかるおそれのある箇所は躯体の鉄筋に結束又はアーク溶接とする。門形、L 形又は、スタンション形の支持部材は、原則として、日本下水道事業団「機械設備工事 <u>必携工事管理記録（本編）</u> 」の標準サポートに準拠するものとする。				（2）底板より支持するタイプのアンカーはあと施工アンカーで固定することができる。ただし、衝撃力等がかかるおそれのある箇所は躯体の鉄筋に結束又はアーク溶接とする。門形、L 形又は、スタンション形の支持部材は、原則として、日本下水道事業団「機械設備工事 <u>施工指針</u> 」の標準サポートに準拠するものとする。			
（3）ブラケットタイプのアンカーは、あと施工アンカーを使用して固定することができる。ただし、衝撃力等がかかるおそれのある箇所は、躯体の鉄筋に結束又はアーク溶接とする。ブラケット形の支持部材は、原則として、日本下水道事業団「機械設備工事 <u>必携工事管理記録（本編）</u> 」の標準サポートに準拠するものとする。				（3）ブラケットタイプのアンカーは、あと施工アンカーを使用して固定することができる。ただし、衝撃力等がかかるおそれのある箇所は、躯体の鉄筋に結束又はアーク溶接とする。ブラケット形の支持部材は、原則として、日本下水道事業団「機械設備工事 <u>設計指針</u> 」の標準サポートに準拠するものとする。			
（4）天井部分等からの吊りタイプの配管支持				（4）天井部分等からの吊りタイプの配管支持			
ア．水処理機能に直接的に関係する配管(浄水、処理水、汚泥等)に対しては、吊りタイプの配管支持は原則として行わない。				ア．水処理機能に直接的に関係する配管(浄水、処理水、汚泥等)に対しては、吊りタイプの配管支持は原則として行わない。			
イ．水処理機能に間接的に関係する配管(空気管等)に対しては、重量及び振動について十分余裕有る支持力を見込むあと施工アンカーで固定することが出来る。ただし、アンカーは極力壁・梁等を利用し剪断方向で用い、引抜き方向とならないよう施工する。また梁へのアンカー打設は主筋等を傷めないよう十分留意する。				イ．水処理機能に間接的に関係する配管(空気管等)に対しては、重量及び振動について十分余裕有る支持力を見込むあと施工アンカーで固定することが出来る。ただし、アンカーは極力壁・梁等を利用し剪断方向で用い、引抜き方向とならないよう施工する。また梁へのアンカー打設は主筋等を傷めないよう十分留意する。			
（5）アンカーを軽量コンクリートに打込んでではない。				（5）アンカーを軽量コンクリートに打込んでではない。			
（6）曲管部分の支持箇所は、1 本につき 1 箇所以上とし、アンカーは躯体の鉄筋に結束又はアーク溶接する。				（6）曲管部分の支持箇所は、1 本につき 1 箇所以上とし、アンカーは躯体の鉄筋に結束又はアーク溶接する。			
5.可とう伸縮継手等				5.可とう継手等			
（1）配管が構造物を貫通し地中等に埋設されるなど支持構造物が異なるときは、可とう管を挿入する。なお、地中埋設管に使用する可とう管は、土圧を十分に考慮したものを使用する。				（1）配管が構造物を貫通し地中等に埋設されるなど支持構造物が異なるときは、可とう管を挿入する。なお、地中埋設管に使用する可とう管は、土圧を十分に考慮したものを使用する。			
（2）構造物と構造物の接続部(コンクリート構造物の継目部分等)の配管で鋳鉄管、鋼管のときは、可とう管を挿入する。				（2）構造物と構造物の接続部(コンクリート構造物の継目部分等)の配管で鋳鉄管、鋼管のときは、可とう管を挿入する。			
（3）温度変化による伸縮のある所には、伸縮可能な継手類を挿入する。				（3）温度変化による伸縮のある所には、伸縮可能な継手類を挿入する。			
（4）可とう管及び曲管の前後は、原則として定尺管とし、可とう管及び曲管前後の直近に配管支持を設ける。				（4）可とう管及び曲管の前後は、原則として定尺管とし、可とう管及び曲管前後の直近に配管支持を設ける。			

改定（令和8年7月版）	現行（令和6年7月版）																																																																																				
第7章 電気設備工事標準仕様書 第2節 機器 14-7-2-5 建築電気設備機器 電気設備工事に含まれる建築電気設備に使用する諸機器は、下記仕様書、標準図並びに諸法規に適合したものでなければならない。 (1) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」 「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」 (2) 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）」 第3節 材料 14-7-3-7 マンホール・ハンドホールの規格 (2) ブロックマンホール及びブロックハンドホールの設計基準強度は、21N/mm²以上とし、スランプ 18cm以下とする。 14-7-3-11 接地線 (3) C 種接地工事又は D 種接地工事は、表 7-7 による。なお、「表 7-7 C 種及び D 種接地工事の接地線の太さ」に該当しない場合は、1.6 mm以上とする。ただし、低圧避雷器は 5.5 mm²以上とする。 表 7-7 C 種及び D 種接地工事の接地線の太さ <table><tr><th colspan="2">低圧電動機及び金属管等の接地</th><th rowspan="2">その他のものの接地（配線用遮断器等の定格電流）</th><th rowspan="2">接地線の太さ</th></tr><tr><th>200V 級電動機</th><th>400V 級電動機</th></tr><tr><td>2.2kW 以下</td><td>3.7kW 以下</td><td>30A 以下</td><td>1.6 mm²以上</td></tr><tr><td>3.7kW 以下</td><td>7.5kW 以下</td><td>50A 以下</td><td>3.5 mm²以上</td></tr><tr><td>7.5kW 以下</td><td>18.5kW 以下</td><td>100A 以下</td><td>5.5 mm²以上</td></tr><tr><td>22kW 以下</td><td>45kW 以下</td><td>150A 以下</td><td>8 mm²以上</td></tr><tr><td>30kW 以下</td><td>55kW 以下</td><td>200A 以下</td><td>14 mm²以上</td></tr><tr><td>37kW 以下</td><td>75kW 以下</td><td>400A 以下</td><td>22 mm²以上</td></tr><tr><td rowspan="6">—</td><td rowspan="6">—</td><td>500A 以下</td><td>38 mm²以上</td></tr><tr><td>600A 以下</td><td>38 mm²以上</td></tr><tr><td>700A 以下</td><td>38 mm²以上</td></tr><tr><td>800A 以下</td><td>60 mm²以上</td></tr><tr><td>1000A 以下</td><td>60 mm²以上</td></tr><tr><td>1600A 以下</td><td>100 mm²以上</td></tr></table> （備考 1）電動機の定格出力が上表を超過するときは、配線用遮断器等の定格電流に基づいて接地線の太さを選定する。 第4節 施工 14-7-4-3 自家発電設備機器の据付 6.主燃料槽 (1) 「危険物の規制に関する政令」及び同規則の定めるところにより施工すること。 (2) 通気管の屋外配管の先端には、引火防止網付通気口を設け、地上 4m以上の高さとし、窓、出入口等	低圧電動機及び金属管等の接地		その他のものの接地（配線用遮断器等の定格電流）	接地線の太さ	200V 級電動機	400V 級電動機	2.2kW 以下	3.7kW 以下	30A 以下	1.6 mm ² 以上	3.7kW 以下	7.5kW 以下	50A 以下	3.5 mm ² 以上	7.5kW 以下	18.5kW 以下	100A 以下	5.5 mm ² 以上	22kW 以下	45kW 以下	150A 以下	8 mm ² 以上	30kW 以下	55kW 以下	200A 以下	14 mm ² 以上	37kW 以下	75kW 以下	400A 以下	22 mm ² 以上	—	—	500A 以下	38 mm ² 以上	600A 以下	38 mm ² 以上	700A 以下	38 mm ² 以上	800A 以下	60 mm ² 以上	1000A 以下	60 mm ² 以上	1600A 以下	100 mm ² 以上	第7章 電気設備工事標準仕様書 第2節 機器 14-7-2-5 建築電気設備機器 電気設備工事に含まれる建築電気設備に使用する諸機器は、下記仕様書、標準図並びに諸法規に適合したものでなければならない。 (1) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」 「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」 (2) 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 「公共建築工事標準図（電気設備工事編）」 第3節 材料 14-7-3-7 マンホール・ハンドホールの規格 (2) ブロックマンホール及びブロックハンドホールの設計基準強度は、21N/mm²以上とし、スランプ 8cm以下とする。 14-7-3-11 接地線 (3) C 種接地工事又は D 種接地工事は、表 7-7 による。なお、「表 7-7 C 種及び D 種接地工事の接地線の太さ」に該当しない場合は、1.6 mm以上とする。ただし、低圧避雷器は 5.5 mm²以上とする。 表 7-7 C 種及び D 種接地工事の接地線の太さ <table><tr><th colspan="2">低圧電動機及び金属管等の接地</th><th rowspan="2">その他のものの接地（配線用遮断器等の定格電流）</th><th rowspan="2">接地線の太さ</th></tr><tr><th>200V 級電動機</th><th>400V 級電動機</th></tr><tr><td>2.2kW 以下</td><td>3.7kW 以下</td><td>30A 以下</td><td>1.6 mm²以上</td></tr><tr><td>3.7kW 以下</td><td>7.5kW 以下</td><td>50A 以下</td><td>2.0 mm²以上</td></tr><tr><td>7.5kW 以下</td><td>18.5kW 以下</td><td>100A 以下</td><td>5.5 mm²以上</td></tr><tr><td>22kW 以下</td><td>45kW 以下</td><td>150A 以下</td><td>8 mm²以上</td></tr><tr><td>30kW 以下</td><td>55kW 以下</td><td>200A 以下</td><td>14 mm²以上</td></tr><tr><td>37kW 以下</td><td>75kW 以下</td><td>400A 以下</td><td>22 mm²以上</td></tr><tr><td rowspan="4">—</td><td rowspan="4">—</td><td>600A 以下</td><td>38 mm²以上</td></tr><tr><td>1000A 以下</td><td>60 mm²以上</td></tr><tr><td>1200A 以下</td><td>100 mm²以上</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> （備考 1）電動機の定格出力が上表を超過するときは、配線用遮断器等の定格電流に基づいて接地線の太さを選定する。 第4節 施工 14-7-4-3 自家発電設備機器の据付 6.主燃料槽 (1) 「危険物の規制に関する政令」及び同規則の定めるところにより施工すること。 (2) 通気管の屋外配管の先端には、引火防止網付通気口を設け、地上 4m以上の高さとし、窓、出入口等	低圧電動機及び金属管等の接地		その他のものの接地（配線用遮断器等の定格電流）	接地線の太さ	200V 級電動機	400V 級電動機	2.2kW 以下	3.7kW 以下	30A 以下	1.6 mm ² 以上	3.7kW 以下	7.5kW 以下	50A 以下	2.0 mm ² 以上	7.5kW 以下	18.5kW 以下	100A 以下	5.5 mm ² 以上	22kW 以下	45kW 以下	150A 以下	8 mm ² 以上	30kW 以下	55kW 以下	200A 以下	14 mm ² 以上	37kW 以下	75kW 以下	400A 以下	22 mm ² 以上	—	—	600A 以下	38 mm ² 以上	1000A 以下	60 mm ² 以上	1200A 以下	100 mm ² 以上		
低圧電動機及び金属管等の接地		その他のものの接地（配線用遮断器等の定格電流）			接地線の太さ																																																																																
200V 級電動機	400V 級電動機																																																																																				
2.2kW 以下	3.7kW 以下	30A 以下	1.6 mm ² 以上																																																																																		
3.7kW 以下	7.5kW 以下	50A 以下	3.5 mm ² 以上																																																																																		
7.5kW 以下	18.5kW 以下	100A 以下	5.5 mm ² 以上																																																																																		
22kW 以下	45kW 以下	150A 以下	8 mm ² 以上																																																																																		
30kW 以下	55kW 以下	200A 以下	14 mm ² 以上																																																																																		
37kW 以下	75kW 以下	400A 以下	22 mm ² 以上																																																																																		
—	—	500A 以下	38 mm ² 以上																																																																																		
		600A 以下	38 mm ² 以上																																																																																		
		700A 以下	38 mm ² 以上																																																																																		
		800A 以下	60 mm ² 以上																																																																																		
		1000A 以下	60 mm ² 以上																																																																																		
		1600A 以下	100 mm ² 以上																																																																																		
低圧電動機及び金属管等の接地		その他のものの接地（配線用遮断器等の定格電流）	接地線の太さ																																																																																		
200V 級電動機	400V 級電動機																																																																																				
2.2kW 以下	3.7kW 以下	30A 以下	1.6 mm ² 以上																																																																																		
3.7kW 以下	7.5kW 以下	50A 以下	2.0 mm ² 以上																																																																																		
7.5kW 以下	18.5kW 以下	100A 以下	5.5 mm ² 以上																																																																																		
22kW 以下	45kW 以下	150A 以下	8 mm ² 以上																																																																																		
30kW 以下	55kW 以下	200A 以下	14 mm ² 以上																																																																																		
37kW 以下	75kW 以下	400A 以下	22 mm ² 以上																																																																																		
—	—	600A 以下	38 mm ² 以上																																																																																		
		1000A 以下	60 mm ² 以上																																																																																		
		1200A 以下	100 mm ² 以上																																																																																		

改定（令和8年7月版）	現行（令和6年7月版）																										
の開口部から 1m以上隔離すること。なお、指定数量未満の場合は、地上 2m以上とする。	の開口部から 1m以上隔離すること。なお、指定数量未満 <u>定数量</u> の場合は、地上 2m以上とする。																										
14-7-4-4 自家発電設備用配管																											
1.共通事項																											
（14）管の曲がり部分及び分岐箇所では、支持固定すること。また、伸縮管継手を備えた配管には、その伸縮の起点として有効な箇所に支持固定すること。なお、最大支持間隔は、「表 7-9 管の最大支持間隔」のとおりとする。																											
表 7-9 管の最大支持間隔（単位：m）																											
<table><tr><td colspan="3">呼び径（A）</td><td>20 以下</td><td>25 以^上 40 以下</td><td><u>50 以下</u></td><td><u>65 以上</u></td></tr><tr><td rowspan="4">間隔（m）</td><td rowspan="2">横走管</td><td>鋼管</td><td><u>1.8</u></td><td>2.0</td><td><u>3.0</u></td><td><u>3.0</u></td></tr><tr><td>銅管</td><td>1.0</td><td><u>1.5</u></td><td><u>2.0</u></td><td><u>2.5</u></td></tr><tr><td rowspan="2">立て管</td><td>鋼管</td><td colspan="4" rowspan="2">3.0</td></tr><tr><td>銅管</td></tr></table>		呼び径（A）			20 以下	25 以 ^上 40 以下	<u>50 以下</u>	<u>65 以上</u>	間隔（m）	横走管	鋼管	<u>1.8</u>	2.0	<u>3.0</u>	<u>3.0</u>	銅管	1.0	<u>1.5</u>	<u>2.0</u>	<u>2.5</u>	立て管	鋼管	3.0				銅管
呼び径（A）			20 以下	25 以 ^上 40 以下	<u>50 以下</u>	<u>65 以上</u>																					
間隔（m）	横走管	鋼管	<u>1.8</u>	2.0	<u>3.0</u>	<u>3.0</u>																					
		銅管	1.0	<u>1.5</u>	<u>2.0</u>	<u>2.5</u>																					
	立て管	鋼管	3.0																								
		銅管																									
2.燃料油配管																											
（4）金属製フレキシブルジョイントの全長は「表 7-11 燃料油配管のフレキシブルジョイントの長さ」によるが、原動機への接続用はこの限りでない。																											
表 7-11 燃料油配管のフレキシブルジョイントの長さ（単位 mm）																											
<table><tr><td>呼び径（A）</td><td>20 <u>未満</u></td><td>25 以上 <u>50 未満</u></td><td>50 以上 100 <u>未満</u></td></tr><tr><td>長 さ</td><td>300 以上</td><td>500 以上</td><td>700 以上</td></tr></table>		呼び径（A）	20 <u>未満</u>	25 以上 <u>50 未満</u>	50 以上 100 <u>未満</u>	長 さ	300 以上	500 以上	700 以上																		
呼び径（A）	20 <u>未満</u>	25 以上 <u>50 未満</u>	50 以上 100 <u>未満</u>																								
長 さ	300 以上	500 以上	700 以上																								
（5）地中埋設配管は、「平成 2 年自治省告示第 204 号 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」に規定する塗装を行うほか、下記によること。 ア．塗覆装の方法規格 JIS G 3491 イ．埋設深さは、一般敷地で土被り 0.3m以上、車両通路で土被り 0.6m以上とする。																											
6.排気系統配管																											
（2）排気管（排気ダクトを含む）の断熱材の厚さは 75 mm以上のロックウール(JIS A <u>9504</u>)等を使用し、鉄線で固定し熔融亜鉛めっき鉄板等で巻き上げる。また、伸縮継手部分及びフランジ部分はロックウール等で覆い鉄線で縫い合わせること。																											
14-7-4-5 ケーブル工事																											
1.ケーブル布設																											
（8）管内配線は下記による。 ア．通線する際には、潤滑材として絶縁被覆を <u>破壊する</u> ものを使用してはならない。 イ．通線は、通線直前に管内を清掃し、ケーブル等の被覆を損傷しないように養生しながら行うこと。 ウ．埋設配管の通線時期は、なるべく天井、壁の仕上塗りが乾燥してから行い、汚れないように養生しながら行うこと。																											
（10）ケーブルラック配線は下記による。 ア．ケーブルは、整然と布設し、原則として水平部では <u>3.0</u> m以下、垂直部で <u>1.5</u> m以下の間隔ごとに支持すること。 イ．特定の子げたに重量が集中しないように布設すること。																											

14-7-4-4 自家発電設備用配管																															
1.共通事項																															
（14）管の曲がり部分及び分岐箇所では、支持固定すること。また、伸縮管継手を備えた配管には、その伸縮の起点として有効な箇所に支持固定すること。なお、最大支持間隔は、「表 7-9 管の最大支持間隔」のとおりとする。																															
表 7-9 管の最大支持間隔（単位：m）																															
<table><tr><td colspan="3">呼び径（A）</td><td>20 以下</td><td>25 以下 40 以下</td><td><u>50 以上</u> <u>80 以下</u></td><td><u>100 以下</u></td><td><u>125 以上</u> <u>300 以下</u></td></tr><tr><td rowspan="4">間隔（m）</td><td rowspan="2">横走管</td><td>鋼管</td><td><u>2.0</u></td><td>2.0</td><td><u>2.0</u></td><td><u>2.0</u></td><td><u>3.0</u></td></tr><tr><td>銅管</td><td>1.0</td><td><u>1.0</u></td><td><u>1.0</u></td><td><u>2.0</u></td><td><u>2.5</u></td></tr><tr><td rowspan="2">立て管</td><td>鋼管</td><td colspan="5" rowspan="2">3.0</td></tr><tr><td>銅管</td></tr></table>		呼び径（A）			20 以下	25 以下 40 以下	<u>50 以上</u> <u>80 以下</u>	<u>100 以下</u>	<u>125 以上</u> <u>300 以下</u>	間隔（m）	横走管	鋼管	<u>2.0</u>	2.0	<u>2.0</u>	<u>2.0</u>	<u>3.0</u>	銅管	1.0	<u>1.0</u>	<u>1.0</u>	<u>2.0</u>	<u>2.5</u>	立て管	鋼管	3.0					銅管
呼び径（A）			20 以下	25 以下 40 以下	<u>50 以上</u> <u>80 以下</u>	<u>100 以下</u>	<u>125 以上</u> <u>300 以下</u>																								
間隔（m）	横走管	鋼管	<u>2.0</u>	2.0	<u>2.0</u>	<u>2.0</u>	<u>3.0</u>																								
		銅管	1.0	<u>1.0</u>	<u>1.0</u>	<u>2.0</u>	<u>2.5</u>																								
	立て管	鋼管	3.0																												
		銅管																													
2.燃料油配管																															
（4）金属製フレキシブルジョイントの全長は「表 7-11 燃料油配管のフレキシブルジョイントの長さ」によるが、原動機への接続用はこの限りでない。																															
表 7-11 燃料油配管のフレキシブルジョイントの長さ（単位 mm）																															
<table><tr><td>呼び径（A）</td><td>20 <u>以下</u></td><td>25 以上 <u>40 以下</u></td><td>50 以上 100 <u>以下</u></td></tr><tr><td>長 さ</td><td>300 以上</td><td>500 以上</td><td>700 以上</td></tr></table>		呼び径（A）	20 <u>以下</u>	25 以上 <u>40 以下</u>	50 以上 100 <u>以下</u>	長 さ	300 以上	500 以上	700 以上																						
呼び径（A）	20 <u>以下</u>	25 以上 <u>40 以下</u>	50 以上 100 <u>以下</u>																												
長 さ	300 以上	500 以上	700 以上																												
（5）地中埋設配管は、「平成 2 年自治省告示第 204 号 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」に規定する塗装を行うほか、下記によること。 ア．塗覆装の方法規格 JIS G 3491、 <u>3492</u> イ．埋設深さは、一般敷地で土被り 0.3m以上、車両通路で土被り 0.6m以上とする。																															
6.排気系統配管																															
（2）排気管（排気ダクトを含む）の断熱材の厚さは 75 mm以上のロックウール(JIS A <u>5501</u>)等を使用し、鉄線で固定し熔融亜鉛めっき鉄板等で巻き上げる。また、伸縮継手部分及びフランジ部分はロックウール等で覆い鉄線で縫い合わせること。																															
14-7-4-5 ケーブル工事																															
1.ケーブル布設																															
（8）管内配線は下記による。 ア．通線する際には、潤滑材として絶縁被覆を <u>おかす</u> ものを使用してはならない。 イ．通線は、通線直前に管内を清掃し、ケーブル等の被覆を損傷しないように養生しながら行うこと。 ウ．埋設配管の通線時期は、なるべく天井、壁の仕上塗りが乾燥してから行い、汚れないように養生しながら行うこと。																															
（10）ケーブルラック配線は下記による。 ア．ケーブルは、整然と布設し、原則として水平部では <u>1.5</u> m以下、垂直部で <u>3</u> m以下の間隔ごとに支持すること。 イ．特定の子げたに重量が集中しないように布設すること。																															

改定（令和8年7月版）

ウ．原則として、高圧及び低圧ケーブルを同一ラックに布設してはならない。ただし、やむを得ず同一ラック上に布設する場合は、第3項（3）の規定による。

エ．電力ケーブルの布設は、高圧及び低圧幹線ケーブルについては、一段、低圧動力、計装、制御ケーブルは二段積み以下とすること。

オ．ケーブルラックの幅は、国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修「建築設備設計基準」に基づく計算式により算定し、適切な幅の製品を選定すること。なお、算出結果が1,200 mmを超える場合は分割する。ラック幅を W[mm]、各ケーブルの仕上がり外径を D[mm]とすると、計算式は次の通りである。

a) 電力ケーブル1 段積みの場合

$$W \geq 1.2 \left\{ \sum \left(D + 10 \right) + 60 \right\}$$

b) 通信ケーブル2 段積みの場合

$$W \geq 0.6 \left\{ \sum \left(D + 10 \right) + 60 \right\}$$

3.電路とその他のものとの離隔

（2）低圧ケーブルと弱電流電線を同一金属ダクト、ケーブルラック、ケーブルピットに収納して配線するときは隔壁を設けること。ただし、弱電流電線に C 種接地工事を施した金属製の電氣的遮へい層を有するケーブルを使用する場合はこの限りでない。

14-7-4-6 光ファイバケーブル工事

（12）原則として、光ファイバケーブルの融着接続をしてはならない。ただし、やむを得ない場合は、監督職員の承諾を得て行うことができる。この場合の接続損失は1箇所あたり 1.0dB 以下とする。

（13）光ファイバケーブルの接続はコネクタ接続とし、その接続損失は1箇所あたり 0.75dB 以下とすること。

14-7-4-27 接地線

2.接地分岐線

（3）C 種、D 種接地工事の接地分岐線導体断面積（JEAC 8001「内線規程」より）は、「表 7-20 C 種、D 種接地工事の接地線の太さ」による。

低圧電動機の接地		その他のものの接地 （配電用しゃ断器の 定格電流＝In）	断面積
200V 級 電動機	400V 級 電動機		
3.7kW 以下	7.5kW 以下	50A 以下	3.5 mm ² 以上
7.5kW 以下	18.5kW 以下	100A 以下	5.5 mm ² 以上
22kW 以下	45kW 以下	150A 以下	8 mm ² 以上
	55kW 以下	200A 以下	14 mm ² 以上
37kW 以下	75kW 以下	400A 以下	22 mm ² 以上
		500A 以下	38 mm ² 以上
		600A 以下	38 mm ² 以上
		700A 以下	38 mm ² 以上
		800A 以下	60 mm ² 以上
		1000A 以下	60 mm ² 以上
		1200A 以下	100 mm ² 以上
		1600A 以下	100 mm ² 以上

現行（令和6年7月版）

ウ．原則として、高圧及び低圧ケーブルを同一ラックに布設してはならない。ただし、やむを得ず同一ラック上に布設する場合は、第3項（3）の規定による。

エ．電力ケーブルの布設は、高圧及び低圧幹線ケーブルについては、一段、低圧動力、計装、制御ケーブルは二段積み以下とすること。

オ．ケーブルラックの幅は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築設備設計基準」に基づく計算式により算定し、適切な幅の製品を選定すること。なお、算出結果が1,200 mmを超える場合は分割する。ラック幅を W[mm]、各ケーブルの仕上がり外径を D[mm]とすると、計算式は次の通りである。

a) 電力ケーブル1 段積みの場合

$$W \geq 1.2 \left\{ \sum \left(D + 10 \right) + 60 \right\}$$

b) 通信ケーブル2 段積みの場合

$$W \geq 0.6 \left\{ \sum \left(D + 10 \right) + 60 \right\}$$

3.電路とその他のものとの離隔

（2）低圧ケーブルと弱電流電線を同一金属ダクト、ケーブルラック、ケーブルピットに収納して配線するときは隔壁を設けること。ただし、弱電流電線に D 種接地工事を施した金属製の電氣的遮へい層を有するケーブルを使用する場合はこの限りでない。

14-7-4-6 光ファイバケーブル工事

（12）原則として、光ファイバケーブルの融着接続をしてはならない。ただし、やむを得ない場合は、監督職員の承諾を得て行うことができる。この場合の接続損失は1箇所あたり 0.3dB とする。

（13）光ファイバケーブルの接続はコネクタ接続とし、その接続損失は1箇所あたり 1 dB 以下とすること。

14-7-4-27 接地線

2.接地分岐線

（3）C 種、D 種接地工事の接地分岐線導体断面積（JEAC 8001「内線規程」より）は、「表 7-20 C 種、D 種接地工事の接地線の太さ」による。

低圧電動機の接地		その他のものの接地 （配電用しゃ断器の 定格電流＝In）	断面積
200V 級 電動機	400V 級 電動機		
2.2kW 以下	3.7kW 以下	30A 以下	1.6mm 以上
3.7kW 以下	7.5kW 以下	50A 以下	2.0mm 以上
7.5kW 以下	18.5kW 以下	100A 以下	5.5 mm ² 以上
22kW 以下	45kW 以下	150A 以下	8 mm ² 以上
30kW 以下	55kW 以下	200A 以下	14 mm ² 以上
37kW 以下	75kW 以下	400A 以下	22 mm ² 以上
		500A 以下	38 mm ² 以上
		600A 以下	38 mm ² 以上
		700A 以下	38 mm ² 以上
		800A 以下	60 mm ² 以上
		1000A 以下	60 mm ² 以上
		1200A 以下	100 mm ² 以上
		1600A 以下	100 mm ² 以上

福井市土木工事共通仕様書 新旧対照表					(下線部：改定箇所)						
改定（令和8年7月版）					現行（令和6年7月版）						
14-7-4-32 避雷突針取付 突針の取付けは下記によること。 （1）突針を突針支持金物に取付けるときは、銅ろう付け又は 脱落防止ビス で接合する。					14-7-4-32 避雷突針取付 突針の取付けは下記によること。 （1）突針を突針支持金物に取付けるときは、銅ろう付け又は 黄銅ろう付け で接合する。						
14-7-4-33 避雷設備の布設方法 （6）導線が地中にはいる部分その他導線を保護する必要のある箇所には、ステンレス管（非磁性のものに限って）、合成樹脂管などを使用して地上 2.5m、地下 0. 3 m以上の部分を保護する。					14-7-4-33 避雷設備の布設方法 （6）導線が地中にはいる部分その他導線を保護する必要のある箇所には、ステンレス管（非磁性のものに限って）、合成樹脂管などを使用して地上 2.5m、地下 0. 75 m以上の部分を保護する。						
14-7-4-34 避雷設備のその他の規定 その他本項「14-7-4-31～14-7-4-33」に記載のない事項は、「14-7-4-26～14-7-4-30」及び JIS A 4201「 建築物の雷保護 」によること。					14-7-4-34 避雷設備のその他の規定 その他本項「14-7-4-31～14-7-4-33」に記載のない事項は、「14-7-4-26～14-7-4-30」及び JIS A 4201「 避雷針 」によること。						
14-7-4-35 粉じん危険場所 （1）粉じん危険場所及び粉じんの種類は、図面又は 特記仕様書 によるものとする。 （2）粉じん危険場所の工事は、 独立行政法人労働安全衛生総合 研究所の工場電気設備防爆指針（粉じん防爆）によるものとする。					14-7-4-35 粉じん危険場所 （1）粉じん危険場所及び粉じんの種類は、図面又は 特記仕様書 によるものとする。 （2）粉じん危険場所の工事は、 厚生労働省産業安全 研究所の工場電気設備防爆指針（粉じん防爆）によるものとする。						
14-7-4-36 ガス蒸溜危険場所 （1）ガス蒸気危険場所及びガスの種類は、図面又は 特記仕様書 によるものとする。 （2）ガス蒸気危険場所の工事は、 独立行政法人労働安全衛生総合 研究所の工場電気設備防爆指針（ガス蒸気防爆）によるものとする。					14-7-4-36 ガス蒸溜危険場所 （1）ガス蒸気危険場所及びガスの種類は、図面又は 特記仕様書 によるものとする。 （2）ガス蒸気危険場所の工事は、 厚生労働省産業安全 研究所の工場電気設備防爆指針（ガス蒸気防爆）によるものとする。						
第 8 章 電気設備機器標準仕様書					第 8 章 電気設備機器標準仕様書						
第 2 節 受変電設備（高圧・低圧機器）					第 2 節 受変電設備（高圧・低圧機器）						
14-8-2-1 共通仕様 1.閉鎖盤 （1）準拠規格及び保護等級は、「表 8-4 閉鎖盤の準拠規格及び保護等級」とする。					14-8-2-1 共通仕様 1.閉鎖盤 （1）準拠規格及び保護等級は、「表 8-4 閉鎖盤の準拠規格及び保護等級」とする。						
表 8-4 閉鎖盤の準拠規格及び保護等級					表 8-4 閉鎖盤の準拠規格及び保護等級						
種別		形式	規格	保護等級		種別		形式	規格	保護等級	
				閉鎖箱	仕切板					閉鎖箱	仕切板
高圧引込盤		LSC1	JIS C 62271-200	IP2X	—	高圧引込盤		CX	JEM 1425	—	
遮断器収納盤・受電盤・母線連絡盤		LSC1-PI			IP2X	遮断器収納盤・受電盤・母線連絡盤		MW・PW		IP2X	
受電補助盤						受電補助盤					
断路器盤		LSC1			—	断路器盤		CX		—	
変圧器盤						変圧器盤		CY			
コンデンサ盤						コンデンサ盤		CX			
コンビネーションスタータ盤		機能構造 級別 4	JEM 1225	IP2X	IP2X	コンビネーションスタータ盤		機能構造 級別 4	JEM 1225	IP2X	
低圧閉鎖配電盤	遮断器盤	FW	JEM 1265		—	低圧閉鎖配電盤	遮断器盤	FW	JEM 1265		
	配線用遮断器盤	CX		配線用遮断器盤			CX				
14-8-2-2 金属閉鎖形スイッチギア 1.準拠規格 JIS C 62271-200					14-8-2-2 金属閉鎖形スイッチギア 1.準拠規格 JEM-1425「金属閉鎖形スイッチギア及びコントロールギア」						

新旧 14—9

改定（令和8年7月版）														
	<table><tr><td>消音器</td><td>天井吊下形又は据置形</td></tr><tr><td>減圧水槽</td><td>角形（鋼板製又はステンレス製）</td></tr><tr><td>冷却水膨張水槽</td><td>角形（鋼板製又はステンレス製）</td></tr><tr><td>燃料小出槽</td><td>角形（鋼板製又はステンレス製）</td></tr><tr><td>燃料移送ポンプ</td><td>歯車式又はトロコイド式</td></tr><tr><td>燃料貯留槽</td><td>消防法による。</td></tr></table>	消音器	天井吊下形又は据置形	減圧水槽	角形（鋼板製又はステンレス製）	冷却水膨張水槽	角形（鋼板製又はステンレス製）	燃料小出槽	角形（鋼板製又はステンレス製）	燃料移送ポンプ	歯車式又はトロコイド式	燃料貯留槽	消防法による。	
消音器	天井吊下形又は据置形													
減圧水槽	角形（鋼板製又はステンレス製）													
冷却水膨張水槽	角形（鋼板製又はステンレス製）													
燃料小出槽	角形（鋼板製又はステンレス製）													
燃料移送ポンプ	歯車式又はトロコイド式													
燃料貯留槽	消防法による。													
3. 燃料消費率														
燃料消費率は、「表 8-8 燃料消費率」による。														
表 8-8 燃料消費率（単位：g/kWh）														
出力kW	ディーゼル	ガスタービン												
～ 37 以下	320	640												
37 超～ 71 以下	305	640												
71 超～225 以下	270	640												
225 超～545 以下	250	590												
545 超～768 以下	230	510												
768 超	230	470												

14-8-3-2 発電機

3.性能

(3) 過速度耐力

ディーゼル駆動用は、無負荷で定格回転数の 120%の速度で 2 分間運転しても機械的に異常のないこと。ガスタービン駆動用は、無負荷で定格回転数の 115%の速度で 2 分間運転しても機械的に異常のないこと。

(4) 波形くるい率

無負荷、定格電圧、定格周波数における波形は正弦波に近いものとし、波形くるい率は 15%以下とすること。

(6) 過電流耐力

定格電流の 150%に等しい電流を 30 秒間通じて機械的に耐え、かつ定格電流の 110%に等しい電流を 30 分間通じてても実用上支障のないもの。

14-8-3-3 原動機

1.ディーゼル機関

(1) 準拠規格

LES 3001、JIS B 8009-1・8009-2・8009-5・8009-6・8009-7・8009-9・8009-12

(3) 性能

ア. 過速度耐力

110%1分間（無負荷運転）

2.ガスタービン機関

(1) 準拠規格

JIS B 8041 「ガスタービン 受渡試験方法」

JIS B 8042-1「ガスタービン 調達仕様 第 1 部：一般事項及び定義」

JIS B 8042-2「ガスタービン 調達仕様 第 2 部：比較基準条件及び定格」

現行（令和6年7月版）														
	<table><tr><td>消音器</td><td>天井吊下形又は据置形</td></tr><tr><td>減圧水槽</td><td>角形（鋼板製又はステンレス製）</td></tr><tr><td>冷却水膨張水槽</td><td>角形（鋼板製又はステンレス製）</td></tr><tr><td>燃料小出槽</td><td>角形（鋼板製又はステンレス製）</td></tr><tr><td>燃料移送ポンプ</td><td>歯車式又はトロコイド式</td></tr><tr><td>燃料貯留槽</td><td>消防法による。</td></tr></table>	消音器	天井吊下形又は据置形	減圧水槽	角形（鋼板製又はステンレス製）	冷却水膨張水槽	角形（鋼板製又はステンレス製）	燃料小出槽	角形（鋼板製又はステンレス製）	燃料移送ポンプ	歯車式又はトロコイド式	燃料貯留槽	消防法による。	
消音器	天井吊下形又は据置形													
減圧水槽	角形（鋼板製又はステンレス製）													
冷却水膨張水槽	角形（鋼板製又はステンレス製）													
燃料小出槽	角形（鋼板製又はステンレス製）													
燃料移送ポンプ	歯車式又はトロコイド式													
燃料貯留槽	消防法による。													
3. 燃料消費率														
燃料消費率は、「表 8-8 燃料消費率」による。														
表 8-8 燃料消費率（単位：g/kWh）														
出力kW	ディーゼル	ガスタービン												
～ 37 以下	320	640												
37 超～ 71 以下	305	600												
71 超～225 以下	270	590												
225 超～545 以下	250	510												
545 超～	230	470												

14-8-3-2 発電機

3.性能

(3) 過速度耐力

ディーゼル駆動用は、無負荷で定格回転数の 120%の速度で 2 分間運転しても機械的に異常のないこと。ガスタービン駆動用は、無負荷で定格回転数の 105%の速度で 1 分間運転しても機械的に異常のないこと。

(4) 波形くるい率

無負荷、定格電圧、定格周波数における波形は正弦波に近いものとし、波形くるい率は 10%以下とすること。

(6) 過電流耐力

定格電流の 150%に等しい電流を 15 秒間通じて機械的に耐え、かつ定格電流の 110%に等しい電流を 30 分間通じてても実用上支障のないもの。

14-8-3-3 原動機

1.ディーゼル機関

(1) 準拠規格

LES 3001「陸用水冷ディーゼルエンジン（交流発電機用）」

(3) 性能

ア. 過速度耐力

120%2分間（無負荷運転）

2.ガスタービン機関

(1) 準拠規格

JIS B 8041 「ガスタービン 受渡試験方法」

JIS B 8042-1「ガスタービン 調達仕様 第 1 部：一般事項及び定義」

JIS B 8042-2「ガスタービン 調達仕様 第 2 部：比較基準条件及び定格」

改定（令和8年7月版）			現行（令和6年7月版）		
JIS B 8042-3「ガスタービン	調達仕様	第3部：設計要求事項」	JIS B 8042-3「ガスタービン	調達仕様	第3部：設計要求事項」
JIS B 8042-7「ガスタービン	調達仕様	第7部：技術情報」	<u>JIS B 8042-4「ガスタービン</u>	<u>調達仕様</u>	<u>第4部：燃料及び環境」</u>
JIS B 8042-8「ガスタービン	調達仕様	第8部：検査、試験、据付及び完成」	<u>JIS B 8042-5「ガスタービン</u>	<u>調達仕様</u>	<u>第5部：用途－石油及び天然ガス工業用」</u>
JIS B 8042-9「ガスタービン	調達仕様	第9部：信頼性、稼動性、保全性及び安全性」	<u>JIS B 8042-6「ガスタービン</u>	<u>調達仕様</u>	<u>第6部：コンバインサイクル」</u>
			JIS B 8042-7「ガスタービン	調達仕様	第7部：技術情報」
			JIS B 8042-8「ガスタービン	調達仕様	第8部：検査、試験、据付及び完成」
			JIS B 8042-9「ガスタービン	調達仕様	第9部：信頼性、稼動性、保全性及び安全性」
			<u>JIS B 8043-1「ガスタービン</u>	<u>排気排出物</u>	<u>第1部：測定及び評価」</u>
			<u>JIS B 8043-2「ガスタービン</u>	<u>排気排出物</u>	<u>第2部：排出物の自動監視」</u>
			<u>JIS B 8044</u>	<u>「ガスタービン及びガスタービン装置</u>	<u>空気音の測定 実用測定方法及び簡易測定方法」</u>
第8節 盤内収納機器等			第8節 盤内収納機器等		
14-8-8-1 断路器			14-8-8-1 断路器		
2.仕様			2.仕様		
(1) 形式	三極式断路器		(1) 形式	三極式断路器	
(2) 定格電圧	3.6/7.2 kV		(2) 定格電圧	7.2 kV	
(3) 定格電流	200/400/600/1200A		(3) 定格電流	200/400/600A	
(4) 定格短時間耐電流	12.5/20 kA		(4) 定格短時間耐電流	8/12.5 kA	
14-8-8-2 遮断器			14-8-8-2 遮断器		
2.仕様			2.仕様		
(1) 形式	固定形/引出形		(1) 形式	固定形/引出形	
(2) 定格電圧	3.6/7.2 kV		(2) 定格電圧	3.6/7.2 kV	
(3) 定格電流	600/1200A		(3) 定格電流	400/600A	
(4) 定格短時間耐電流	12.5/16/20/25 kA		(4) 定格短時間耐電流	8.0/12.5 kA	
14-8-8-6 リアクトル			14-8-8-6 リアクトル		
2.低圧用			2.低圧用		
(3) 付属装置			(3) 付属装置		
温度警報接点	<u>(警報接点付)</u>	1 式	温度警報接点	1 式	
14-8-8-7 避雷器			14-8-8-7 避雷器		
2.仕様			2.仕様		
(3) 公称放電電流	2.5/5.0/10kA		(3) 公称放電電流	2.5/5.0kA	
14-8-8-14 保護継電器・トランスデューサ			14-8-8-14 保護継電器・トランスデューサ		
1.保護継電器			1.保護継電器		
(3) 電圧継電器			(3) 電圧継電器		
イ. 仕様			イ. 仕様		
a) 形式	静止形及び誘導形		a) 形式	静止形及び誘導形	
b) 定格電圧	110V <u>又は 190V</u>		b) 定格電圧	110V	
c) 付加機能	動作表示器付		c) 付加機能	動作表示器付	
(4) 電力及び方向継電器			(4) 電力及び方向継電器		
イ. 仕様			イ. 仕様		
a) 形式	静止形及び誘導形		a) 形式	静止形及び誘導形	

改定（令和８年７月版）		現行（令和６年７月版）	
b) 定格電圧	110V <u>又は 190V</u>	b) 定格電圧	110V
c) 定格電流	5A	c) 定格電流	5A
d) 付加機能	動作表示器付	d) 付加機能	動作表示器付
(5) 過電流検出器		(5) 過電流検出器	
イ. 仕様		イ. 仕様	
a) 形式	静止形、 <u>2E 又は 3E 要素動作形</u>	a) 形式	静止形
b) 定格電圧	110V	b) 定格電圧	110V
c) 定格電流	1A 又は 5A	c) 定格電流	1A 又は 5A
d) 付加機能	動作表示器付	d) 付加機能	動作表示器付
(6) 複合保護継電装置		(6) 複合保護継電装置	
イ. 仕様		イ. 仕様	
a) 形式	静止形	a) 形式	静止形
b) 定格電圧	110V <u>又は 190V</u>	b) 定格電圧	110V
c) 定格電流	1A 又は 5A	c) 定格電流	1A 又は 5A
d) 付加機能	動作表示器付	d) 付加機能	動作表示器付
14-8-8-24 ねじ端子台		14-8-8-24 ねじ端子台	
1. 準拠規格		1. 準拠規格	
<u>NECA C 2811</u> 「工業用端子台」		<u>JIS C 2811</u> 「工業用端子台」	

福井市土木工事共通仕様書 新旧対照表		(下線部：改定箇所)
改正（令和８年７月版）	現行（令和６年７月版）	
第 15 編 森林編 森林土木工事における治山防潮工、溪間・山腹工、林道その他これらに類する工種については、「森林整備保全事業工事標準仕様書」（林野庁編集）（以下「標準仕様書」とする。）の最新版を準用するものとする。 ただし、標準仕様書「第１編 共通編」については、福井市土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」とする。）「第１編 共通編」を適用し、標準仕様書「第２編 材料編」については、「第２章 第４節 木材 及び 第９節 植生材料」を除いて、共通仕様書「第２編 材料編」を適用し、標準仕様書「第３編 森林土木工事共通編」については、「第２章 土工」を除いて、共通仕様書「第３編 土木工事共通編」を適用する。 なお、標準仕様書において、文中参照が上述により共通仕様書を適用している場合は、共通仕様書の当該箇所と読み替えるものとする。 参照：林野庁HPより「森林整備保全事業工事標準仕様書」 http://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/hyojun_siyosyo.html 第 16 編 集落排水編 集落排水関係工事において、農林水産省所管の集落排水工事にあっては、第12編下水道編を準用する。	第 15 編 森林編 森林土木工事における治山防潮工、溪間・山腹工、林道その他これらに類する工種については、「森林整備保全事業工事標準仕様書」（林野庁編集）（以下「標準仕様書」とする。）の最新版を準用するものとする。 ただし、標準仕様書「第１編 共通編」については、福井市土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」とする。）「第１編 共通編」を適用し、標準仕様書「第２編 材料編」については、「第２章 第４節 木材 及び 第９節 植生材料」を除いて、共通仕様書「第２編 材料編」を適用し、標準仕様書「第３編 森林土木工事共通編」については、「第２章 土工」を除いて、共通仕様書「第３編 土木工事共通編」を適用する。 なお、標準仕様書において、文中参照が上述により共通仕様書を適用している場合は、共通仕様書の当該箇所と読み替えるものとする。 参照：林野庁HPより「森林整備保全事業工事標準仕様書」 http://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/hyojun_siyosyo.html 第 16 編 集落排水編 集落排水関係工事において、農林水産省所管の集落排水工事にあっては、第12編下水道編を準用する。	